

## ジェンダーの日本近現代史(3)

栗 原 る み

### 第2章 大日本帝国の家父長制

#### はじめに

私が生きた60年間に、私の生まれてきた時点に存在していた社会は、どう変わったのだろうか。どんなことに関して、良く変革されたと見ることができるのだろうか。最近のグローバル金融経済危機と貧困問題の激化を目の当たりにして、なんとなく良くなっていくだろうという莫然とした感覚の決定的崩壊を自覚しつつあらためて、私はその問題にどう答えたらいいのか、考えあぐねているのだと気がついた。いつの時代でも、人々は与えられた枠組みに縛られながら、懸命に生きて来た。その枠組みの桎梏に、なんとか適応して生きのびつつも、所与の現実の不都合を変革する運動の方向性に、誰にも共感を得られるような希望を孕む展望を得たいと思うのが、歴史学を研究するものの心意気であろう。少なくとも最近の40年間、私はこの国の主権者であったのに、良い変革にコミットできたと評価することは、難しい。しかし私自身にとって現在模索中のポジティブな展望を語ろうとすれば、それは平和を創るジェンダー理論に巡りあって、戦前の家父長制の残滓と、戦後の近代家父長制の男女役割分担構造に、訣別する視座を得られたことである。

もちろん、日本社会の現実を顧みると、近代家父長制の克服はまだ希望にすぎない。私たちがふくしま女性フォーラムを立ち上げた1995年以来、男女共同

参画社会という旗印のもとに、差別のない地域社会の実現をめざして、活動してきた。しかし、その後の事態は、差別撤廃の方向に進んだとは、とても言えないことになってしまっている。現在の100年に一度の危機といわれる経済恐慌を準備した金融肥大化のもとで着々と進行してきたグローバルな格差拡大は、リーマン・ショック以降のアメリカ経済の収縮によって、激化の度を加速している。日本も例外ではなく、失業者は増加の一途をたどっており、自殺者も年間3万人を数え、派遣切り顕在化に象徴された昨年の経済の悪化以降、更に増え続けている。戦後日本が中流社会を実現し、克服したとされた貧困問題が、ここに来て日本でも重要課題として提起されてきた。

そこで、戦後の経済成長を支えた日本型経済、日本型経営を懐かしむ声がかかれるが、私たちはそれに組みすることはできない。日本型経営とは、基本的に男は仕事、女は家事育児という性別役割分業を前提とし、男は仕事に専念して無制限無定量に働くものだという制度でもあった。1945年の敗戦により、女は父・夫・息子に従うべき無権利なものと定めていた戦前の家父長制が終わりをつげ、日本国憲法により男女同権が実現した。しかし、性別による差別撤廃を規定した画期的な文言は、男女は本質的に平等だが役割は違って当然とする解釈によって、近代家父長制を支える社会システムに押し込められてしまった。企業につくして目一杯働く男は、家事育児を一手に引き受ける妻を雇える家族賃金を得ることができた。いわば、企業が男の世帯主を通じて、家族の再生産を保証するという企業を媒介とした福祉の制度であった。それが戦後日本の高度成長を支えた近代家父長制の基礎的な制度設計として機能した。

日本でジェンダー平等をもとめる動きによって、女性にあらゆる仕事と正面から向き合えるチャンスが開かれ始めたのは女性差別撤廃条約批准の後であった。しかし、落とし穴があった。第1に、基幹的に仕事をするのが男なみに働くことだとする総合職の定義に象徴されるように、働く条件の再検討が殆どなされなかった。従って、仕事に打ち込むためには、再生産を支える妻役割を必要としていた。女がまともに働くには、母の支援が不可欠、子どもの送り迎え

は祖母の仕事などの言説が流布することになった。第2に、それまでの家族単位のもとでも、女性や学生などが周辺的な労働力として、パートやアルバイトで経済のサービス化を支えていた構造の見直しがきちんと提起されなかった。主婦パートも学生アルバイトも、家族賃金を支払われている世帯主の扶養家族であることが前提であった。主婦パートや学生アルバイトは基本的に世帯主の健康保険に加入していたし、主婦は年金的には第3号被保険者だったので、雇主は社会保証費用の負担を免れた。学生アルバイトは、小遣いや遊ぶためのプラス $\alpha$ が必要だから働くので、社会勉強にもなると、低賃金を受け入れた。主婦パートも、子育てに一段落したので、子どもの学費や家のローンの足しにするため、ちょっと働きに出るのだからと、低賃金を受け入れた。これら配偶者控除や扶養控除などの税制に守られた低賃金水準が、自立した生活ができないレベルの最低賃金を正当化した。こうした働き方に対する意識を、根本的に覆すための、シングル単位の制度設計への移行は、まだ実現していない。第3に、男女共に働き結婚し子どもを育てることを実現するために不可欠な、家族ではなく社会が福祉を支えるための社会的インフラ、すなわち労働時間の短縮や保育園の充実への社会的な投資が不十分な状況が続いていたことである。企業は雇傭者層全体の再生産を可能にするための福祉に応分の負担をするべきだという企業の社会的責任についての認識が、私たちの社会ではこれまで不十分だったのではないだろうか。従業員の福祉制度を個別企業に委ねるのではなく、総資本として総労働の再生産に必要な福祉制度のための経費を負担し、そのための施設を政府が責任をもって運営すべきという社会的合意を明確につくらなければ、社会は持つはずがない。第4に、そうした土壌のもとで新自由主義的構造改革が、グローバルな競争場における収益至上主義とそれを支える能力主義と資格主義と成果主義のかけ声によって実行された。小さな政府政策の影響により、公共事業は減少し、企業を媒介にした家族福祉の切り詰めも進行した。政府が福祉制度に責任を持つという社会的合意の不十分さが顕在化し、いざというときに頼れるのは家族だけと多くが実感せざるを得ず、家族の役割が大き

くクローズアップされるとともに、現実には、家族が崩壊している場合にはどうしようもないという形で、貧困層の可視化が進んだ。要するに、現在の危機において、私たちは家族の役割、仕事の意味、政府の果たすべきこと、グローバル経済のルールが、どこを見ても不明瞭化した現実直面しているといえよう。私は今こそ、働くことの内容を、問い直す必要があると考えている。誰もが、その人なりに他者に役立つ何かできることをすることによって、人間らしく尊厳をもって、生きていくことのできる福祉制度を整えることが必要だと主張したいと、思っている。目先の損得を超えて、本当になっとくできる生き方を、ひとりひとりがなしうる知識をどう獲得するのか、そこがカギだと思う。格差拡大、貧困問題の顕在化は、シングルマザーの生活条件の悪化に象徴的に現れているように、男女差別を決して克服していない現実がある。そこを突破する展望が必要とされている。

ジェンダーの視点で過去を振り返ることは、帝国主義、ファシズム、冷戦を乗り越えるために積み重ねられた叡智を探ることでもある。そこには、テロとの戦争を解決するための知も準備されているはずであろう。私たちが、市場原理主義の収益の論理に対して、生存の論理を対置し、この生産力水準を生かせば、戦のない地球は可能だと、声高く唱えるための、蓄積された知も経験も存在していたことは、確認できると考えている。しかしながら、今も戦争を起すエリート同盟の論理が、国民国家の国益の論理を媒介にして、多くの人々の生存権を脅かしている。帝国主義、ファシズム、冷戦、テロとの戦争と、打ち続く戦争を起す論理へ、私たちを動員するための議論があとを断たない。総選挙に向けての議論を見ても、国益や国際競争力をつけることが、ア priori に前提にされていることが多く見られた。

本章は、日本が近代国家として形成されたとき、一握りのエリートが考案した、帝国主義の時代に相応しい支配の機構について考察する。明治日本の近代国家の制度を決めた人々は、本当にごく一部の人々であった。広く会議を起して公論できまるという建前は廃され、密室で秘密裏に憲法が議論された。大日

本帝国憲法は有無をいわず欽定され、教育勅語も天皇のことばとして与えられた。私たちの先祖の圧倒的多数は、その制度構築の過程から完全に疎外されており、受身だった。男は、政策決定・執行者への立身出世の可能性が誰にも開かれているとする幻想をもつことができたかも知れないが、女は無能力なものとして客体化され、決定から排除された。それにも関わらず、出来上がった制度は、体制の提供するエリート同盟の論理への服従を、すべての国民に臣下として強いることになった。

ここでは、大日本帝国憲法の下で、臣下として近代と対峙した経験を、どうすれば克服できるのか、考えたい。個人が自立せず、集団主義的ないま・ここ主義になびく体質について、戦後立てられた問題設定は、なお克服できない日本人を特徴づけるメンタリティだと指摘され続けている<sup>1</sup>。そこで決められた制度は、日本国憲法の制定によって、国民が主権者となる制度へと今では一変している。とはいえ、歴史は連続的なプロセスであり、戦前の大日本帝国時代の遺物は、その影響を今も私たちの制度・習慣に陰をおとしているからである。私は、大日本帝国憲法の体制を、なぜ、どこが、引き継ぎたくない制度であるのか、もう一度ここで、みなさんと共に考えてみたい。克服するためには、当時そうであった条件を明らかにして、今との相違性を認識することが必要だと思う。そのために、なぜ家族が戸主を中心のヒエラルキー構造に制度化されたのか。なぜ人々は、どのように仕事に従事したのか。そして仕事は人々にどのような喜びや痛みをもたらしたのか。なぜ、人々は国益が侵略的戦争に勝つことだという帝国主義のイデオロギーに動員されることになったのか。それらの諸問題について、改めて考えてみたい。

## 第1節 なぜ家族が戸主を中心のヒエラルキー構造に制度化されたのか。

### (1) 欽定憲法を支える体制の整備

1881（明治14）年の政変により、欽定憲法への道筋が定まったといわれる。その動きを主導していった伊藤博文と井上毅のそれぞれの構想と齟齬について、様々な研究が蓄積されている<sup>2</sup>。旧支配層を体制内化しつつ上から文明化をめざすための方法として、井上毅が「人心を統攬制御する」ための5つの具体的な教導策を提案したことは、よく知られている<sup>3</sup>。第1策は、官報新聞の発行により、官製イデオロギーを流す方法を開発することであった。「都鄙の新聞を誘導」することは、自由民権運動の言論に対抗するために、道具が必要であると自覚していた。第2策は、士族が不満分子化することを防ぐため、彼らを肯定的に活用することとし、その方策を講じることであった。そのため第3策に、井上は、知識層たるべき士族を産業の指導者に育成するため、中学並びに工農業学校の設置を構想した。第4策は、近世以後日本化し漢学として定着していた儒教の復権であった。明治天皇と侍補元田永孚の意向に沿い、少なくとも小学校教育においては、仁義忠孝を内容とする儒教道徳を教育の中心に据えることとなった。第5策は、ドイツ学の奨励であった。理由はなによりも、ビスマルクのドイツが、日本がモデルとすべき立憲君主制を採用していたことであった。

そのための方策として採用された諸制度のうち、とくに以下の3つが差別再構築に重要な役割を担ったと思う。

第1は、身分制度を再構築したことである。国会開設に備え、幕末維新期に活躍した士族を華族に加え、彼らによる民権派に対抗できる上院議院をつくることを構想する。その実現のために、1884（明治17）年7月7日、華族令が制定された。華族には、公卿・諸侯以外の維新に大きな活躍があった人たちが組み込まれ、公・侯・伯・子・男と序列化された。こうして、旧来の家柄をそれ

なりに尊重し、新しい身分秩序を創出し、伊藤博文が彼らの序列化、格付けを実施した。華族の特権・義務などが規定されたが、注目すべき事は、女性の取扱いである。

小田部雄次の研究によれば<sup>4</sup>、華族の相続は男子に限られた。女子しかいない場合は、宮内大臣の認許のもと、限定された範囲から婿養子などをとることとされた。当初、華族令では女戸主を認め、「入夫又は養子が家督相続をなしたる後襲爵」としていたが、1907（明治40）年の華族令改正後には認められなくなる。理由は第1に、「女戸主は皇室の屏翰たるの実を挙げしむるに不適當なること」、第2に「女戸主を認むれば男系に依る皇位継承の本義に則る根本の觀念を藐視することになること」、第3に「入夫、養子襲爵を請願せしむと云うのは言辞を弄ぶものであって、結局情実を以て誤摩化そうとするものであること」、第4に「女戸主を認むるとせば無爵の華族あることを許すこととなること」から。同時に、相続人は男子であるばかりでなく男系であることとされた。たとえば、「一粒種の女の子が士族、平民たる某に嫁いで男の子数人を挙げても此の男子を養子にすることはできない」。養子は「男系の6親等以内の血族」が原則であった。皇統の男系を維持するために、華族もまた男系を強いられた。

第2は、儒教道德の復権であった。天皇が侍補元田永孚に起草させた「教学聖旨」は、仁義忠孝を内容とする儒教道德を教育の中心に据えるよう主張していた。伊藤博文は井上毅に起草させ、明治天皇が宣布した明治新政の5箇条の基本政策を撤回し、近世封建制へ回帰するようなことがあれば、遠大なはかりごととはいえないという趣旨の反論を天皇に提出する。しかし、聖旨は出され、教育令が改正され、「修身」が小学校の教科の筆頭に位置づけられることとなった。1881（明治14）年6月には小学校教員心得が公布され、徳育が小学校教育の基本であることが強調される。聖旨は、天皇の公教育への最初の介入であり、封建教学を否定した、近代的教育理念にもとづく学制の方針におおきな転換をせまるものであった<sup>5</sup>。

戦後に生まれた私は、儒教道德について、殆ど学ぶことなく、これまで生きてきていると思う。だが、これは1945年前後以後に生まれた世代の特徴であり、1910年代ころまでに生まれた人は素読の教育を受けていたという<sup>6</sup>。開国にいたるまで、学問の基礎は儒教であった。儒教と対決することを説いた福沢諭吉も、民権家たちも、みな幼少の頃より儒教を学び、論語等を諳んじていた。水戸学の排外主義的天皇中心主義を内容とする「国体」論も、「忠孝」の儒教的語彙を用いていた。

論語については、加藤周一さえ、共通の古典にしたらいいと述べている<sup>7</sup>。穂積重遠も聖書に匹敵する理想を述べたものと解釈し、「子のたまわく、民はこれに由らしむべし、これを知らしむべからず」を、民を愚にすべしとする秘密主義、専制政治の暴露だと非難攻撃されるのであるが、私はそうは思わないとして、次のような見方を示している<sup>8</sup>。「知らしむべからず」を「知らせてはいけない」とせず、「知らせただけではいけない」と解したらどんなものだろうか。そして「由る」というのは抽象的理論ならぬ具体的実践であって、人民に道義実践の基準を与えよ、と解釈したいというのである。近ごろはやりの「自由」なども、無軌道脱線の得手勝手でないことはもちろんの話で、「自暴自棄」に対する「自らの由りどころ」である。すなわち各人を理屈倒れでない足の地についた自由の民たらしめよというのが孔子様の真意だ、といたら間違っているだろうか、と解釈を示している。様々な読み方が可能なのだろう。だが、儒教は、幕藩体制の日本で、君主や、君主に仕えるものの、在るべき姿を説いた、武士の学問であった。臣下として上に建言できるほど、たくさん勤勉に勉強せよとは教えたかも知れない。しかしながらこの章は、エリートの支配には好都合であったのではないか。また、立身出世など不可能な環境に生まれ、あるいは途上で挫折し、そこまで勉強することの不可能な人々に対しては、民とは上の命令にただ服従すべき存在であるとあきらめる論理に利用されることとなったのではないだろうか。大日本帝国の時代、圧倒的多数の臣民は受身に由ることを強制され、知らされなかった。

その上、女性に対する扱いについては、どうみても賛同しえない。穂積重遠も、「子のたまわく、ただ女子と小人とは養い難しとなす。これを近づければすなわち不遜、これを遠ざくればすなわち怨む」については、さすがに「民主にして男女対等の今日として不都合千万なのはこの1章で、さすがの孔子ファンも弁護の言葉がない」と述べている<sup>9</sup>。『論語』では、母は重視されているが、女性は誘惑を警戒すべき対象として出現しているばかりである。

さらに『論語』好きで知られた渋沢栄一について、佐野真一は妻の兼子の次のような感想を紹介している<sup>10</sup>。それは、「大人も『論語』とはうまいものを見つけたよ。あれが『聖書』だったら、てんで守れっこないものね」、だから「明眸皓齒（美人のこと）に関することを除いては、俯仰天地に恥じない」などと堂々と言えたのであって、性道徳に厳しい『聖書』だったら身が保たなかっただろう、と皮肉として述べていたそうだ。『論語』には性道徳に関する訓言がほとんどない。渋沢栄一には、妾がたくさんいて、栄一が生涯になした子は20人近くにのぼるといわれるており、『論語』にはそれをチェックする道徳は、含まれなかったようであり、妻はそのことに皮肉しか言えない環境に置かれていたのであった。

第3は、大日本帝国憲法に基礎づけられた帝国を支える御用学問の権威として、東京大学とドイツ学を位置づけたことである。

大日本帝国憲法は、プロシア憲法を範とすべきだと決めた1881（明治14）年以後、ドイツ人ロエスレルの指導のもとに作成された。彼は、君権主義、欽定憲法主義の擁護、強化のために、反政党内閣、統帥権独立主義、天皇大権の広範な権限、議会からの法律発案権剥奪、前年度予算執行主義など採用すべきことを論じ、大日本帝国憲法は、内容、公正、条文の形態においてロエスレルの提案をほとんどといってよいほど受け入れたものとなった。ただ、梅溪昇は、ロエスレルは、第1条条文の「大日本帝国は万世一系の天皇これを統治す」という神話的表現に強く反対し、「日本帝国は万世分割すべからざる世襲君主国とす」と提案していたと指摘している。その理由は「今後幾千百年の日まで皇

統の連綿たるべきやは何人も予知し能はざる所なり。然るに此の如く漠然万世一系と云ふは頗る過大の称たるを免れず」。でもそれは採用されなかったという。井上毅が古い神話的伝承にもとづく国体をヨーロッパ的な立憲制によって粉飾しようとしていたからであった<sup>11</sup>。

欽定憲法の発布も神話によって演出され、1889（明治22）年2月11日とされた。2月11日が「紀元節」と定められたのは、1872（明治5）年太政官布告による。この日は神話上の第1代天皇、神武天皇が橿原で即位したとされている『日本書紀』の「辛酉年春正月庚辰朔」を太陽曆に換算し、西曆紀元前660年にあたる年の2月11日と算出したもの。翌年の2月11日が、軍人に対する金鷄勲章制定の日ともなったことも含めて、色川大吉は、「戦前日本の支配階級にとっては、なつかしい記念の日かもしれない」と述べている<sup>12</sup>。

だが、ドイツ、プロイセン、ビスマルクを手本とする大日本帝国の制度設計を正当化するために、知識エリートを動員する機構整備も、東京大学法学部のドイツ学中心化構想として、加藤弘之を中心に着手されはじめていた。加藤弘之は、最初のドイツ学導入者で、東京大学の初代総理、天賦人権的啓蒙論者から、社会ダーウィニズムへ転向して権力側を代表する官僚学者となった政治学者。1881（明治14）年11月、内務省通達の形式で『国体新論』と『真政大意』の絶版を広報し、1882（明治15）年、『人権新説』を刊行し、主義の一変を宣言した。思想的変化の動機を、本人はバッケルやダーウィン、スペンサーの著書により、形而上学を捨て進化哲学を読んだ結果だと述べている<sup>13</sup>。

穂積陳重は、1879（明治12）年5月1日付で、文部大臣に「独逸国へ転出の願書」を提出した。欧州各国の法理を学ぶのに、ドイツが最も適当なこと、また法律学は、国情により制度が異なるので、当時新たに帝国となったドイツの法律制定を注目熟察したいと等の理由であった<sup>14</sup>。文部省からの許可を得て、彼は1890（明治13）年4月ベルリン大学法学部に聴講生として入学を許可された。1881（明治14）年2月15日付で、東京大学総理加藤弘之から、法学教員として任用したいので、8月中旬頃迄に帰朝するように、という照会が来る。こ

うして6月帰国、7月28日東京大学法学部勤務となり、加藤弘之総理のもとで独法講座の充実に乗り出す。これには明治14年政変で明確化した、プロイセン型憲法を制定の意向が反映し、そうした帝国を支える学問とエリートを養成する大学づくりが目指された<sup>15</sup>。

陳重の弟である穂積八束は1883(明治16)年7月に東大を卒業、研究生となったが、1年後の1884(明治17)年8月に文部省の命でドイツに留学した。井上毅は、「此際要用」の人物だから是非面会してやってほしい旨の書翰を伊藤博文に出している。伊藤は穂積に色々注意を与え、留学目的を憲法専攻に改めさせたという。1911(明治44)年新春の講書始の回顧によれば、彼は留学中クーランジュ『古代都市』における古代ギリシャ・ローマの祖先崇拜の記事から示唆を受け、祖先教の日本と個人主義の西欧という基本的対置に発する彼の理論を打ち立てたという。1889(明治22)年2月11日の憲法発布の直前に帰国し、渡辺洪基帝国大学総長に教職員のための憲法講義を依頼され、3月には法科大学教授となった<sup>16</sup>。穂積八束とは、帝国憲法制定を前提として、公法研究のためにドイツに派遣された存在だったのである<sup>17</sup>。

なお、穂積陳重の孫、穂積重行は、穂積陳重と八束の対立する国体論について、指摘している。すなわち陳重は八束の日本国体論＝家族国家論、天壤無窮的国体論とははっきりと対立する発展論的な見方を示していたという。兄は、国体＝天皇制に対して、これを人類学的に考察しようとして、弟は宗教的な方向に向かってこれらの問題に投入して行ったというのだ。そしてその原因を、少年時代に受けた儒学と国学の教育の差によって説明している<sup>18</sup>。

## (2) 民法の変更をめくって

### (a) 旧民法の制定まで

若干先走ってしまったが、ここでは制定途上にあった民法を帝国憲法にふさわしいものへ変更した経過について、考えてみたい。ドイツを範例とした君主制を支える憲法が制定されたが、憲法に適合的で、諸外国の取引相手から条約

改正の条件として受け入れられるべき民法と商法を作成することは、懸案であった。

<第1草案>

民法には長い制定過程があった。フランス人ボアソナードが日本人委員とともに努力し、長年検討を重ね、1888（明治21）年10月6日、旧民法「第1草案」人事編（510条）と獲得編第2部（468条）が各方面に送られた。その内容について、井ヶ田良治は、第1草案は、植木枝盛の思想<sup>19</sup>と一致し、その希望に応える内容のものだったとのべ、その例として、婚姻、離婚原因、相続についての規定を以下のようにあげている<sup>20</sup>。

婚姻について第1草案は、「第47条 成年に至らざる男女は父母の承諾を得るに非ざれば婚姻を為すことを得ず」と規定した。その理由書は、「仏国法に従へば男子と雖も満25歳に至らざれば父母の承諾を要するものとなせり。蓋し婚姻は人間一生の幸福に関する重大の事なりと云ふに在るのみ。然れども此の理由は男子に限らず女子と雖も亦同じ。然るに女子には普通の成年を存し男子に限り之を変するものは何そや」とフランス法に疑問をのべ、これは、父母の権力に服従させようという「親権の謬説に陥るものにして我が賛成するを得ざる所なり」とした。

離婚原因についても、「第131条 離婚を請求するを得べき原由」の第1に「姦通又は太甚しき不行跡」を挙げている。その理由書は、「此規則は我国の慣習に反するものなれば或は駁撃を來たす可し。仏国法にも夫婦の間一の區別を為して夫の姦通は姦婦を其家に置きたる場合に非ざれば離婚の原由と為さず。然れども是れ如何なる理ありや... 婚姻は双務契約の如きものにして夫婦互に信実を守るの約束なれば夫は最早自由ならず」とし、夫婦の同権を主張している。

相続についても、家督相続と普通相続とに分けているが、家督相続人を長男・男子に限っていない。しかも、家名付属の特権を家督に帰しているほか、他の相続人より多くの財産を家督に与えようにはなっているが、基本を被相続

人の意思におき、遺留分に該当する普通相続人の相続分を法定している。たとえば、普通相続人1名のときの家督相続人の法定分は3分の2であり、普通相続人が2名のときは、家督相続人の法定分は2分の1であり、被相続人たる戸主が家督相続人に多額の財産を独占的に相続させようとしても、この法定分まで減縮されるようになっている。反対に、戸主の命による家督相続分が法定分に達しないときは、そのまま増額しない。これについて理由書は、「蓋し今日我が国に於て家督相続を維持せざるべからざるの理由は条理の正に然らしむるのに出てたるにあらず、慣習の久き断然之を廃止するときは一般の人心に触るるの恐れあるに出でたるものと謂ふへし、条理の望む所は固より相続人間の平分にあるや必せり」。

<再調査案>

第1草案に対する各方面の意見がかえってくると、法律取調べ委員会は、1889(明治22)年2月5日から3月13日までと4月11日から16日まで審議し、新案として、1889(明治22)年暮れの頃「民法草案人事編再調査案」を作成した。その内容をみよう<sup>21</sup>。婚姻について。再調査案「第46条 子は父母の許諾を得るに非されは婚姻を為すことを得ず。但男は満30年女は満25年の後は許諾を得ずと雖も之を請ふを以て足る」となっている。離婚原因について。「第1 姦通但夫の姦通は婦に対して陵辱を加ふる場合に限る」と男女に大きな差別を設けた。さらに、戸主についての規定の変化。戸籍編成があるかぎり、戸主の存在は否定できなかつたので、第1草案も「我邦戸主家族の習慣は千古の遺風にして之を保存すへきは固より当然なり」としてはいたが、戸主とは、「独立して一家を成す者」としただけで、戸主権といった類のものをまったく認めなかつた。ところが、再調査案は、第342条で「戸主とは一家の長を謂ひ家族とは戸主の配偶者及び其家の在る親族を謂ふ 戸主及び家族は其家の氏を称す」としたのをはじめ、戸主に、家族に対する婚姻、縁組等身分行為の許諾権、分家・絶家再興の許諾権など、多種多様な権限を与えた。

<旧民法>

1890（明治23）年1月にはこの再調査案に対し、さまざまな委員の意見が出され、いっそう保守的に修正されたうえで、5月には元老院に附議され、9月18日元老院で可決、枢密院の議を経て、10月7日公布された。こうして公布された旧民法は、第1草案とはまったく異質のものに変身してしまっていた<sup>22</sup>。再調査案をさらに保守的に変えていった委員たちは「夫より婦に対して貞を守るとは古来未だ聞かざる所」として、原案に「夫婦は互いに貞実を守り」とあったのを信実（しんじつ）に改めるよう主張し、結局、この夫婦の貞実義務条文を全部削ってしまった。「夫には姦通なし」として、離婚原因を夫については刑に処せられた場合に限るなど、妻が容易に離婚を請求できないように工夫した。相続についても、旧民法は、家督相続を長男子優位の、一切の財産の単独相続としたから、多くの女性は、他の2.3男とともに家督相続から事実上排除されてしまった。

旧民法の編纂過程をみると、戸主権と家督相続の新設による「家」原理の成立と同時に、それ以前には自覚的に語られていた男女同権に対する意識的な反動化という特徴が見られた。男女差別を確立するために、家制度が利用され作りあげられたとさえ言えるかも知れない。

1890（明治23）年4月、5編1762条にわたる長大な民法典全体を完成させた。憲法施行直前の時期に当り、議会開会前であったので、まず元老院の審査にかけて認められ、次に枢密院にかけられて通過し、1890（明治23）年、民事訴訟法、商法、家賃分散法とともに一部は4月21日、結婚・離婚がある人事編は10月7日に公布され、1893（明治26）年1月1日から施行すると決められた。この旧民法は、家族を扱う人事編の前に財産編と財産取得編がおかれていた。その2編は産業資本主義に即応し、個人の自由活動を保証する進歩的な自由主義原理に立っていた。賃借権（小作権）を物権編に編入し、第3者に対して対抗力をそなえる物権としての保護を与えようとした点に見られるように、財産法関係については、産業革命期にふさわしく、近代市民法の諸原理に沿って規定

が作られていた。そしてこの項目は、明治民法においては、地主の利益を擁護する債権に変更された。

しかし、家族法において、旧民法編纂過程ですでに大きく変化していた。1881（明治21）年7月頃に成立した旧民法の第1草案は、伝統的な家蔵制度に批判的で、戸主の特権もほとんど認めず、長男の相続分を他の子どもより若干優遇しただけ。ボアソナードは、家族法の起草には直接関与していないが、日本の単独相続慣行に批判的で、間接的に影響を与えた。しかし、法律取り調べ委員会内部でも批判が多く、単独相続と戸主特権の強化の方向で改正が行われ、旧民法が成立した<sup>23</sup>。要するに身分法関係については、第1次草案にみられた個人本位の市民的家族原理は、立法過程で大幅に後退させられ、公布された人事編は家父長制的家制度になってしまっていた。

ただ、人事編も日本の封建的伝統の制約を取入れつつも、婚姻の契約宣言、一夫一婦制、夫婦同姓原理の確立など、進歩的な色彩もあって両者が交錯していたと湯沢は述べている。たとえば、人事編の冒頭に婚姻の規定がおかれ、戸主の規定は末尾近くにあった。家父長制的家制度を一応認めながら、婚姻無効の取消権を親には与えたが戸主には与えず、家族の居所指定権も戸主に与えないなど、戸主の弱体化を想定している。親族姻族に先んじて配偶者を家族と規定する、婚姻には父母の許諾を必要としつつ儀式前の申し出をおく、などといった点に特徴があった、そのほか、長男の単独相続や離婚の際の子の監護権は父のみといった、しきたりや慣行についての配慮も十分なされていたという<sup>24</sup>。

こうみると、女性の権利が全くないがしろにされた基礎の上に形成された人事編という点で、1890年旧民法と1898年明治民法とは、大同小異だった。だとすると、「民法出でて忠孝亡ぶ」というセンセーショナルな表題で展開された延期派の論難とは何だったのか。

## (b) 旧民法を没にする過程 民法典論争

以後の法典修正論議の経緯については、修正過程の当事者であった穂積陳重

が、息子重遠に語った話をもとになった『法窓夜話』に記載がある。結構わかりやすいと思うので、幾分要約しつつ、以下にその説明を紹介したい<sup>25</sup>。

まず、法典実施延期の起因<sup>26</sup>から。政府が憲法の実施、帝国議会の開会を目の前に控えながら、これを待たずあわただしく民法商法の二大法典を発布したのは、憲法実施の始より帝国議회를軽視していたが、その実は法典編纂が交渉しつつあった治外法権撤去の条件となっていたので、もしこれを帝国議会の議に附したなら、非常に手間取る恐れがあったためであった。

第1帝国議会は、民法商法の発布された1890（明治23）年11月に開会され、商法の実施時期は、その後一ヶ月程に迫っていたから、この法典を実施すべきか延期すべきかについては、第1帝国議会劈頭第1の大問題となった。それより先、法学士会は、1889（明治22）年春期総会で、全会一致で法典編纂に関する意見書を発表し、同会の意見を内閣諸大臣および枢密院議長に開陳することを議決。意見書は法典の速成急施の非を痛論したもので、それが導火線となって、当時の法律家間には、法典の発布、実施の可否が盛んに論争された。

次に商法の延期について<sup>27</sup>。

英法派は、第1帝国議会に、商法の施行期限を1893（明治26）年1月1日、則ち民法の施行期日まで延期するという法律案を衆議院に提出。英法派は法学院を根拠として戦備を整え、仏法派は明治法律学校を根拠として陣容を整え、双方とも両院議員の勧誘に全力をつくし、或は意見書を送付し、或は訪問勧説を行い、或は商工会その他の実業団体より請願書を出させるなどした。一方政府側は断行派の運動を助けた。新聞紙、雑報などで各々その味方する説に応援し、双方の法律家は各所に演説会を開いて声援をした。12月15日の議案に上がる前夜には、双方激昂の余り、議員に対して脅迫がましき書状を送った者さえもあったとの事。衆議院では、延期法案の議事は12月15、16の両日にわたったが、延期派の英法学者では、元田肇、岡山兼吉、大谷木備一郎等の法学院派、その他関直彦、末松謙澄等が発議者の中心だった。断行派の仏法学者では井上正一、宮城浩蔵、末松三郎等が最も有力なる論者であった。かくて両軍衆議院

の戦場で鎬を削った結果は、延期説賛成者189に対する断行説賛成者67で、とうとう延期派の大勝に帰した。

衆議院で可決した商法施行延期法案は貴族院に回付されて、12月20日に同院の議に附せられ、当時私(陳重)も加藤弘之等とともに延期論者中に加わったが、同院においても激論2日間にわたった末、延期説賛成者104に対する断行説賛成者62で、延期派の大勝に帰した。かくて、1890(明治23)年法律第108号をもって商法の施行期限を1893(明治26)年1月1日即ち民法施行と同時日まで延ばすこととなった。

そして、いよいよ民法の延期について<sup>28</sup>。

1895(明治25)年の春、江木衷、奥田義人、土方寧、岡村輝彦、穂積八束の諸博士、松野貞一郎、伊藤悌次、中橋徳五郎等法学院派の法律家11名が「法典実施延期意見」を発表した。翌年1月1日より施行さるべき民法の実施期日を延ばし、これを修正すべしとの趣意。延期の理由として挙げた7箇条は、民法を根本的に攻撃した随分激烈なもの。その題目は、1)新法典は倫常を壊乱する。2)新法典は憲法上の命令権を減縮する。3)新法典は予算の原理に違ふ。4)新法典は国家思想を欠く。5)新法典は社会の経済を攪乱する。6)新法典は税法の根原を変動する。7)新法典は威力を以て学理を強行する。

この宣戦書に対して、明治法律学校派の岸本辰雄、熊野敏三、磯部四郎、本野一郎の諸博士、宮城浩蔵、杉村虎一、城数馬等が発表した「法典実施断行意見」と題するものの論旨および文字は、一層激烈であった。この意見書も延期意見書の如く題目を立てた。1)法典の実施を延期することは国家の秩序を紊乱する。2)法典の実施を延期することは倫理の破類を来す。3)法典の実施を延期することは国家の主権を害し独立国の実を失はせる。4)法典の実施を延期することは憲法の実施を害する。5)法典の実施を延期することは立法権を抛棄し之を裁判官に委ねるものである。6)法典の実施を延期することは各人の権利を全く保護が受けられなくするものである。7)法典の実施を延期することは各人に安心立命の途を失はせる。8)法典の実施を延期することは国

家の経済を攪乱する。

さて、右の2つの意見書が両軍対戦における最初の一斉射撃。それより双方負けず劣らず多数の意見書、弁駁書等。

梅謙次郎、高木豊三等の組織せる明法会の会員や、当時はまだ法科大学フランス部の学生であった若槻礼次郎、荒井賢太郎、入江良之、岡村司、織田萬、安達峯一郎等、あるいはまた東京府下代言人有志者百余名等からも断行意見書が発表された。

延期派では若手だった花井卓蔵なども盛んに筆を執って延期論を起草。当時私（陳重）も、法理上から民法の重なる欠点を簡単に論じたものを延期派の事務所に送り、意見書中の一節とすることを請うたが、事務所から「至極尤もではあるが、この際利目が薄いから御気の毒ながら」と言って戻して来た。激烈な論争駁撃の場合に、法典の法理上の欠点を指摘するなどは、白刃既に交わる時において孫呉を講ずるようなもので、我ながら迂闊千万であったと思う。要は議員を動かして来るべき議会の論戦において多数を得ることであった。その目的のために大なる利目のあったのは、延期派の穂積八束が「法学新報」第5号に掲げた「民法出でて忠孝亡ぶ」と題した論文であったが、聞けばこの題目は江木衷博士の意匠に出たとのこと。双方から出た仰山な脅し文句は沢山あったが、右の如く覚えやすく口調のよい警句は、群集心理を支配するに偉大なる効力があるものである。

ここで、穂積八束の主張を、井ヶ田良治の整理によってみておこう<sup>29</sup>。第1の特徴は、1891（明治24）年の一連の論文によれば、彼の主張は、いちじるしく抽象的で法の具体的内容にはふれていない。重点は、「明治立憲の法度は社会の改新を謀るの急なるに因り専ら私法家の理論に偏聴したる跡あるは或は後世の歎することなきを知らずや」と考え、家制・祖先教・天皇制の連鎖に、父子夫婦の平等・耶蘇教・共和制の連鎖を対比したもの。こうした八束の非難は3年前の第1次草案には該当しても、公布された旧民法にはあたっていないものであった。第2に、法典延期派の主張は、少なくとも、個人主義批判・家長

制擁護に関する限り政治的イデオロギー的感情的なもので、法律論ではなかった。家制擁護論の錦の御旗は国体論であったが、それはその表面であり、その裏面の内実は、一夫多妻を正当化し、夫の姦通は日本においては古来きかざるところとする躰の低俗な男尊女卑感情にほかならなかった。第3に、民法典論争は、英法派・仏法派の理論的対立や、立法技術の諸問題、さらには編別構成や賃借権の物権編編入の是非などさまざまな論点をめぐって争われたが、議会に影響を与えた家制論議についてみれば、それが明らかに政治論議・イデオロギー論争であったことは否定できない。

『法窓夜話』にもどる。1892(明治25)年になると「民法商法施行延期法案」は5月16日先ず貴族院に提出された。ここからの動きは、第1表 民法修正過程年表に示した。その原案は、「明治23年3月法律第28号民法財産編、財産取得編、債権担保編、証拠編、同年3月法律第32号商法、同年8月法律第59号商法施行条例、同年10月法律第97号法例及第98号民法財産取得編、人事編は其修正を行ふが為め明治29年12月31日まで其施行を延期す。」というので、これに関する討議は、同月26、27、28日の3日間にわたって行われた。賛否両方の論争頗る激烈であったが、就中27日午後の討議においては、議論沸騰して議場喧噪を極め、遂に議長蜂須賀茂韶侯は号鈴を鳴らして議場の整理を行うという有様であった。

原案に反対した人びとの中には箕作麟祥、村田小弥太らがあり、原案を賛成した人びとの中には加藤弘之、富井政章、村田保<sup>30</sup>等がいた。第二読会において延期派の小沢武雄の発議により、前記の原案に「但し修正を終りたるものは本文期限内と雖も之を断行すること得」という但書を追加、結局本案に付き採決の結果は、延期を可とする者123、断行を可とする者61で、延期派の大勝利に帰した。

貴族院から回送された延期案は、6月3日に衆議院に現れ、次いで同案は6月10日の本会議に附せられることになったが、司法大臣田中不二麻呂の原案否決を希望する演説に次いで、渡辺又三郎、加藤政之助、宮城浩蔵等は原案反対

の意見を陳べた。これに対して安部井磐根、三崎亀之助の原案賛成の演説があったが、討論の途中で、急に山田東次、宮城浩蔵等の10名から「民法中一部延期に関する法律案」と題して「明治23年法律第98号民法中人事編並に財産取得編中第13章及第14章の実施は来る明治27年12月まで之を延期す」という修正案が提出された。この修正案は断行派の拠った最後の塹壕。延期派の砲撃は人事編並に財産取得編中の相続法に対して最も猛烈であったから、この二部だけは見捨てて、他の部分を死守せんとした戦略。が大勢如何ともすること能わず、修正説は多数の反対者に依って敗れ、結局原案採択の結果、延期説賛成者192に対する断行説賛成者107で、延期法案は可決確定することとなった。

もともと両学派の執るところの根本学説の差異に存し、その実自然法派と歴史派との争論に外ならなかった。由来フランス法派は、自然法学説を信じ、法の原則は時と場所とを超越するものなりとし、いずれの国、いずれの時においても、同一の根本原理に拠りて法典を編纂し得べきものとし、歴史派は、国民性、時代などに重きを置くので、自然法学説を基礎としたるポアソナード案の法典に反対するようになったのは当然の事である。故にこの争議は、同世紀の初においてドイツに生じたる、サヴィニー、ティボーの法典争議とその性質において同じであった。

以上が、穂積陳重の説明である。

我妻栄は延期派と断行派の諸論点について検討し、次のようにまとめている<sup>31</sup>。延期派の諸論点、その主張の根拠としては、第1に、祖先教が我国家族制度及び建国の基礎であり、今日までこれによって国家の倫理を維持して来たという事実が強調され、第2にこの事実を維持強化しなければ、我国の国体の精華と、社会の倫理と、而して社会の経済とを維持発展し得ないという判断が挙げられている。但し、この家族制度の目的の考察においては、観念的な作用が主とされ、経済的作用の主張は甚だ弱い。断行派の諸論点、その主張の根拠としては、第1に、「家」を中心とする国家社会の構成は漸次個人中心に推移し我国の現在はその推移の過渡期に在りという事実が強調され、第2に、この

現在の事実に即応した法律制度を確定しなければ、我国の国家的秩序の維持と、社会的倫理の昂揚と、而して商工業の発達とを企図し得ないという判断が挙げられている。但し、ここではこの「家族制度」の目的考察において、今日に於ける社会的倫理の昂揚が最も強調され、国家的秩序に関しては法治の形式が主とされ、国体との関係に論及されることなく、経済的考察はなお必ずしも強くない。

断行派の論理と敗北について、熊谷開作は、何と云う不透明な論理であろうと評している<sup>32</sup>。「近代契約法→弱肉強食→貧富懸隔・共同体再生産→醇風美俗→忠孝」を唱えて古い共同体の再生産を強調した延期派の主張の方が透明であった。それに対決するには、市民的立場に立って家族生活における自由主義と個人主義の原則をかかげて戦えばよかつたはずであるというのだ。だが、それができなかった理由は、断行派が、フランス法の技術で司法省という拠点をつくり、それを保つことが死活問題となった、司法官僚の立場からの主張であったからだとしている。官僚的立場とは、帝国憲法に規定されていることであった。

### (c) 明治民法の作成過程

延期は決まったが、政府は民法編纂をいつまでも延ばすわけにはいかない。不平等条約の改正の条件が、近代法治国家たる民法・商法などの基本法典の整備であったからである。そこで政府は、1893（明治26）年に穂積陳重、富井政章、梅謙次郎の3名を起草委員とする法典調査会を設置する。普仏戦争でフランスに大勝したドイツの新法学の全盛を受けて、調査会はドイツ方式を採用した。民法の編別もドイツ式バンデクテン・システムの5編編成に改変し、前3編（総則・物権・債権）は1897（明治29）年、後2編（親族・相続）は1898（明治31）年に完成、ともに1898（明治31）年7月を以て施行された。着手以来、実に28年目の夏であった<sup>33</sup>。

この明治民法の編纂の過程で法典調査委員会は、第1表に見られるように実に熱心に働いているが、これについても、先と同様に、穂積陳重の説明の紹介

を続けたい。この局面で前面に立って民法の条文を作成した当事者の回顧である<sup>34</sup>。

1890（明治23）年公布の法例、民法および商法は、施行を延期となり、1893（明治26）年3月、内閣に法典調査会を置くこととなった。伊藤総理大臣が総裁となる予定だったので、副総裁西園寺公望、委員箕作麟祥等数名の法律家を永田町の官邸に招き大体の方針を諮問した。その時私（陳重）が伊藤伯の命に依り上申した法典調査会に関する方針意見書の大体は、1）民法の修正は、根本的改修なるべきこと、2）法典の体裁はバンデクテン式を採用し、サキソン民法の編別に拠るべきこと、3）編纂の方法は分担起草、合議定案とすること、4）委員は主査委員中に起草委員、整理委員を置き、起草委員は一人一編を担当し、総則編および法例はこれを兼担することを得ること、5）各起草委員に補助委員を附すること、6）委員には各学派は勿論弁護士、実業家などを加うべきこと、7）議案は事務に関する議案、大体方針に関する議案および法規正文の議案の3種に分つべきこと、などであった。

分担起草案を提出した理由は、民法の延期は僅々3カ年の短期間であって、その間に民法の全部を根本的に改修する必要があるのであるから、勢い割普請の方法に依らざるを得ざるが故に、ドイツ帝国民法などの例に倣い、1編ごとに一人の起草委員を置いて、これをして総会で定めた方針と、各起草委員の協定した方法とに依って原案を作らしめ、そして特に鋭利明晰なる頭脳を有し、しかも注意細密なる委員を選んで整理委員となし、これをして各起草委員の立案せる原案を調和整理するの任に当たらしむべきものとした。しかるに、富井はこの点に付いて始めより民法の起草および議定を3年間におわるの不可能なることを知り、共担起草の方法に依り、3人の起草委員をして協議立案せしめ、法典の主義、体裁、文章用語の一貫を期すべきものとし、法典の編纂を急ぐは不可なり、もし必要なときは民法の再延期をなすも可なりとの意見を有し、分担起草案に対する修正案を提出せられた。伊藤総裁もその意見を採用し、富井、梅と私（陳重）の3人に起草委員を命じ、仁井田益太郎、仁保亀松、松波仁一

郎を民法起草の補助委員に、山田三良を法例起草の補助委員に任ぜられた。

かくて民法草案は1893（明治26）年5月12日より1895（明治28）年の末に至るまで、会議を重ねること158回にして、総則、物権および債権の3編を議了し、1896（明治29）年1月に第9回帝国議会に提出された。前回反対の急先鋒に立った村田保も、賃借権が物権でなくなったこと、日本人が作成したこと等をあげ、不都合なところは取り除かれたと評価した<sup>35</sup>。議会では1箇条の追加と些少の修正とを加えてこれを可決し、同年4月法律第89号として右の3編を公布された。しかし法典延期の期限は明治29年の末日で尽きるので、同年の帝国議会ではなお1カ年半の再延期法案を議定し、12月29日に法律第94号としてこれを公布した。

民法の残部即ち親族編、相続編は、1895（明治28）年9月14日より69回の会議を重ねて議了し、1897（明治30）年12月第11回の帝国議会に提出された。故に民法全部は前後を通じて227回の会議で議了せられたことになる。

これより先、法典調査会においては、商法の編纂に着手し、同法起草委員たらしめるため、当時欧州に滞在中の岡野敬次郎を召還し、梅、田部芳と共に起草の任に当らせ、その原案は132回の会議を経て議了され、民法親族編、相続編と同時に議会に提出された。しかるに、衆議院の解散のために両案とも帝国議会の議に上らず、翌1898（明治31）年再び第12回帝国議会に提出された。商法は不幸にして再び衆議院解散のために貴族院の議定を経たのみで止みたるも、法例、民法第4編第5編及び付屬法は両院を通過し、民法残部二編は明治31年6月21日に法律第9号をもって公布された。

穂積陳重について、福島正夫は、『法窓夜話』解説で次のように述べている。いわゆるポアソナード民法は、ロエスレル商法とともに国会開設の直前1880（明治23）年4月に公布される、ところがその前から英法系統の学者は両法に強く反対しており、陳重もこの反対の運動を理論的に支持するため同年3月『法典論』を刊行した。ただ彼の根本的立場は、一般の反対論議とはちがひ、近代的民法典を作るには、その編制方式を古いフランス民法によらず、ドイツ

の方式によるべきだとするにであった。明治民法の施行後、陳重は1899（明治32）年、1904（明治37）年の二度民法を題材として国際会議で報告したが、これは日本の法学史上にも特筆の価値があろう。前者はローマの第12回東洋学会議で「祖先祭祀と日本法律」、後者は米国セントルイスの万国学芸大会で「比較法学の研究材料としての日本新民法」。日本の民法を世界に説明できるものにしたという、陳重の自負を示していると見ることができるだろう。

穂積兄弟はともに明治民法の成立に深くかかわり、二人ともボアソナード民法には反対し、その全面改訂のために設置された法典調査会には八束も査定委員となった。しかし、家族法についての考え方には実は両者の間に大きな意見の差があり、兄らの起草した草案には弟が根本的に不満で、成立した民法にたいしても反対の意見を公表した<sup>36</sup>。

#### (d) 明治民法の特徴 家制度と男女差別

明治民法の第4編親族、第5編相続の特徴については、次のような特徴が指摘されている<sup>37</sup>。第1に、親族法の編纂の基本方針「根本的に改正を加へねばならぬという程の点はない」。第2に、編別構成は、旧民法では財産取得編の一部だった相続編を独立の編とした。理由は、家督相続は戸主権の相続であり、財産取得編の中におくことは戸主制度の軽視につながるとされた。第3に、親族編において「戸主及び家族」の項目を第2章に置いた。旧民法では人事編第13章だったが、家族制度が社会の基礎を為す日本に適合しないとして、順序を変更し、実質的に親族編の首部に置いた。第2とともに形式面での整備を図ったもの。第4に、戸主制度について慎重な規定となっていること。1893（明治26）年の査定会で西園寺副総裁<sup>38</sup>からも封建時代の遺習として隠居制度廃止、戸主廃止論が提出されており、戸主の権力については、慎重と表現される曖昧さが残された。すなわち戸主と家族は氏を同じくし（746条）、同一の戸籍に記載される。戸主は家族について居所指定権、婚姻・養子縁組などの身分行為許諾権を有する。換言すれば、戸主は家族の範囲について決定しうる。その反面

で戸主は家族の扶養義務を追う(747条)。例えば、居所指定権では、「家族は戸主の意に反して其居所を定むることを得ず」と規定(749条1項)しているが、居所指摘権、婚姻・養子縁組に対する同意権に反する家族に対する制裁としては、戸主はその家族を戸籍から排除できるにとどまり、その実質的意味は戸主が負う扶養義務を免れることであるかた制裁としては強力なものではない。妻の無能力という制限(14-18条)はあるが、戸主以外の家族でも権利能力を有し、行為能力についての制限はない。第5に、婚姻について法律婚主義を採用した(775条)。「今日我が国民の殆ど総ての婚姻は内縁の夫婦関係で始り」...「其の中の少なからぬ部分は内縁の夫婦の俣で終る」。第6に、離婚について姦通等の有責主義の裁判離婚(813条)としながら、実質は妻の姦通は常に離婚事由になるのに、夫の場合には姦淫罪により刑に処せられた場合に限られ、男女平等とはかけ離れたものとなった。

我妻栄も戦時中の検討の結果にもとづいて戦後すぐの時期に、変更の意味について以下のように述べていた<sup>39</sup>。戸主権の実質的内容をやや強大にし、法定推定家督相続人の去家禁止の規定を設けたこと。しかし、延期論者が非難した親権、準正、扶養等の個々の制度はそのまま。さらに根本の問題としては、家を唯一の親族共同生活団体とすることも、緊密な親族的結合体とすることも、明瞭な効果を収めていない。家の維持についても、経済的基礎の確立も、実現されなかった。

とはいえ、民法第4編・第5編は、戸主権や家督相続を国家法として新設し、その意味で家族制度を創設した<sup>40</sup>。

中田薫は1914(大正3)年に「反歴史的制度」「明治中期の産物」と戸主権と家督相続を評している。「今日の民法は家族居住の指定、婚姻の承諾、離婚の言渡等3.4の軽微なる権利を掲げて、これを戸主権と名づけ、戸主権と戸主の財産権との相続を称して、家督相続と云う、前古無類の新制度と云うべし」。

戸主権は明治民法によってはじめて実効性ある制度となった。たとえば、戸主の居所指定について、「明治民法第749条 1) 家族は戸主の意に反して其居

所を定めることを得ず。2) 家族が前項の規定に違反して戸主の指定したる居所に在らざる間は戸主は之に対して扶養の義務を免る。3) 前項の場合に於て戸主は相当の期間を定め其指定したる場所に居所を転すべき旨を催告することを得。若し家族が其催告に応せるときは戸主は之を離籍することを得、但其家族が未成年者なるところは此限に在らず」。

戸主が家族の居所を指定するなどというのは、制度的には、大家族が分解し、家族制度が崩れてきたことに対する反動的対応にほかならず、人口移動のさかんになった明治以後に、はじめてつくられたもの。女性の氏にしても、1898(明治31)年民法で確定するまでは、むしろ母方の姓を名乗っていたという。

このように、1898(明治31)年明治民法が、当時の為政者の意識のなかにある慣行をもとに、それまで行われていた制度を改変して、戸主権と家督相続を柱とする家父長的家族制度をつくりあげたものであることは確かであった。しかし、その立法過程をみると、民法典論争に勝利した家制論者が、勢に乗じて家族制度の立法化を一気呵成にすすめた、といったものではなかった。以下、その問題について、項をあらためて考えたい。

### (3) どうしてそうなったかを考える

#### (a) 戸主権・家について

戸主権・家については、その存在を前提にしたうえで、できるだけその弊害を最小限にしようという努力がおこなわれた<sup>41</sup>。1893(明治26)年6月9日の法典調査会第五回主査会では、議長西園寺公望が隠居を民法から削除するという動議を提出し、「元来隠居ばかりではない戸主というものも不用なもので実は是等は封建時代の余習である」と発言(注38参照)。結局隠居削除動議は賛成少数で否決されはしたが、隠居制度存置論者も、消極的理由で存置を主張したにすぎない。1893(明治26)年7月4日の第3回法典調査会でも、末延道成が「戸主及び家族」の「戸主及びの4字」を削りたいと提案し、「戸主と云うものは少しも効能の無いものである」「戸主がなくても差支はない而して... 是

程害の有るものはなし」と削除理由を述べた。渋沢栄一がこれに賛成し「全体戸主の制度は余程古い制度であるから之を廃するに就ては随分強い反対もありませうけれども日本の将来の為めには無い方が宜しいと思います」と発言していた。

これに対して、起草委員の中心、穂積陳重「戸主が存して居る以上は規定が入用であると云うのであります」とその立法理由を延べ「乍併世の中の進歩を害する様な法律は作らない積りで御座います... 分家を禁ずると云う様な事が無ければ唯今の実際に合ふ様な規定をして置ても社会の進歩は少しも妨げないのであります」「省いても省かれぬものである然らば之を規定して其弊を除く様にして而して今日より尚ほ進んで往ける道があれば其門戸を開いて置く様にした方が宜しからうと思ひます」と防戦。穂積八束のように「兎に角我国家制度の実際を見れば我国では家と云ふものは何うしても男性の家であつて女性の家ではない、夫れで（親権は）... 父権とした方が宜からうと思ひます」といった、民法典論争の時の主張をくりかえすものもあつたが、その口調も姿勢も低く、支持者もあらわれなかつた。

むしろ磯辺四郎が「今日の戸主と云うものは... 格別必要を見ないのであります」「日本の制度に於て大変必要な様に言われますが公法の部内に於ても既に戸主と云うものは認めてない様であります... 戸主が無くても夫婦あり一家族あるのである... 戸主と云ふものが無くなれば家族が無くなると云ふことは一行分りませぬ」と発言し、陳重をして「戸主と云う文字が無くなつても家族と云うものは無くならぬと云うことを述べた積りであります」と答えさせている。このように、戸主廃止論の方が攻勢的な局面さえ見られた。

戸主権の内容について。最終的に「戸主は其家族に対して扶養の義務を負ふ」と決定した第747条の原案は「戸主は其身分及び資力に応じて家族を扶養し且教育する義務を負ふ。但家族が自ら其費用を支弁することを得るときは此限りに在らず」となっていた。それを総会では、未成年者の教育方針などは親権にゆだね、戸主はもっぱら費用を負担するという趣旨から、「義務を負ふ」を

「費用を負担す」という表現に修正した。

戸主の家族の居所指定権についても、八束は、家族に対する監督権を戸主にももたせるようにしたいという趣旨で第1項のみにとどめ、あとは削除するよう提案しているが、ほとんど反応はなかった。

成年者に対しては催告手続を経て離籍できること、戸主は戸主指定の居所にいない家族に対し、その間扶養の義務をまぬがれるということに修正した。

「第879条 親権を行ふ父又は母は未成年の子の監護及び教育を為す権利を有し義務を負う」という規定の成立過程はどうか。総会での原案は「第892条 親権を行う父又は母は其の監護及び教育を為す権利を有し義務を負う」。梅謙次郎は「未成年の子」という文字を修正付加するよう提案。穂積八束は、上下関係にある親子の間での監護・教育は権力であり、義務はない、義務があるとなれば国家に対する義務であるとして義務の文字の削除を要求。これに対し梅は、親の教育の義務は「国家に対してではなく子に対してであらうと思う」と反論した。結局、未成年追加案は多数、義務削除説は少数で、決定した。第128回総会で土方寧は、「どうも起草委員の御考へを伺うと、... 全体親子の関係と云うやうなことにして置て、戸主、家族と云うような関係は認めて往きたくないやうな精神のやうに見える」「昔のやうに戸主の権利と云ふものを強くすることは悪いと云ふやうな精神が現はれ」ていると不満を述べた。

そこで、改めて、戸主権と家督相続を柱とする家父長的家制度を、戸主権・家の存在を前提にしたうえで、できるだけその弊害を最小限にしようという努力が存在していた意味について、確認しておこう。

1898（明治31）年の第12回帝国議会で、原案を決定した最後の議論の際、鳩山和夫は「私は従来の上三行半と新法典の規定とを比較すれば、無論此法典に双手を挙げて賛成する者でもある。」としつつ、「新法は其家族制を破る、外国は個人制であって、日本は家族制である。而して此新法が家族制を破る」という議論に反論していた。家族の中の犯罪人の責を家長が任ずることを、刑法では認めていない。徴兵令も、1軒から1人兵隊を出せば、それで宜いとは認め

ていない。長子相続を全廃して、平等に男女の区別なく、子に分配するアメリカのような法律にするなら大激変かも知れないが、次男3男其他家族に遺産を分配できるという程度の制度化は、戸主の権利を段々縮小して、1個人の権利を法律が認めて来た流れの当然の帰結であるという趣旨であった<sup>42</sup>。

これは、法典調査会の委員の経歴を見ても、うなずける。議事録で出席者が確認できた総会、主査会、整理会の合計60回の会議の出席者を出席の多い順番に並べてみた第2表によれば、彼らの多くが士族の出身であり、その中には長男以外であると確認できる人々も多く、また養子の経験者も見られる。次男以下の男の権利をどう担保するのかは、委員たちにとっても、他人ごとではない身近で切実な課題であったと思われる。

#### (b) 夫婦同権について

夫婦同権についてみると、かなり様相が異なり、近代家父長制における形式的男女同権とはかけ離れた妻の無権利が定められたと見なければならぬ<sup>43</sup>。

離婚原因として妻の姦通のみがかかげられ、夫の姦通は刑に処せられた場合に限ったことについて、起草委員の富井政章は「夫れが実質上悪いと云ふことであれば夫れは変えねばならぬ。どうも悪いとしても今日の日本の慣習上其点を改めることは余程困難であらうと思ひます」と説明している。

「第789条 妻は夫と同居する義務を負う 2) 夫は妻をして同居を為さしむることを要す」の規定の審議過程についてはどうだったか。「夫婦は互に」という表現への修正提案をするものもあった。妻のみ義務を負う不平等を承知の上で第2項を削除したいとする穂積八束に対して、梅謙次郎は「夫か妻を離婚はしないが逐出したり何かする、さう云うときには極端を言ふと公の力を藉りてでも夫の家に這入ることが出来る」ようにするため「始めは『妻は夫に対して同居を請求することを得』斯う書いて見ましたが、さうすると如何にも妻の権利を強く認めたやうに見えていかぬから」一番穏やかに聞えるやうに、2項のような表現をしたと答えている。ここには男女・夫婦の権衡を失しないよう

な配慮があったし、極端な男尊女卑論は退けられてはいる。けれども、夫唱婦隨の原則はすでに大前提となっていた。高木豊三は、穂積八束の2項削除論に賛成して、「妻の方が少し不利益にはなるやうではありますけれども、是は前に姦通の時から原則が定まって居るし、調査委員中に女権を主張する人はなくなって仕舞ったから...」と。これに対し、梅は「それは決してなくならぬ」と反論し、第2項をおいたのは、夫が何年間も芸者のところに行つて歸らなくても「女房は何んとも言ふことは出来ぬと云ふのは如何に男尊女卑の国であっても酷どからうと考へ」たからだと述べている。梅の反論もわが国を男尊女卑の国と認めてしまつてはなんとも力弱く、女権論は主張しにくい状況になっていたことを知ることができよう。なお、1947（昭和22）年の法222号は、民法第1編総則第14-18条のいわゆる妻の無能力規定<sup>44</sup>を削除した。

それでは、近代家父長制における形式的男女同権とはかけ離れた女性の無権利が定められたことについて、どう考えたらいいのだろうか。

「民法出て、忠孝亡ぶ」という攻撃法は、日本の制度・習慣をふまえるべきであり、日本人がつくるべきであるという大義名分を主張した。しかし、作成に名をつらねた人々は、外国の制度との整合性を考えて、欧米各国の制度研究のための留学の成果を踏まえ、制度を作成した。第2表によれば、法典調査会の委員たちは、ほとんど欧米に留学経験があり、なかには法案作成のために派遣された人々も多い。作成過程で専門家たちは、いっしょうけんめいに議論した。西欧諸国の民法を参照して、普遍的な、近代的といわれる民法をつくる努力をした。世界に向かって、前例があると主張できる、遜色ない制度をつくりたいと主観的には、考えていたのだろう。しかし、同表に明らかのように、彼らはすべて男であった。長男ではない男はいたし、養子の経験者もいた。だが、女性は皆無であった。その制定過程に女性が誰1人として関与できなかった当然の結果なのだろうか。女性排除に結果していった。武家的な習慣の中で生育した士族出身が大部分をしめてもいた。若い頃、男尊女卑、「女子と小人は養い難し」とする儒教の素養をたたき込まれた勉強家たちでもあったのである。

(c) 実質的一夫多妻の容認

庶子を認めることへの反対論は、帝国議会最後の議論でも波多野伝三郎により提起されていたが。彼は、妾という文字は使ってなくとも、父の認める子を庶子とすることを定めては、頭隠して尻隠さず、妾を蓄へることが隠然社会に行われることになると、指摘した<sup>45</sup>。だが、これは容れられなかった。

早川紀代<sup>46</sup>は、民法の家族法条文は庶子制度が復活したことにより、一夫一婦制度が否定されているという。また公娼制度は前借制と年期契約制を柱にしたものであった。その意味で、家族法を近代化したものと理解する西川祐子、上野千鶴子に対して、明治民法の家族法を近代法と捉えることはできないとしている。女性の無権利を論理づける基礎として、天皇制を男系男子による万世一系の国体として創出しようとしたことによる、近代市民社会の論理との齟齬が存在していた。

それでは、なぜ男系男子による万世一系の国体を創出しようとしたのか。

第1に、女系を排除するために、万世一系に異姓をもたらすことはダメだと主張したこと<sup>47</sup>。井上毅は、「謹具意見」の「第1 男系絶ゆるときは女系を以て継承する事」について、宮内省制度取調局(1884-85)の案に以下のように反対した。井上は1882(明治15)年に桜鳴社が行った「女性を立てるの可否」の討論の島田三郎や沼守一の否定論(わが国の女帝は中継であり、また独身が半数、皇女が独身であることは今日の風俗にあわず、結婚すれば女帝と皇婿との関係は男尊女卑の風潮に反し、皇帝の尊厳を侵し、また皇婿の政治関与が生ずるなど)を援用し、つぎのように言う。討論は女帝と女系を混合している。最も恐れることは女系が万世一系に異姓をもたらすこと。政治法律は西欧を模倣するが、皇位継承はわが国固有の法があり模倣すべきではない。しかし欧羅巴にも婦人を王位につかせないサリーク法がある。また婦人には政治権利はないのだから婦女の選挙権許さずして最高の政権を女性に許すのは理の矛盾。制規の起草者は皇胤絶えたところを考慮してわが国固有の中継である女帝の例を挿入したのだろうが、皇胤の繁栄はほかに種々方法がある。

第2に、現実の明治天皇と皇后美子は子をなしていないことがあった<sup>48</sup>。明治天皇は5人の女官とのあいだに、10人は天逝したが、5人の皇子と10人の皇女をつくっている。これらの女官と皇后美子は日常生活をともにした。一方美子は皇后としてはじめて外国公使や賓客を接待し、国内の行啓、慈善活動などを通じて国民にその姿をあらわした。一夫一婦制のパートナーとしての役割を演じ、時には政治領域に越境した。帝国憲法発布式典に天皇と皇后がそろって列席したことは、ヨーロッパ王室にならい、近代一夫一婦制を象徴する姿であった。しかしながら、庶子制度、妾制度に支えられなければ、万世一系の国体を保持するための明治天皇の後継者はありえなかった。

第3に、女性は統治者に必要な徳である仁を有していないと考えていたこと<sup>49</sup>。女子と小人は政治に口をだすべからずという『論語』にも見られた観念は無自覚の意識になっていたからであろう。「男は剛勇にして潤大高尚の徳を具へ女は温和にして機敏精緻の質を具ふるは、1つは外を治め1つは内を治むるに適當なる固有の性能と謂はさむや。故に西の国にても女子に政權を予へざるは各国の同じき所なり。彼の男女同權の説は唯私權に就てのみ其傾きあるも」民法は夫婦について男女同權を規定していない。明治新政府の官吏は長橋局をつうじて、つまり女性を介さなければ天皇に接触できない武家伝奏を非常に嫌ったといわれる。

第2表で、伊藤博文、西園寺公望、渋沢栄一が妾を持っていたことは知られているが、その他どの委員が妾をもっているかについては、調べられなかった。とはいえ、彼らは、第一条に大日本帝国は万世一系の天皇之を統治すと定めた大日本帝国憲法の、体制を支える民法制定のために伊藤博文によって人選されたエリートたちであった。権力者の活動実績を否定、非合法とする制度設計が回避されたのは、当然だったと言えよう。

## 第2節 仕事論 女工の働き方

### (1) なぜ、内需拡大が課題にならなかったのか

2009年8月30日の衆議院政権交代選挙の過程では、市場経済をどのような制度によって運営すれば、国民の生活をよくし、貧困をなくせるのか、それが現代のテーマとして蘇った。過剰すぎる富を生み出しているように見えた資本主義が、富と金のバランスをとることに失敗し、金がバブルと消えることを何度も目撃した。過剰な富を作れても、人々の必要を満たせない市場経済のルールを、どう修正すればいいのか。貧困をなくせないどころが、拡大してしまった資本主義のあり方を、政府の役割によってどう変えることができるのか、再配分の方法が問われたのであった。

国際競争力や内需拡大の重要性がしばしば言及された。国際競争力派の論理はこうである。日本の景気回復を実現するためには、国際競争力のある産業を育てなければならない。企業の国際競争力を高めるためには、税制上の優遇や、補助金による助成が必要であり、低賃金を容認する法制もやむをえない。なぜなら、国際競争に破れた企業に、雇傭はつくりだせないのだから。他方内需拡大派はこう論理展開した。国民が購買力を持てるような弱者救済の政策を実施すれば、それにより拡大する内需のための市場が拡大するので、結果として内需向けの産業が振興するだろう。

が、各々の経済発展を可能とする国際的なルールをどう作るのかについては、必ずしも明確な議論には、ならなかった。強者の自由に委ねたグローバル市場の結果が、一方では投機的金融の膨張と破綻を生み、他方で克服しなければならないグローバルな貧困や格差の拡大を生み出した。市場原理主義の失敗に、多くの人々が気づいていた。ただ、グローバル化した経済活動が行われる中で、かつてそれが可能であったような、福祉国家を実現しようとする国民経済を、一国の財政金融政策によってコントロールすることが不可能になった経験を、

踏まえた議論が不可欠であろう。そのためには、決定に携わる各国政府が、自国のみならずの国益や国際競争力の論理を超えて、人類の生存を可能にするフェアな市場経済のルールを創り出す知恵が求められているといえよう。現在提起されているのは、グローバルな経済ルールを、貧困撲滅や生存権確保の視点から定めることであろう。

そうした現代的問題意識に触発されて、歴史を顧みると、いろいろ興味深い示唆があるような気がする。戦前の大日本帝国形成期は、資本主義の原理が戦争に直結する、剥き出しの国民国家間の帝国主義の時代であった。強者の力を抑制するグローバルな動きが無かった時代といえよう。第1次大戦の悲惨な経験を経て、国際連盟が形成され、国際協調が課題となった。金本位制が再構築されるが、第1次大戦の戦後処理枠組み形成の失敗から、社会主義の成立、大恐慌、ファシズムの成立、人類は再び第2次大戦という悲劇を経験する。戦後国際連盟が作られ、日本国憲法に盛り込まれたような、戦争放棄と民主主義が、世界のあるべき姿として提起された。しかし、冷戦という戦争が、その理想を曖昧なものにする。日本は、西側の一員として、アメリカとの特殊な関係によって、ブレトンウッズ体制のもと固定相場の安定的枠組みを与えられ、経済復興を実現しえた。だが、その時代を支えた国際関係のルールとは、何だったのか。冷戦後の新自由主義のマネー資本主義の横暴を経て、あらためて国際関係、グローバルな条件を構築することが重要な課題として提起されてきている現在、私たちが国際ルールを対応の対象としてしか把握できなかった歴史を、批判的に検討し克服の契機を探ることが、求められているのだといえよう。

そこで、内需と外需の関係をどう見るかという観点から日本帝国主義成立期を見直してみたい。まず、企業の国際競争力が伸張し、海外市場に進出できたとしても、国民多数の生活が良くはならず、労働者の労働条件は悪化したという事例が、戦前日本の産業革命の時代の経験であった。それに対して、戦後の高度成長では、外需のみでなく、内需拡大を達成した。前述したように、戦後の日本型経営と日本型雇傭によって達成した高度成長のあり方を、私は近代家

父長制にもとづく分業の上に成立した制度故の不合理による不条理を味わって来た経験から、肯定できない。しかし、ともかくも多くの国民は、テレビや冷蔵庫や自動車など、それまで手のとどかなかった便利なモノを購入でき、多くの人々が豊かさを実感したのであった。その構造の不備を主張するのは後の課題であるが、ここでは、そういう内需拡大をともなう経済発展を求めた国民の、飢餓や殺戮に対する恐怖体験に由来したメンタリティを育てる際の反面教師、反省の起源となった、第2次大戦の敗戦体験を招いた、戦前の外需と軍需依存経済体質の形成過程の実態を確認したいと思う。

現在と大日本帝国の形成期すなわち戦前産業革命期との決定的違いは何か。一番重要な違いは、現在は主権が国民にあるという憲法を持っている社会であるのに対して、当時の主権者は天皇であり、国民はその臣民であるという憲法のもとにあったことであった。現在の国会に対して当時も帝国議会ができていたことや、選挙権の範囲が異なっているとはいえ、一応選挙があったことなど、似ている外形がある上、明治維新以来の連続面を伝統は必要とことさら強調したがる政治家が力を持ったりもしていたため、その辺が曖昧になっている感じもする。しかし、政府の役割が決定的に違うのだ。国民のため、国民の生活を良くするために、公務員すなわち政治家や官僚が働くのが当たり前という制度が形成されたのは、戦後であった。戦前は、政治家や官僚は、憲法の上では、天皇の統治を支えるために、働くものとされていたのであった。上に立つ天皇とはもちろんすばらしい徳を持つ、人を超えた立派な神ともいべき存在なのだという建前はあったとはいえ、上に仕えるために働くというメンタリティの弊害は、計り知れないものがあったと言えよう。

大日本帝国を、帝国主義国家として先進国に対抗し、できれば凌駕するような強い国、国際競争力を持つ国にしたいという野望が、日清戦争後の日本のエリートを動員した。戦争を起すエリート同盟の理論に、いかに奉仕し、国民を動員するか、エリートたらんとする人々は、その目標のために働いた。帝国のために一丸となって苦難に耐える国民を形成する愛国心イデオロギーが創出さ

れ、教育政策は人殺しに動員される国民を育成した。海外市場を直接確保するために、資本主義とそれを支える国家の政策は、過酷な労働条件に耐える労働者を使い捨てにして安い輸出品を作り、人殺しに消費される武器生産力を高めるための投資に使われた。死をいとわず、過酷な労働に耐える人々をつくるのが、強い国家のために必要だという論理が、国民多数の生活を良くするための内需拡大を顧みず、外需による収益を武力に投入する構造を作り出した。

長い歴史的苦難を体験してきた今にして思えば、資本主義の生産様式と生産力が、人々の生活を良くするために使われるためには、過剰を吸収するために破壊と人殺しを正当化する戦争が必然化することは、どうみても不条理だ。資本主義の生産様式と生産力が、他者を排除したり屈服させたりして報復を準備させる競争力より、各々が共存できるための協力関係を開発することが必要だ、という時代が到来しなければならないという議論は十分人々の意識に芽生えているはずだと思う。

そうした現状に触発されて、あらためて大日本帝国の成立時代のことを顧みると、興味深い過去に遭遇できる。田中彰は、日本でも、明治維新以後の選択肢として、大国主義に対して小国主義の議論が存在したとあらためて指摘していた<sup>50</sup>。明治初年の岩倉使節団は、弱肉強食の国際政治のなかでも独立や中立を保ちえている小国に関心をもち、報告書『特命全権大使米欧回覧実記』には、選択肢のひとつとして小国に対する考察があったことを指摘した。明治14年の政変以後、明治政府の選んだ道は、プロシアをモデルとする大国への道であった。それに対して、民権派の憲法案は、小国主義的路線の憲法であった。これが自由民権運動の弾圧によりつぶされ、大国主義路線が日本を規定し、やがて日清・日露戦争となった。しかし伏流化した小国主義は、大正デモクラシーのなかで、三浦鍊太郎や石橋湛山の小日本主義として顕在化した。三浦は、大日本主義が領土拡張と保護政策によって国利民福を増進しようとするのに対し、小日本主義は内治の改善や個人の自由と活動力によって国利民福の増進を求めるものだという。大日本主義が軍力と征服を先にして商工業を後にするのに反

して、小日本主義は商工業の発展を先にして、誠に必要やむべからざる場合のほかは極力軍事力に訴えることを避けるのだとのべている。

田口卯吉も1882（明治15）年の朝鮮京城の変（壬午軍乱）以後、清国の朝鮮支配を軍事的に排除する軍備拡張のために増税に走り始めた政府を批判し、東洋の一商業国にするために租税を減少すべきだと主張している<sup>51</sup>。

資本家工業家による新市場の開拓を必要とする主張に対し、多数人民の購買力の足りなさを対置して、帝国主義的膨張に反対したのが幸徳秋水であった。多数人民の購買力を拡大することとはすなわち、内需拡大を可能にすることである。大日本帝国の体制が形勢されるとき、現代を叙述しているような、貧富の格差を拡大することへの警鐘が、すでに主張されていたのであった。もちろん、彼の言論は弾圧され、それどころか、彼自身がのちに大逆罪によって国家に殺されてしまった。

幸徳秋水『帝国主義』（1901年刊）は、次のように述べていたのであった。

彼らは何をもって新市場の開拓を必要とするや、曰く資本の饒多と生産の過剰に苦めばなりと。ああこれ何の言ぞ、彼ら資本家工業家が生産の過剰に苦しむと称する一面においては、見よ幾千万の下層人民は常にその衣食の足らざるを訴えて号泣しつつあるにあらずや。彼らが生産の過剰なるは、真にその需要なきがためにあらずして、多数人民の購買力の足らざるが故のみ、多数人民の購買力の乏しきは、富の分配公平を失して貧富の益す懸隔するの故のみ。

而して思え、欧米における貧富の益す懸隔して、富と資本が益す一部少数の手に堆積し、多数人民の購買力がその衰微を極むるに至れるは、実に現時の自由競争制度の結果として、彼ら資本家工業家はその資本に対する法外の利益を壟断するがためにあらずや。故に欧米今日の経済問題は、他の未開の人民を圧伏して、その商品の消費を強るよりも、先ず自国の多数人民の購買力を兀進せしむるにあらざるべからず、自国購買力を兀進せしむるは、資本に対する法外の利益を壟断するを禁じてもって、一般労働に対する利益に分配を公平にするにあらざるべからず<sup>52</sup>。

ロシアで社会主義革命を成功させたレーニンは、資本主義が資本主義としてとどまるかぎり、資本の過剰は、その国の大衆の生活水準をひきあげることに用いられないと論じた。資本主義の本質がそこにあるのだから、資本主義は帝国主義を目指し、戦争をするしかないという議論であった。『帝国主義論』で、レーニンは、次のように述べていた<sup>53</sup>。

もし資本主義が、現在いたるところで工業よりもおそろしく立ちおくらせている農業を発展させることができるならば、またもし、目まぐるしい技術的進歩があるにもかかわらず、いたるところで半飢餓の乞食のような状態にとりこされている住民大衆の生活水準を資本主義がひきあげることができるならば、そのばあいには、もちろん、資本の過剰などということは問題となりえないであろうと、述べた。だが、そのばあいには、資本主義は資本主義でなくなるであろう。

なぜなら、発展の不均等性も、大衆の生活の半飢餓的な水準も、ともにこの生産様式の根本的に不可避的な条件であり、前提であるからである。資本主義が資本主義としてとどまるかぎり、資本の過剰は、資本家の利潤をひきさげることとなるであろうから、その国の大衆の生活水準をひきあげることに用いられないで、国外へ、後進諸国へ資本を輸出することによって利潤をひきあげることによって用いられるであろう。これらの後進諸国では、利潤が高いのが普通である。というのは、資本はすくなく、地価は比較的によくなく、労賃は低く、原料は安価だからである。資本輸出の可能性は、一連の後進国がすでに世界資本主義の循環のなかにひきいれられ、鉄道幹線が開通するかまたは敷設されはじめ、工業の発展の基本的諸条件がすでに保障されていることなどによって、創りだされる。資本輸出の必然性は、少数の国々では資本主義が「爛熟」し、資本にとっては（農業の未発達と大衆の貧困という条件のもとで）「有利な」投下の場所がないということによって、創りだされる。

たしかにレーニンの指摘どおり、戦前の日本資本主義は帝国主義になり、戦争に邁進した。そして、今も、歴史を学ぶことを避けている人々のなかには、国際競争力をつけるためには、利潤をひきあげるために後進国との格差を収益源として利用するとともに、自国の国民の生活水準を落とし、生活できない賃金水準を甘受させることも必要だとして、当時と同様の資本の論理を主張している人々もいる。

しかし、社会主義は、大衆の生活水準をひきあげるという当初の目的を実現することより、軍事大国家を優先してしまった。戦争をなくすために資本主義を除去しなければならないと主張した社会主義は、その実現のためとしながら、逆に戦争を創るエリート同盟の論理に組織されていった。それに対して、社会主義を避けるための模索からであったとしても、レーニンの指摘したような資本の本質に対して、政府が介入して、住民大衆の生活水準をひきあげる民主主義があるとする福祉国家の制度設計が模索された。そして、その後のフロート制と新自由主義による金力の自由がもたらした横暴が顕在化する過程を経て、今では、知恵はさらに蓄積されてもいる。ソーシャル・ビジネスという発想により、資本が、収益を拡大するためではなく、貧困を撲滅する目的のために、投下されるということもあり得るという考え方も、出されている。帝国主義が戦争による壊滅を生み、資本主義の対案として社会主義が失敗し、市場原理主義が再び貧困をまき散らすことになった現在の時点で、レーニンがありえないと指摘した資本主義の本質に対する見直しが提起されていると、私には思える。現在は、戦争や資本主義の失敗の悲惨な歴史的経験を克服するために学び、住民一人ひとりの生活水準をひきあげ、貧困をなくすことを可能とする、新たなグローバルな市場ルールの構築が、模索されているのだと考えたいと思う。

## (2) 国内市場を拡大しない産業化 海外市場への進出 棉紡績業における過剰生産について

三瓶孝子<sup>64</sup>は1903年福島市の旧家に生まれた。母は川俣町の出身だった。小

学校の同級生に女中として用をいいつけずにすんだことにホッとする感性をもち、女中と自分を置き換える発想を持てる人であった。貧富の差にぼんやりと違和感を覚え、なぜだろうと思ったことが、後に社会科学研究に向かったと述べている<sup>55</sup>。東京女子大学を卒業したのち、女性で始めて早稲田大学政治経済学部経済科に学び、高橋亀吉主宰の高橋経済研究所、暉峻義等所長の労働科学研究所で研究した。日本経済史の女性研究者の文字どおりの開拓者となった。三瓶孝子は繊維産業の研究をした。明治政府は、先進国に追いつくため、富国強兵を最も重要な課題とし、そのために日本資本主義を育成した。最初の方法は輸出を盛んにし、輸入を押さえることであった。輸出産業としての蚕糸業、輸入を押さえるための綿糸紡績業を育てた。それに織物を加えて、三大繊維蚕業が、その後の日本資本主義発展の中心となった。これらの産業は、女子労働に依存しており、女子労働者は、資本主義の発展とともに増大したからでもあった。

養蚕・製糸業は、開港以降、突如開けた国外市場に依拠することにより、国内市場の狭隘性からくる限界を超えて、急速な発展をとげる。絹織物は、奢侈品という基本的性格からしてもともと国内の需要に限られていた<sup>56</sup>。開港以後、蚕種、生糸の生産が急進したのは、買手が突如あらわれたためであり、輸出商品を買りたい人々の注文に対応できる力が養蚕地帯に存在していたためであった。海外市場への進出の過程がクリアなのは、紡績業の場合である。彼女が1941年に書いた『日本綿業発達史』によって、紡績業の海外進出の様相を知ることができる。

彼女は、中国市場に日本産の綿糸が進出する契機を1890（明治23）年の過剰生産に国内市場が対応しえない恐慌によるものであると、次のように説明していた。

綿糸紡績業においては、その生産様式、生産方法は国内工業一般の発達程度に照応したそれではなく、外国の発達した生産様式をそのまま輸入したもので

あり、一方木綿消費の最も大きな市場たる農村においては、封建的生産関係が多分に残存しているが故に生産方法、生活様式の発達は著しく低く、それに伴って購買能力も低かった。この市場の狭隘は綿糸紡績業の生産能力の発展に対する1つの矛盾であった<sup>58</sup>。

農村においては、従来農民家族が綿糸をつむぎ、自家消費として綿布を生産していたが、開港以来、先進資本主義国の廉価な綿糸布が滔々と輸入され、また1877（明治10）年以降政府の保護の下に綿糸紡績業が急激な興隆をとげて以来、農家副業としての綿糸生産が農業から離脱し、農家の自家消費のための綿糸が商品として農村に侵入した。この過程はある程度まで綿糸紡績業の国内市場を拡大したが、農村と結合している労働者の、そしてそれ故に著しく低廉な賃銀は、彼らの購買能力を相対的に狭小にしていたので、本邦綿糸紡績業は外国綿糸を国内市場から駆逐することによって国内市場を拡張することを得たが、外国品が駆逐されるや、それ以上の国内市場の拡張に行き詰った。生産額と輸入額との合計から差しひいた推定国内消費額は、1886（明治19）年から1890（明治23）年までに2.3倍に達したが（実際の消費はもっと少ないだろう）、綿糸の生産額は同期間に6.7倍に増大。それに加えて1889（明治22）年の米凶作、翌年の麦類凶作のため、米価が激騰（1890年は89年の1.5倍）し、貧農をより窮乏させ、農作物価格の高騰により労働者の賃銀は相対的に低下し、彼らの購買力はいっそう減退させられた。かかる生産と消費との不一致即ち綿糸紡績業が国内市場の限界内においては同一の生産を反復し得ないという事は、1890（明治23）年の恐慌を不可避なものにした<sup>59</sup>。

この恐慌を契機として海外市場への進出を余儀なくされた。即ち1890（明治23）年末、本邦綿糸を見本として中国に送り、1891（明治24）年7月大阪紡績会社はその製糸左撚20手5梱を中国に輸出して海外市場への本邦綿糸輸出の端緒を開いた<sup>60</sup>。

1890年の恐慌をきっかけとして本邦綿糸は中国市場へ進出したものの、そこには英、印両綿糸が既に市場を支配していたので、これと競争になる。原料棉

花生産の不十分な本邦綿糸紡績業は、斯業発展のため廉価な労働力以外に、更に原料棉花を容易にかつ低廉に入手せねばならぬ問題に当面した。綿糸紡績業は、移植の当初は国内棉花を原料とする目算だったが、明治20年前後の急激な発展に際して、本邦棉花では不足、不廉なため、中国棉花を輸入して補ったが、中国棉花は水分を多く含有し、品質不良。印度、米国棉を使用せねばならなかった。印度棉は中国、米国に比べて価格低廉で繊維細長くより機械紡出に適応していたので、大阪紡績会社、三重紡績会社がインド綿使用に緒を開いて以来、累年激増。明治26年日本郵船会社によるマカオ航路開拓に及んで、原料棉花入手の問題は解決され、以後本邦綿糸紡績業は原料を海外に仰ぐことになった<sup>61</sup>。

1896（明治29）年従価5分の棉花輸入税免除を獲得したのを転機として米棉は印棉と共に滔々と輸入され、本邦棉作を衰亡させた<sup>62</sup>。

日清戦争の結果の台湾の獲得と朝鮮の名義上の独立とは、なんら資源として十分に役立ち得るものではなかったが、市場開拓の要求は実際においては満足させた。即ち、朝鮮市場の独占と下関条約による蘇州、漢口の貿易用としての開放ならびに揚子江沿岸航路権及び商工業上の特権獲得（下関条約第6条）と、支那航路の開発（1896年3月航海奨励法と造船奨励法）とは、本邦綿糸の中国向輸出をより容易にするものだったので、日清戦争の結果は日本資本主義発達のカイ産業であり、軽工業の大宗たる綿糸紡績業の発展のために、その深刻な過剰生産の悩みの解決に役立った<sup>63</sup>。

### (3) 海外進出にともなう労働条件の悪化

ここでも、三瓶孝子の戦前の女性労働者研究の成果<sup>64</sup>に依拠して、産業革命にともなう女性労働者の労働条件の悪化について見ておきたい。

日本で最初の賃金労働者として取り上げられるのは、富岡製糸場の製糸伝習生と綿糸紡績業の最初の賃労働者。明治政府は、維新後輸出の30%をしめている生糸を改良し、国際市場でイタリア、フランスの生糸に並ぶべき器械製糸の普及奨励を目ざして富岡製糸場などを設立した。富岡製糸場は、1872（明治5）

年設立、フランス人技師ブリューナーとフランス人繰糸工4人を教師に招き、フランス式製糸器械を入れた。規模300釜。この製糸場の設立目的は、器械製糸の普及だったため、ここに入場した繰糸工は、ここで器械製糸法を習得し、それを地方の養蚕地にかえて、器械製糸法を広める役目を与えられていた。いわば器械繰糸の教師養成所のようなものであった。それで繰糸工は伝習生と呼ばれた。とはいえ、一定の時間労働し、それに対して賃金を受け取る限りにおいては賃労働者だった。1873(明治6)年1月1日までにここにはいった女性労働者は合計404名、日本各地から送られていた。年齢は13才から30才以下。労働条件を「心得書」からみておこう。労働時間は日の出から日没まで(およそ午前7時から午後4時まで)。休憩は午前9時に30分、正午1時間。賃金は年1等工女25円、2等工女18円、3等工女12円。但し入場後1ヶ月間の見習期間をおき、のち1等から3等まで定める。1873(明治6)年米1石取引相場4円80銭に換算すると賃金は2石5斗から5石に相当する待遇だった。休日は天長節と七節、日曜日。寄宿舍は工場と別棟で、1部屋3人、賄は会社負担、夜具その他貸与、5部屋につき女中1人つき、毎日入浴。その他工女取締については婦道にそむかぬように取締老女をおいて監督する。女中つきというような、創立当初の富岡製糸場の伝習生の特殊な性質について、三瓶は、賃労働者の先駆者ではあるが、将来教師となるための修業の生徒であり、この時代には余剰価値を生むべき賃労働者とはまだ見なされていなかったことを語ると指摘している。だが、伝習生のこのような性格は、富岡製糸場が、模範工場としての性格から資本主義的性格に置きかえられることによって、消えていった。

綿糸紡績業においても、官立模範工場が、広島、愛知に設立されたが、紡績業では製糸のように在来のものを改良するのではなく、新しい移植産業として、初めから資本主義的経営のモデルとして設立された。労働条件は、1882(明治15)年設立の三重紡績の記録では、労働時間は日の出より日没まで、労働者は試験の上で採用し、2カ年の養成期間、その成績で優良なものは本部工、未熟の者は雇工となる。男女とも寄宿し、男子は結婚すれば社宅にはいった。賄料、

夏冬作業衣、洗濯費は会社負担。賃金は日給制で、最初の2カ年は6ヶ月計算、その後毎月払い、日給は男女とも初任給は食事つきで3-4銭、1889（明治22）年頃に9銭となっている。賃金は15級にわかれ、最低女9銭、男12銭、最高女40銭、男50銭。男女の賃金差は5対4、この年の平均米1升小売値大阪で5銭9厘だったので、賃金は割高であった。

洋式綿糸紡績業と器械製糸業の2つは、明治10年代までは、日本にいままで存在していた手繰りや座繰りの製糸業や手紡ぎ綿糸を大して滅ぼすことなく発展した。したがって、新しい女性工場労働者と平行して、従来の経営形態である家内工業、賃繰り、賃機はおびただしく存在し、そこで働く女性も非常に多くいた。明治20年代以後、工場制工業の発達と共に、古い経営形態で働く女性は、次第に工場に吸収された。それにともない、上記工場に見られたような良好な労働事情は、日清戦争前後からの日本資本主義の華やかな発展に逆比例して、悪化していった<sup>65</sup>。

#### (4) 家計補助的という内容の労働条件

明治政府が養蚕及び器械製糸を奨励し、洋式紡績業を移植したのは、日本資本主義の自立発展のためだったが、もう1つ失業士族の救済という重要な目的もあった。失業士族に職を与え、生活を安定させることは新政府の基礎を落ち着かせるためにも重要な問題だった。富岡製糸、彦根製糸、二本松製糸など、当時有名な製糸場にはいった女性たちの中には多くの士族出身者がいた。紡績業でも、男女とも士族出身がかなり存在したし、経営者自身にも士族出身が多く含まれていた。1881.82（明治14.15）年までの間の労働力の給源には、士族及びそれに付従した職業からの失業者がまず第1にあげられる。

けれども、労働者の出身として士族階級が問題とされたのは最初のうちだけであった。資本主義の発展と共に、士族の失業救済は問題ではなくなった。資本主義は労働力を多量に消耗するから、出身にはかかわりなく、広範に労働力を求めるようになった。人口の80%余をしめる農民層が労働力給源として現れ

たのである。

日本資本主義は、一方では労働力の需要を開きつつ、他方では供給源をつくり出していった。明治政府は最初の財源として地租改正を行った。地租は地価の百分の3で金納だった。平均7反程度の現金収入のない零細な土地所有者は、地租滞納から土地を失い或は小作農に没落し、そこから労働力を都市工場に供給した。これは一時的に多量の労働力を作り出したが、その後は、資本主義の発達と共に、農村の農作物を変化させ、農産加工業を分解させ、そこから絶えず余剰労働力を作りだした。例えば棉作、藍作、菜種作とその加工の衰亡はその例である。日本の農家は、手労働と現物小作制、水稲作のために、人口を多く蔵しながら換金作物は少なかった。資本主義の商品が農村へ入り、農家は購入面では貨幣経済に巻き込まれながらも、それに見合う現金収入は足りなかった。現金を得るために過剰労働力を工業へ出稼ぎとして供給した<sup>66</sup>。

女性労働者は、貧しい農民の中から多く供給された。彼女達は農家に結びついたままで、その家族の一員のままで工場労働者となった。ここに女性労働者を規定する1つの根因が存在する。彼女達の工場における労賃は、この貧しい農家の生計を補足するに足るにすぎない低賃金であるところから、家計補助的低賃金といわれてきた。

日本の女性労働についていわれる家計とは、女性を非独立者とみなす家の家計であった。だから家計補助的という意味も家を前提にしての考え方である。日本の家父長制的家制度では、家長は家を代表し、家族は経済的にも、人格的にも、独立せずに、家長に対して絶対服従する義務を課されている。家父長制的家制度においては、もともと家長が家の経済でもって、家族を扶養する義務をもつべきものとされていた。ところが、明治以来、女性労働者を多く出していた貧しい農家においては、家長は家族である子どもを支配する権利は持っているが、それに伴う扶養の義務を遂行するには余りに貧しくあった。義務の伴わない権利はあり得ないのだが、日本にはそれが存在した。家長は権利のみ保持し、子どもを私物として販売する自由をもっていた。人身売買の前借年期契

約が、家長によって結ばれたのはこのためだった。

家長の所有物である女性労働者は、工場にはいつてからも、「親からの預かり者」として取扱われた。所有権は家長にあり、雇主は家長より使用权のみゆずりうけた。そのために工場へはいった娘に対してまで、家長は家長権を行使したし、雇主はこれを利用した、例えば、雇主が労働者の父兄に「あなたの娘はよく働いています、こんなに貯金ができました、ほめてやってください」といった手紙を出す。父兄はこれを本当と思い、娘が強制貯金のことや労働の苦痛を訴えても、わがままとしかうけとらないようにした。これは家長権を足留策に利用したのだといえる。

親からの預かり者である女性労働者の賃金、年期契約の場合には契約金は、その女性労働者の属している家の家計の如何によって決定された。この親からの預かり者は親がかりといわれ、父兄がその女性労働者の扶養の義務あることを意味していた。そのため親がかり女性労働者の賃金は、貧しい家計の不足（ひとり当たり支出の）で足りるものと計算された。これは、労働者の個々の家の家計から割出したものではなく、労働者を出す社会層の平均家計から習慣的に割出されたものだが、その根底には農家の生活水準の貧しさが存在するものと考えられる。

女性労働者を工場へ出す貧しい農家の生活程度は低く、ひとり当たり支出額も、補足額も小さい。その小さい金額をもって、女性労働者の労働力を評価したのが女性労働者の家計補助的低賃金である。

家計補助的女性の低賃金は、労働者がひとりで生きていくための、再生産可能な賃金を想定したものではなかった。賃金を、その労働の代償として評価したものでないところに、賃金の非近代性が存在すると三瓶は主張している。戦後の1956年当時もこの親がかり的な賃金の考え方が根強くのこっているとも指摘している。

父兄による前借年期契約や家計補助的低賃金は、女性に限ったわけではない。未成年男性にも適用されている。だが、男性の場合には、戦前においては徴兵

検査を境として独立個人と見なされた。

ところが、女性の場合には、この家父長制的家制度の下では、「女は三界（過去、現在、未来）に家なし」とされ、独立個人と見なさず、一生涯、結婚前も後も、家長（父または兄、夫、長男）の従属者の地位におかれている。女性には、「幼にしては親に従い、嫁しては夫に従い、老いては子に従え」という「女大学」三従の徳の思想が根強く存在していた。三瓶は、1956年に、今日、民法によって家が消滅しても、この女性に対する思想はまだ生き残って、女性労働者の賃金を家計補助的低賃金を存続させてきていると、指摘していた<sup>67</sup>。

日本の資本主義は明治20年代にはいると産業革命の時代にはいった。手工より機械へ、工場制手工業（マニユファクチュア）より、工場制工業へと進んで、日清、日露の2つの戦争ごとに大きく発展した。この手工業時代から工場制工業への経営形態の推移には、それだけ多くの資本を必要とした。この必要な資本蓄積をなしとげさせたものこそ、悪条件の低賃金労働だった。

おくれて資本主義の仲間入りしたこの時代の日本資本主義は、あらゆる技術、機械を輸入に頼らねばならなかったため、設備投資が大きな割合をしめていた。その設備も、絶えず外国の新しい技術革新におびやかされていた。そのため、備えつけた機械をフル稼働させ、新しい機械が発明される前に、原価を償却しなければならなかった。さらに海外に市場拡大の望を抱いたため、その市場の拡大に応じて生産を増大させるためには、設備拡張の費用を節約して、既設設備を昼夜運転した方がはるかに費用のかからない方法だった。

こうした資本の事情が、労働条件に反映したのが、明治から大正にかけての労働事情だった。それに労働者の60%もが女性労働者であったため、この事情が女性労働者に最も著しく現れた。労働者の抵抗も少なく、ストライキも治安警察法により禁止同様だったし、労働者に対する保護法は全くなく、労働力の無制限消耗が平然と行われていたから。こうした事情から、産業革命期の労働事情は、富岡製糸場が設立された初期の時代より、はるかに悪くなった<sup>68</sup>。

### (5) 過酷な女性労働事情

女性労働者の過酷な労働条件が社会問題として取り上げられるようになったのは、日露戦争後であった。日清戦争による物価騰貴と戦後不況の影響で、労働問題が大きく浮かび上がって来た。1897（明治32）年には農商務省により『職工事情』が調査された。横山源之助の『内地雑居論』も同じ時に刊行されている。『日本之下層社会』は1901年に刊行された。1900年の議会上程は阻まれたが、政府によって工場法草案がはじめて作成された。1915（大正14）年に刊行された細井和喜蔵の『女工哀史』は、紡績女工の生活をその間の紡績女工の実体のルポルタージュである。また、中村政則『労働者と農民』は、女工の搾取された実態を、戦後の研究成果と当事者への聞き書きに基づき、構造的に説明しているので参照してほしい。ここでは、三瓶孝子が、戦後民主化の中で、かつてのような女性の扱いを今後決して再現させてはならないという視点から、描いた過去の日本帝国主義成立期の女性労働者の労働事情を、見ておきたい。現在の長時間労働に耐えている派遣労働者や不安定就労者の労働条件が、どれだけ良くなっているといえるのか、考えるヒントを得られるかも知れない。

募集について。女子労働者の多くは、貧しい農家出身だったので、募集人の甘言に簡単にのせられた<sup>69</sup>。募集人はこんな手をつかった。

「ところでお父つあん。1つどうでしょう、娘さんを三年ほど貸して貰えますまいか。娘に向かって、姉ちゃん、大阪の会社に遊びにきませんか？都はいいところですよ、芝居や活動は毎日見られるし、ちょっとそこまで出るのも乗りものはあるし、菓子やその外の旨い物は沢山売っているし、美しい着物はあるしねえ、見物かたがた3.4年来てはどう... これからの世では家で唯百姓の手伝いぐらいしておったのでは、良いお嫁入り先もありませんで、ところがうまいことには、2満期無事に勤めると会社から嫁入り支度金として莫大なお金と立派な筆筒がさがるのです。その間には、国許へ送金しながら自分の貯金も9百円や千円は出来るし、6年まあ辛抱してみなさい。娘さんのか弱い手1つで途方もない立派な嫁入り拵えがととのいます...」（細井和喜蔵『女工哀史』）

これは大正10年代のものだが、明治時代からこうした甘言募集方法が行われた。娘は募集人と父兄との間で何年間いくらで売買取引された。貧しい親達はその契約金の中から、支度金と称して前借した。この年期契約金は契約年間の賃金に相当するもので、明治30年代には年期3カ年で2-30円、1921（大正10）年頃には1カ年にして平均30-50円にのぼった。三瓶の資料で賄費以外の労賃一カ年分で米何石を購入できるかを算出すると、1873（明治6）年富岡製糸場の3等工女は2.5石買えたのに対して、1899（明治32）年は0.8石にまで下がり、1923（大正12）年にも1.04石に留まっていことがわかる。年期契約で工場にはいった女性労働者は、製糸業だけでも、1921（大正10）年で92%にも達していた<sup>70</sup>。

契約について。紡績会社と職工との雇用契約は、対等の関係とはいえないものであった<sup>71</sup>。年期契約ではいった労働者は住込で、雇用期間中は雇主の命令に絶対服従を誓わされ、契約期間を満了せずに途中でやめるときには、前借金は利子をつけて返却しなければならず、また逃亡すれば親は責任をもって探し出して雇主にとどけなければならないという1札をいれた。三瓶は明治以後の女性労働者の年期契約とは、封建時代の職人階級にあった親方徒弟制の絶対服従と年期契約と弁償とをとりいれ、それに労働力を金銭で取引する資本主義的な賃労働を加味したものと説明し、労働力を安く買い入れ、自由に使うための最もよい方法となったと評価している<sup>72</sup>。

年令構成。年令制限がなかったので、10才未満の幼年工もあった。1911（明治44）年の『工場通覧』で女性労働者49万3千人のうち、23.3%にあたる11万5千人が16才未満であった<sup>73</sup>。

労働時間。労働時間は日の出から日没までが一般的で、短いところで13-4時間、長ければ17-8時間に達した。製糸業のような季節産業では繁忙期には17-8時間、織物も好況には同じだった。紡績業は1883（明治16）年8月の三重紡績会社2交替制深夜業開始以後、紡績業と深夜業は切り離せない関係になった。交替は1週間ごとに行われ、交代日には先番、後番が通しで24時間労働するの

だが、交替すべき労働者が欠勤の場合には、合計36時間労働になることもあったと、『職工事情』は報告している。長時間、深夜業の労働時間だけでなく、監督の目が恐ろしく、おちおち休憩もとれなかった。製糸、紡績、織物の女性労働者の作業は成果主義だったので、その点からも休憩は取れなかった<sup>74</sup>。

賞罰制。賞罰制によって労働は内に向かっても強化された。製糸業では賞旗制があって、成績のよい組に賞旗を与えられた。女性労働者の監督者である見番は、賞旗によって自分の成績をよくするために、自分の監督下の女性労働者の競争心をあおった。紡績業でも優勝旗制があって、定量以上の成績をあげた組には日給以外に若干の賞与を与えた。工場では定額以上の製織に対して賞が出された。こうした賞与制度は、労働時間で計れない労働強化であった。賞与と共に罰則が行われた。製糸には一定の繰糸の量目と品質が定められており、それ以下の糸を引いた場合には、賃金を取るどころか、マイナスになった。ただ働きである。紡績業では過怠金が賃金から差引かれた<sup>75</sup>。

賃金。過長な労働時間に対して、日給は米1升も買えない程度の低いものであった。1892（明治25）年の紡績、織物の女工の日給は白米1升の値段と同じく8銭、製糸女工はやや高く13銭、1897（明治30）年の女工の平均日給は紡績13銭、製糸18銭、織物14銭であり、白米1升の価格は15銭だった。この低い賃金のなかから、住込の場合は食費が差引かれ、賃金の3-6%が強制貯金として信認積立とされ、前借金の場合にはその返済及び年期契約に対する保証金（これは契約期間満了せずに途中でやめるときに、雇主の支給した食費及びその他の経費の弁償のため）が差引かれた。「私は14のとき（1914年頃）、大垣の日本毛織に日給13銭ではいりました。食費9銭、10日働いて40銭、25日で1円のこりました。50銭を母に送り、50銭をためて着物を買ったりしました」。住込の場合は、前借でなくとも、多くは毎月小遣金として賃金の一部を支払うだけで、その他は全部雇主が保管しておき、1年に1回または2回支払うだけであったが、支払期に不況の場合には一文も支払われないという、タダ働きの場合もあった<sup>76</sup>。

寄宿生活。工場内の作業環境についてさえ、塵埃防止、危険防止、換気、照明など全然考慮されなかったから、工場付属の寄宿舎は一層ひどかった。寄宿舎はバラックの、倉庫の2階などが利用されているので、空気の流通や日当たりも悪く、押入れも天井もないのが一般的だった。倉庫でも畳のあるのはよい方で、板敷にゴザを敷いただけのところもあり、製糸業では作業場のかた隅につり床を作ってそこを寝床としたところもあった。寄宿舎は女性労働者を遠方から募集するための必要として設けられたが、もともと福利施設ではなく、ただ収容すれば足りると考えられていた。労働者を工場にしばりつけて、深夜業までさせうるには、寄宿制度は最も便利な方法でもあった。室は30-50畳のただっぴろい中央を板敷にして、そこを枕もとにして、両側に寝るところがあった。ひとり当たり畳は2枚以下、紡績業のような2交代制では、朝かえったものが、そのまま昼業者の寝床にもぐり込むという状態。食事は、麦7分、米3分の割めしで、動物性食物はほとんど与えられなかった。寄宿舎は、夜になると逃亡を防ぐために外から鍵がかけられた。そのため1897(明治32)年に愛知県の織物工場で火事の際、女工が逃げられず21名焼死した事件がおきた<sup>77</sup>。

女工の異動。こうした労働と生活とから結核と胃腸病者が多く出た。1899年(明治32)年紡績会社の調査によると、女性罹病者のうち呼吸器病患者が25%、消化器病患者が40%。石原修『女工と結核』(1913年)によると、1カ年の女性労働者の結核罹病率は20%、紡績業では25%であった。そのため、『職事情』は、職工の異動の多さについて、実に驚くべきものありと指摘していた。通常いずれの紡績工場においても、1カ年間に雇入れ、または退場する職工の数は、各その工場の現在職工数に均しきか、もしくはそれ以上なり。換言すれば各工場の職工は1カ年ごとに全数更迭するなり。以上のような労働条件が、女性労働者の勤続年数を短くしていた。

## (6) 内需拡大をともなわない経済発展の理由 本節のまとめ

外需と内需の関係について、まとめておこう。戦前日本の近代化、産業化は、

軍需産業の発達と外需の拡大を求めて発達したものであった。軍需産業の国産化を希求した投資が行われた結果、政府＝軍部の需要による内需は増大した。だが、軍需物資は、戦争で壊され費消される消耗品であり、国内の多数の人々の生活を良くする内需拡大には寄与しない。繊維産業は国際競争力をつけて外需拡大を追求し外貨を獲得すべき産業として育成された。それらは、消費物資を生産する産業ではあったが、自分たちが欲しくて購入可能な、国民の豊かな衣食住のための商品を提供するビジネスモデルではなかった。産業革命により立派な機械が設置された近代的な工場が稼働したが、そこで働く多数の女工たちの労働条件は劣悪で、賃金は低かった。企業の発展が、そこに雇傭される労働者の生活を良くする内需拡大とは無縁であった経験を見ることができる。

なぜ、当時の女工たちは悲惨な労働条件で働かなければならなかったのか。当時の女性労働者のことをどう見ればいいのか。そもそも民法は契約自由の原則により、労働条件は労働者と資本家の自由協定に一任されている。ところが労資の実力に優劣があるため、事実上は、資本家が命令し労働者はこれに盲従している実情があった。当時、労働者保護立法はなく、1900（明治33）年によりやく工場法草案が作成されたにすぎない。女性労働者の過酷な労働条件の理由について、ここでは、当時の差別的な法律、経済、慣習について以下の3点を指摘したい。

第1に、彼女たちは、親や夫の意向によって、働くことを強制された、家制度に縛られた存在であった。家制度の下では、女性労働者は独立した人格としての契約主体たりえない存在であった<sup>78</sup>。女性が被扶養者と位置づけられ、独立した人格でないという見方は、女性を物品と看做させた。人身売買が女性に多い理由はここにあった。直接の身売りではなくとも、娘を前借で工場労働者とするのも、これと同じ。家長である親たちが、娘に対して絶対権力をもつという考え、例えば身を売っても親につくすことが親孝行であるという考え方で、明治以後の女性労働者の多くは、工場やその他の職場に前借で出された。女性は父や夫のために働き、経済的に従属するものであるという家父長制的家制度

の思想が習慣を形成していたため、彼女たちは工場でも働いても、あくまで一時的な労働者、手間賃仕事をするものとされた。契約の当事者は父兄であり、独立の人格とは認められない存在とは、労働者と言えるのだろうか。自分の労働力だけは自分で売る自由がある存在とすら言えない、戦前日本の労働者の過半数を占めた女性労働者とは、近代的な労働者ではなかったと言えるだろう<sup>79</sup>。末広源太郎は、民法の説明の中で、年少工の賃金は親権者により、妻の賃金は又夫によって奪いさられる例が甚だ多いと指摘していた<sup>80</sup>。

第2に、彼女たちは、お金のために働くことになった、金に縛られた存在であった。多くは、借金に苦しみ、前借りへの誘惑に駆られて、お金のために、過酷な労働現場に送り込まれた。背景として、現金収入を必要とする経済が稼働し始め、農家の出稼ぎ的な家計補充的低賃金を可能にする経済構造が存在したこと。戦前の日本の女性労働者の多くは地主小作関係に規定された農村出身であった。零細な、とりわけ小作農家では農業以外に現金収入の道を考えなければ食べていけない事情があったため、農家は結婚前の娘を一時期工場に出したが、雇主側はこの低賃金の出稼ぎを歓迎した。結婚前の一時期だけを工場で働き、再び農村へかえり、農家に嫁いで農業に従事するという想定の出稼労働者であった。娘の嫁入りに一枚の着物もつくることのできない農家、あじけない生活、ここに目をつけたのが募集人や周旋屋であった。貧しい農家の娘たちは、自分の手で嫁入り支度ができると思い、嫁入りまでの数年間を年期契約で工場にはいった。食べることも困難な貧しい農家の生活水準が、彼女たちの低賃金や過酷な労働条件を可能にする条件であった<sup>81</sup>。

第3に、無償の家事労働をする存在として女性を捉える習慣が根づいていたことも指摘できる。年齢が若く、勤続年数が短いだけでも、賃金は低くされた。その上、女性は妻であれ、娘であれ、家庭においては家長に養われるものであって、その労働は奉仕であり、家事労働はいくら労働として大変であっても、ゼロに評価されていた。家庭にあって、価値を生まないと考えられている女性の労働力が、工場に雇われる場合には、賃金がいかに安くとも、無から有を生む

ことになる。だから雇主は最低限まで賃金を引き下げることができた。

### 第3節 戦争を起すエリートの作ったナショナリズム

#### (1) 日清戦争の陥穽

司馬遼太郎は日露戦争後、日本人の痴呆化がはじまり、陸軍はそれまでとは別物にかわり、参謀本部が日本を狂わせた思想の卸元になるのも日露戦争後のことだと、述べている。そうすることで日清・日露戦争の時代を栄光の時代とたたえている。だが、中塚明は、その明治の栄光とは、実は歴史の捏造も含んだ戦争プロパガンダによって演出されたものであったという。むしろ、第1に、朝鮮との民族的な対立をひきおこしたこと、第2に帝国主義列強との対立を避けられなくしたこと、第3に、日本の政治・軍事、また国民の思想を含めて頽廃が進んだということにより、現在にまでつづくアジアとの関係の困難の起源として、顧みられるべきだという。中塚は、日清戦争で日本政府は、内外に公言できないことをあえてやったことを、実証的に明らかにしている。すなわち、日本軍による朝鮮王宮占領、それに抗議しておこった朝鮮農民軍（東学党）の再蜂起と日本軍によるその皆殺し作戦、さらに戦後の朝鮮王妃（閔妃）殺害事件のことである。それらの事実を記した戦史の草稿が見つかったのだ。その草稿を没にして作成された戦史は、それらの事実を隠した偽造戦史であったことが明らかになっている<sup>82</sup>。

「脱亜入欧」的考え方、西欧人とアジア人を差別する意識が明確に示された。西欧に対しては、日本軍は国際法遵守をアピールすることに注意を払いながら、朝鮮や中国に対しては、日本軍は国際法など無関係に、剥き出しの侵略行為、殺戮を行い、それらの行為を隠蔽した。対西欧先進諸国と対アジア諸国に対するダブル・スタンダードは、日清戦争によって、日本のその後の国際関係処理の基調となった。笠原十九司は、性犯罪、性暴力発生の根源的要因を形成する

日本軍の構造的特質として、兵士の人権を無視した非人間的な暴力支配、厳格な身分制組織、建前と本音とのダブル・スタンダードを明らかにした。そして、女性を男性の性欲処理と生殖行為の対象としてしか認めようとしない日本人男性の意識をその背景として指摘している<sup>83</sup>。これらが大日本帝国体制によって臣民に強制された秩序意識に由来することは明らかであろう。

序列化された身分秩序を押し付けられた人々は、自分と他者を置き換えて相手を慮る思想を獲得できず、いまここの強い者に寄り添い、いまここの利益を求める。圧制に虐げられた者たちがしばしば進んでしまう方向、すなわち構造化された差別の階梯のなかでより上位を目指すということ、他民族を自分より下位において差別するという方向を選択しなかった日本人を探すのは、なかなか困難な作業のようである<sup>84</sup>。とはいえ、バウネット・ジャパンの提起した2000年女性国際戦犯法廷は、日本軍性奴隷制を裁いた。その中で、国家権力（政府・軍・警察）が売春業者を使って兵士に買春を奨励・強要・保証するシステムは近代日本帝国とともに生まれたことが明らかにされてきた。それは、植民地支配を受けた台湾や朝鮮からすると、日清戦争の始まった年から数えて50年戦争の時代を通じて、帝国の膨張、軍備拡張とともに整備されていったと把握されている<sup>85</sup>。

現在も日本社会の底流として存在しつづけている日本軍将兵が性暴力を犯す背景にあった、女性差別意識、アジア人蔑視意識は、日清戦争によってこの時期に決定化された。日清戦争を契機に、戦争を起すエリート同盟の論理が、エリート同盟の一員を目指す大日本帝国の支配層だけでなく、日本臣民のイデオロギーとして広く流布させられたことが、戦前日本の悲劇の始まりと見たいと思う。

たしかに加藤陽子は、日清戦争には、反対はなかったという<sup>86</sup>。

佐谷真木人は、日清戦争当時の日本が異様な熱狂に覆われていたと、大略次のように述べている<sup>87</sup>。その熱狂をもっともよく示しているのが、義勇軍運動と義捐金献納運動。義勇軍運動の参加者には旧士族の再結集がもっとも多く、

国権派、民権派、侠客がそれに続き、彼らが日清戦争を支持した社会層であった。1894（明治27）年8月7日「義勇軍に関する詔勅」が「国に常制あり民に常業あり」と論ずるによって、旧士族という身分秩序の最後のあらわれでもあった義勇軍が否定されたことで、そのような階級意識がもはやノスタルジーでしかないこと、社会的にはなにも意味しないことを、この戦争は明らかにした。一方で、義捐金献納運動は、貧富の差や職業、地域などの差にもかかわらず、誰もが国家の一員であることを強烈に印象づけた。この戦争を契機として、国家のために奉仕する国民という美德が広く社会に共有された。1894（明治27）年12月9日、東京市大祝捷大会。正確な来場者数はわからない。会員が約3万人、当日入場券購入者が約2万人という概数が発表されているが、当日券を購入しなかった来場者も多数あった。東京馬車鉄道会社は、この日一日で開業以来の乗客数となった6万6千人あまりの乗客を運んだ。なにぶん、このような大規模なイベントは前例がなかった。公園内のトイレはどこも長蛇の列になった。そのために途中で返った婦人も多かった。最大のクライマックスは1895（明治28）年5月30日。天皇は大元帥として、日本を歴史的な勝利に導いたのである。開戦前には天皇は戦争に消極的だった。しかし、戦争が終ってみれば、天皇は世界に誇りうる偉大な皇帝になっていた。その天皇が大本営が設置されていた広島から、いよいよ東京に帰ってくるのだ。この日のために、日比谷通りには巨大な凱旋門が建設された。午後2時新橋停車場着。天皇の姿を一目見ようと、沿道は群衆で埋め尽くされた。群衆は馬車が通るたびに、万歳を叫んだ。こうして天皇は2時45分ごろに千代田城内に到着するまでのあいだ、沿道を埋め尽くした膨大な数の国民によって、歓迎され祝福された。「かつて、国民がこれほど熱狂的に天皇を歓迎したことはなかった。比喩的な言いかたが許されるなら、このとき、天皇は神になった」と佐々木は指摘している。奉迎の準備がかなり組織的になされていること。企業や商業組合、役所などの職業的な集まりはもちろん、諸学校や、各区有志者のような地域ごとの集まりなど、さまざまな団体が奉迎所を設けたり、アーチをつくったりした。準備が組織的

になされていることを考えると、それは各自の自発的なものというよりも、むしろ上意下達的に動員されたものと考えられる。しかし、その一方で一般の国民も、「一目天子さまの行列を見よう」と多数押し寄せたから、天皇を取り囲んだ群衆は、たんに組織が動員したものとばかりもいえない。天皇への奉迎がなかば自発的に、なかば組織的におこなわれていること、そしてそれが国家への協力体制を構築する契機となっていることが、指摘されている<sup>88</sup>。

だが、これらは、のちに内村鑑三が反省していることと、先の中塚明の指摘とを照らし合わせてみると、虚偽報道によって創り出された熱狂であり、世論であったことがわかる。

内村鑑三は、朝鮮の独立を目的とする義のための戦争だといわれて賛成したが、実は下関条約によってあの戦争が欲戦だったことが判明したので、日清戦争を肯定したことを猛省するという論文を1897（明治30）年に発表している<sup>89</sup>。

そして、彼は、人を殺す罪悪としての戦争を直視する、戦争廃止論者になった。1903（明治36）年に次のように書く。

余は日露非開戦論者である許りでない、戦争絶対的廃止論者である、戦争は人を殺すことである、爾うして人を殺すことは大罪悪である、爾うして大罪悪を犯して個人も国家も永久に利益を収め得やう筈はない。

世には戦争の利益を説く者がある、然り、余も一事は斯かる愚を唱へた者である、然しながら今に至って其愚の極なりしを表白する。戦争の利益は其害毒を購ふに足りない、戦争の利益は強盗の利益である、是は盗みし者の一時の利益であって、彼と盗まれし者との永久の不利益である、盗みし者の道徳は之が為に墮落し、其結果として彼は終に彼が剣を抜て盗み得しものよりも数層倍のものを以て彼の罪悪を償はざるを得ざるに至る、若し世に大愚の極と称すべきものがあれば、それは剣を以て国運の進歩を計らんとすることである。

近くは其实例を27,8年の日清戦争に於て見る事が出来る、2億の富と1万の生命を消費して日本国が此戦争より得しものは何である乎。其目的たりし朝

鮮の独立は之がために強められず却って弱められ、支那分割の端緒は開かれ、日本国民の分担は非常に増加され、其道徳は非常に墮落し、東洋全体を危殆の地位にまで持ち来ったではないか<sup>90</sup>。

新渡戸稲造は、1899（明治30）年、英文で『武士道』を執筆し、自己の道徳が武士道によって形成されていることを説明している。そこでは武士道は葬送の準備をなすべきものとしている。彼は、決して剣、武力による解決を肯定しておらず、武士道の教えの内容は、実は戦いの本能の下に、より神聖な愛という本能が潜んでいると見ることができ、それはキリスト教とあい通じるものだと述べている。侵略を批判し、平和をもとめる議論であった。

さらに、1901（明治34）年刊の幸徳秋水の『帝国主義』では、以下のように、完膚なきまでに、戦争の愚を批判している。第1に、人殺しの異常性を指摘し<sup>91</sup>、第2に日清戦争の際の清国の人々に対する野獣のような振る舞いを嘆いている<sup>92</sup>。第3に、盗みや娼婦は、愛国心や忠義のためだと言っても、正義人道に反すると指摘している<sup>93</sup>。第4に、軍備拡張は不生産的費消で、財政を膨張させ、税負担をふやし、人の生命を絶つものだ<sup>94</sup>。第5に、軍人的教育は、人を殺すこと、財を浪費すること、文明を破壊することを奨励するもので、強者に盲従し弱者を陵虐するものだ<sup>95</sup>。第6に、軍備と徴兵が国民の生活、科学、文芸、宗教道徳を破壊するものだと批判したのである<sup>96</sup>。

こうしてみると、日清戦争の総括においては、当時から、日清戦争が朝鮮や中国の人々を殺し彼らから略奪した侵略戦争であり、それは日本の国民の富の浪費であり、民衆の生活を破壊するものでもあったという言説は、存在した。『万朝報』は非戦論を唱えていたが、1903（明治36）年10月8日主戦論におされて、開戦論に転換。それに対して幸徳秋水と堺利彦は12日「退社の辞」、内村鑑三も翌日退社した。11月15日、幸徳秋水と堺利彦の手によって『平民新聞』を創刊。「吾人は人類をして博愛の道を尽さしめんが為めに平和主義を唱道す。

故に人種の区別、政体の異動を問はず、世界を挙げて軍備を撤去し、戦争を禁絶せんことを期す」と述べた<sup>97</sup>。そして幸徳秋水はふつうの人々に冷静に良心にてらしてよく考えろと、非戦論を訴える<sup>98</sup>。

日露開戦直後には、戦争で利するのは、少数だと喝破した。「ああ6千万円の増税、苛重なる増税よ、これ実に「戦争のため」なるべし。今の国際戦争が、単に少数階級を利するも、一般国民の平和を攪乱し、幸福を損傷し、進歩を阻害するの、極めて悲惨の事実たるは吾人のしばしば苦言せる所也。而も事遂に此に至れる者、一に野心ある政治家之を唱え、功名に急なる軍人之を喜び、奸猾なる投機師之に賛し、而して多くの新聞記者之に付和雷同し、競うて無邪気なる一般国民を煽動教唆せるの為にあらずや」<sup>99</sup>と。そして、この一文を掲載したため、『平民新聞』は新聞紙条例違反で発売禁止とされ、発行兼編集人の堺利彦は告発された。幸徳秋水は社会主義にひかれるが、それは、あくまで武力ではなく、平和の手段、道理と言論でのみたたかうものと考えられていた社会主義であり、失敗したソ連型社会主義とは別物だった<sup>100</sup>。

しかしながら、そういう判断を可能にする情報は弾圧され、そういうあたりまえの考え方は圧殺された<sup>101</sup>。大日本帝国が、独裁者に奉仕する臣民として国民を位置づける、制度設計であったことを、強調する必要がある。統制された情報のもと、言論の自由をも制限された枠組みのもとで、人々は、強い支配者に追随し、讃える臣民として生きる道に、誘導されるしかなかったといえよう。幸徳秋水は、1911年、大逆罪で死刑に処せられる。

## (2) 戦争とナショナリズムへの動員

有地亨は「出戦の上は見事戦場に屍をさらし名を後世に残し候へば、国家に忠義御両親様並びに祖先へ対し孝行」と記した日清戦争で戦士した一兵士の書簡を紹介している<sup>102</sup>。教育勅語を大教典として社会と家庭内に普及させ、国家主義に反する既存宗教を排除することを説く日本主義が台頭した。平塚らいてうも、わたくしの家でも、日清戦争のすこし前ことから、いままで洋間だった

父と母の居間が畳敷きとなり、外国のいろんな名画がはってあった襖紙が日本的な模様が変わったことを覚えていた。鹿鳴館時代を頂点とした欧化主義からの反動期で、国粹の声につれ、万事が復古調の世相となり、その傾向は日清戦争を経て、国家主義思想とともにいっそう強まったと述べていた<sup>103</sup>。

有地は明治民法における家制度の曖昧な意義について、次のように論じていた<sup>104</sup>。明治民法における「家」はすくなくとも、権力的存在としての戸主がその絶対的な権威により家族を支配し、服従せしめるようなものではなく、また、「家」に属する財産もなく「家」には法人格も、親族集団としての団体性も認められていないし、戸主には「家」の代表者としての資格も存しなかった。それは武士の「家」をモデルにしたが、それほど峻厳ではなく、崩れた「家」であった。また極めて観念的で、戸籍上にとどまる形式的な「家」であり、親族集団としての実態を欠くものであった。だから明治民法が施行された直後の多くの論者は現実の家族制度崩壊に一層拍車をかけることを危惧していた。

したがって、明治民法上の「家」は、それだけで天皇をヒエラルヒーの頂点とする国家体制の下部構造に組込めば、ただちに家族国家体制が構築されるほど強固な実態を具えているものではなかった。それにもかかわらず、明治民法の「家」は、明治末以降、家族国家を支えるのに重要な役割を果たした。明治民法の「家」は形式的、観念的なものであったために、かえって、明治の社会状況に即応しながら、天皇を頂点とする国家体制内に、「家」を包摂させるのに好都合となった。

第1に、明治民法は「家」に属する財産＝家産を戸主個人の財産とし、その財産所有権と自由な経済活動を保障したので、家産は戸主の手を通して自由な取引社会に登場でき、資本主義の発展を可能にした。

第2に、家族国家観の前提とする「家」が形式化、観念化されており、また、明治民法の「家」が形式的、観念的なものであったため、前者が後者を包摂する場合に、天皇制、国家神道、教育制度などを通して家族道徳を内面化し、「家」イデオロギーを人為的に創設、強化することで、両者の接合が容易であっ

た。

第3に、日露戦争以後に、近代市民意識が成長し、個の自覚が高まった民衆を「家」で再編成する場合、権威主義的な家父長制家族よりも親子の情愛に訴える余地を残した明治民法の「家」の方が適合した。

第4に、明治民法により戸主の地位や統制権が規定されたという事実は、それだけで、農村を中心に広範囲に存在するが崩れつつあった伝統的な「いえ」の家長＝父親の地位を補強する効果をもった。

第5に、1890年代以後、男女同権論は次第に影をひそめ、これに代わって儒教的な良妻賢母主義が教育政策に採用され、それを実施する体制が整えられる。良妻賢母主義の女子教育が採用されたのは、明治政府によって再編、強化されようとしていた国家体制上の家制度を内から支えるために、妻は夫に服従し、もっぱら子女を教育するという役割分担をさだめ、家の内部秩序の安定を図ることによって家を補強しようとする意図によるものであった。

### (3) 国民国家を支えるイデオロギーの工夫

天皇を頂点とする国家体制内に、家はどのように包摂され、国民道徳として立ち現れることになったのか。鹿野政直は、この時期に家という誰もが属する集団の論理を道徳として国民に示すことにより、国家への帰属の論理を説明受容させるイデオロギーが作られ広められたと指摘している<sup>105</sup>。それは第1に国家を家に擬することと、第2に家族員ひとりひとりの序列化を進めたこと、第3に上流規範のあるべき道徳として強制したことであったという。

第1の擬制とは、国家をどのように家のようなものと説明しようとしたのか。石田雄によって明らかにされた家族国家観とは、忠孝一本で説明される。彼によれば、最も体系的に「国民道徳論」という形で家族国家観を主張した井上哲次郎「倫理と教育」(明治41年)は我国の1家族1家族と同様国家全体も1大父系家族をなしているという。「1つの家族の中に...中心点と見るべき家長があって、1家族を統率して行くようになっている」個々の家族が個別家族制度

であり、これらの個々の家族が集って日本全国を総体として見ると1つの大きな家族制度が出来ているものを総合家族制度とし、これが即ち我が国体の構造であると考え。このような二重構造をそなえた日本の「国体」においてのみ、個別家族制度の倫理としての孝と総合家族制度のそれとしての忠が完全に統一されるので、個別家族制度だけあって総合家族制度のない中国においては「孝道は大変重んぜられて居るけれども、忠君に至っては日本のやうな強大なものはない」という相違がでてくると説明した<sup>106</sup>。

石田雄は、近代日本では、儒教的家族主義と有機体論とが結合されることにより、「私的敬虔心であるところの孝と、公的な忠誠心であるところの忠」とが忠孝一本として「連続」させられ、「国を挙げて一大家族を成す」との観念が培われたとし、その養成にあたっての学校教育ことに修身教育の役割の大きさを指摘した。天皇を国父、皇后を国母、皇室の祖先を国祖とする観念は、この過程で急速にひろまった。

鹿野政直はその連鎖反応として、国を家とみなす観念が、村・企業・軍隊など国よりも下位の公的な集団・団体・組織へもアナロジーとして適用されたことを以下のように指摘していた。

村を「家」にたとえる思考法は、20世紀初頭、日露戦争後に農村の疲弊が深刻化したとき、地方改良運動の指導者たちによくみられた。そのひとり山崎延吉は『農村自治之研究』（1908年）で、町村長は戸主つまり公夫、校長は妻つまり公婦、宗教家・篤志家（要するに地主層）は公けの舅姑であるとした。

企業の一家主義・家族主義は、日本の資本家階級やその思想的代弁者たちにとって常套の論理。日清戦争後工場法の制定が議論された第三回農商工高等会議議事速記録によれば、志村源太郎は、「我国に於ての雇主被雇主との関係は家族的関係に等しい。長幼相助け吉凶相慶吊し、其羈（あい）然たる情誼があつて、仮へば数十人数百人を使う、雇主の虐待のために労働者が之に向つて反抗したと云ふ、実例が極めて稀」とする工場法尚早論を、「日本の工業が段々発達するに従つて、家族的関係が消滅して、契約的になつて法律の関係に移ると

云うことは免れ難い」と論ばくしなければならなかった。同会議の一員であった安田善次郎は、のちになってもつねづね「安田銀行及び此配下の銀行員、即ち三千の行員は実に一家族同様」とのべ、また企業内では「家長さん」とよばれる存在であった<sup>107</sup>。

軍隊が家庭になぞられたことも周知の事実。「軍隊内務書」綱領の1には「兵営は苦楽を共にし死生を同じうする軍人の家庭にして」とある。兵営生活の手引き『入営の準備』(1908年)「中隊長と言えば先ず家庭にて言えば父親にて、... 凡て一身を中隊長に委ねるを適當とする。又休養班長は其母親で」とある。1920-30年代以後、兵士たちに愛唱された「満期操典」には「中隊長の訓示には中隊長はお父さん、班長さんはお母さん、古年次兵は兄さんで」とある。(野間宏『真空地帯』からとった)。私的制裁は「可愛がる」といわれた。このような「家」の擬制化が、人びとの無権利状態を糊塗する機能をはたしたことは、いうまでもない。

その擬制的な親子関係のもっとも一般的なかたちは、地主・小作関係にみられた。

鹿野政直が指摘した第2の擬制とは、一家の構成員としての一体性のうえに、家族員ひとりひとりが序列化されたことにより、序列という秩序がすべての人に当然の所与の秩序として与えられたことであった。

序列や格差という意識は、それ以前から個々の家庭に沈澱していた。2-3才で物心つくとき、幼児にとって、その幼児をつつみこむ集団、多くの場合に家族は自然的なものと意識され、それへの密着性、親和性、連帯感、信頼感が育まれる一方で、その小集団内の自分の位置へのしだいにはっきりする認識をとおして、やはりそこに存在する序列に気づかされる。自分が男性か女性か、何番目の子供か、父と母の間柄はどうか、祖父母と父母の間柄はどうか等々への自覚である。こうした意識は、日々の教訓・慣用句・陰口などという口誦文化としてはもちろん、無意識裡に示す動作の文化や、生活空間を規定するかた

ちの文化としても、瀰漫していた。

井上哲次郎は、家族に属する者は、悉く家長の命に服従しなければならないという孝と、君主の対する忠と同じ精神だとして、忠孝1本という服従の民族的道德の教を説明している<sup>108</sup>。

尊卑の分、長幼の序、男女の別、家族員と奉公人との身分の差などからなる一家内の序列意識は、国家公認の家族関係として規範化され、人びとの私生活を規制しはじめる。孝行が、序列を内面からささえる徳目として強調された。私生活上の根本道德とされた孝行が、元来年少者にむけての道德であったため、教育のはたす役割は大きかった。

末松謙澄『小学修身訓』は「もし父母が、なさけなく、おろかに我を、にくむとも、我まごころの、足らねばと、自らせめて、つゆほども、うらみかなしむ、心なく、一しほ、孝行、はげむべし」女性の場合には「女はよめ入り、するさきの、親をまことの、おやぞとも、おもひてあつく、孝行し、夫をおもんじ、身をつつしみ、言葉やさしく、たかぶらず」に万事に「常に心を、くぼる」のが大切としていた<sup>109</sup>。

この「序列」意識こそ、差別の正当化であった。これでは、一家内のそれぞれの位置に応じた人格の鑄型が、生まれによりすでに準備されていることになる。年少者や女性など服従性をよりつよく要請される人びとにたいしてほど、より強固な鑄型が与えられようとした。おびただしい女訓書や孝子、孝女譚が現れた。

鹿野が指摘した第3の擬制とは、上流家庭を規範とする家意識の鼓吹であった。民法作成過程の法典調査会で、穂積八束が「百姓の慣習は慣習とすべからず」と述べ、その民法は作成者たる旧武士層の家の慣習にのっとりたものであった。民法にともなって出現したおびただしい女訓書をみると、それらがみなほとんど限定なく上流家庭像を前提としているという。上流的心情に同化しようとの方針は、国定修身教科書が「召使」について、第1期（1904年）「めしつ

かひをあはれめ」、第2期(1910年)「メシツカヒヲイタハレ」、第3期(1918年)「メシツカヒヲイタハレ」と記述していたことに端的にあらわれていたものと鹿野は指摘している。すなわち、これらの教科書をまなぶ児童のほぼ95%までが、中等学校以上に進学することなく、召し使われる身になりこそすれ、召し使うがわに立つ可能性のきわめて少ない身の上。だがそういう児童の脳裏にも、使うがわの道徳が、天皇・皇后の「聖徳」とならんで提示されていた。こうして、上層への同化の幻想をさそう社会が構想され、学校教育が上昇転化への梃子と、上層以外の異なる道徳への差別意識を提供することになった。

色川大吉は「家族国家」の擬制(日露戦争を契機として成立、太平洋戦争をさいごとして燃えつきたもの)が、すでに存在として明治民法的家とは無縁の、名もなく産もなき大衆家族のところにまで浸透することを可能にした原因として、通俗道徳のなかに立身出世を保障する秩序として天皇制が入り込んだことだと指摘している<sup>110</sup>。

大日本帝国の形成とともに、戦争を起すエリート同盟の創出したナショナリズムが、この時点で国民を捉えきったとは言えないだろう。大正デモクラシー、大恐慌を経て、このときつくられていた枠組みが、ある意味悪い形で効力を発揮したのは、戦時体制下においてであった。

注

- 1 加藤周一『日本文化における時間と空間』岩波書店 2007年 加藤は最後の著作で、日本では人々が「今=ここ」に生きているように見える背景について、時間においては「今」に、空間においては「ここ」に、集約される世界観を描いた。
- 2 最近の研究として、参照、姜範錫『明治14年の政変 大隈重信一派が挑んだもの』朝日選書 1991年、五百旗頭薫『大隈重信と政党政治 複数政党制の起源 明治14年-大正3年』東京大学出版会 2003年、森川潤『井上毅のドイツ化構想』広島修道大学学術選書 2003年、渡辺俊一『井上毅と福沢諭吉』日本図書センター 2004年
- 3 たとえば、森川前掲書 pp.135
- 4 小田部雄次『華族 近代日本貴族の虚像と実像』中公新書 2006年 p51
- 5 森川潤『井上毅のドイツ化構想』広島修道大学学術選書 2003年 p135
- 6 加藤周一『日本文学史序説』下 ちくま学芸文庫 p280 1860年代と70年代に生まれた文学者や思想家の1世代は、新制度の大学で西洋流の教育を受けたという点で、福沢諭吉や中江兆民の世代とは異なる。しかし彼らの大部分が受けた初等教育の内容は、主として徳川時代以来の漢学を継承するものであった。少年時の漢学とその後の英語、しかる後大学という教育課程は、この世代一般の特徴である。少年時の素読を主とした漢学という習慣は、その後明治政府の創った小学校および中学校の制度が整えられるに従って、次第に失われた。その意味で、この世代の文学者は、またその後の世代からも区別される。たとえば漱石(1867-1916)は漢詩を作った。芥川龍之介(1892-1927)は、もはや漢詩を作らなかったが、楽にそれを読むことができた。中村真一郎(1918-97)は、漢詩を読むのに困難を克服したはずである。1945年前後に生まれた日本の作家に至っては、稀な例外を除けば、ほとんど漢籍を読まないだろう。このように1868年の世代は、西洋流の高等教育の最初の世代として特徴づけられるばかりでなく、また漢籍の素読の最後の世代としても特徴づけられる。
- 7 加藤周一『日本文学史序説 補講』かもがわ出版 2006年 p238
- 8 穂積重遠(1883-1951)『新訳論語』(1947年 財団法人社会教育協会) 1981年 講談社学術文庫 p214
- 9 同上 p468
- 10 佐野真一『渋沢家三代』1998年 文春新書 p195

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

- 11 梅溪昇『お雇い外国人』講談社学術文庫 2007年 p94
- 12 色川大吉『明治の精神』筑摩書房 1968年 p246
- 13 吉田曠二「加藤弘之と『弘之自伝』に就て」加藤弘之『復刻弘之自伝』長陵書林 1979年所収、p110-118
- 14 穂積重行編『明治一法学者の出発 穂積陳重をめぐる』1988年 岩波書店 p383「独逸国へ転出の願書」
- 15 長尾龍一「穂積八束伝ノート」『日本法思想史研究』創文社1981年 p117
- 18 同上 p117-120
- 19 穂積重行編前掲書 p343
- 20 同上 p342
- 21 植木枝盛「如何なる民法を制定す可き耶」『国民之友』1889(明治22)年8月22日～9月2日

(第1 立憲政体の社会、自由平等の旗下) …我が日本の如きに就ては余程に勇断して旧を捨て新を取るの策に出でざるべからずと、何の為にして斯の如くに局限する耶、我が日本の風俗習慣には実に厭忌すべきの甚だしきもの夥しければなり、吾々の決然として1日も早く排棄せんと欲するもの簇々として多ければなり。…日本の社会は如何なる社会なるぞ。千百年來専制政体の行はれたる社会にはならざる乎、命令主義の行はれたる社会にはあらざる乎、其の専制の政体、命令の主義は啻に一国の上に行はれたるのみならず、一州一郡一村の上にも、一家一族の上にも偃蹇することを致したるなり。

(第2 聯民成国) …天下一民一民を聯ねて国を成す者あり、蓋し最も其理を得たるものにして進化の徴にあらずんばあらず。…而して戸主の制を廃し、人々を独立の人と為すときは、随つて其の総体の人々をして、直ちに身を以て国家に對射するものと為さしめ、直接に社会の事務に關与せしめ、敏速に天下公共の為に戚愉を為すの人間と為らしめ、吾れも亦社会の一人なり、国家の一株主なり、吾も亦其邦の盛衰興亡の關する貴重の一元素なりと自思せしめ、其れをして成べく自から重んぜしめ、自から尊はしめ、其れをして成べく国を愛し、公共の為に尽さしむるの正道なればなり。

(第3 子は親の私有物ではない) 親たる者其子を以て己の私有物の如く感想し、…甚だしきに至りては無慙にも其子を將つて恥をも拘はず辱めをも厭はず、以て金銭を釣の釣と為らしめ、公然芸妓と為らしめ、娼妓とならしめ、絃を弄し、淫を売り、其の得る所を以て己れを養ふの資に供せしむる者さえ之れ無き

にあらず、茲に至りては人の親たる者も亦天下の大罪人と化したるのみ。

(第4 男女平等) 若し其の日本の有りのままの風習を撮影器もて生写しに写し来り、而して改むることをも為さず、其の写真を直ちに法典の上に粘付するときは如何なる法律をか生出し来らしむべきず、必ずや吾輩のただ取ることを欲せざる男尊女卑の凝結体を眼前に突兀たらしめざるを得ざるべし。固より避けざることを得ざるなり。ナポレオン嘗て叫んで曰く、吾輩西人の今日に至るまで婦人を尊敬して丈夫と同等の待遇を為したるは実に大なる過失にてありき、若夫天性より之を論ずれば婦人は則我奴隷なり、決して同等の者にあらずと、或は曰く婦人は只た是れ子孫生殖の為め丈夫に配与せられたる約束のものなりと、彼れ又婦人に語って曰く、婦人よ汝等何ぞ徒らに悲哀の情を懐くや、我輩と雖も強ち汝等を目して無精神なりと叫呼するにあらず、然れども予は決して理学者の如く汝等を目して同等と認むること能はざるなり、妄りに男女同権の説を唱ふる汝等の思想は是れ狂暴なり。何となれば婦人汝等こそ乃ち我輩男子の所有物なれ。我輩丈夫は決して汝等婦人の所有物に非らざればなりと。彼のナポレオンは実に此の如きの男にてありき。然れば我が邦に於て民法を制定し其の夫婦の関係を規し、其の男女の関係を規するには更らに別段に19世紀の正しき新思想を以てせられんことを希望するなり。縦ひ今日の世界に存在する学者先生と雖も、未だ男尊女卑の思想を其の脳髓より駆逐せざる者無きにあらず、吾輩は新制の民法に対して此の如きの思想を吸収せよと忠告せず、断然同権の主義を確信する尊ぶべき愛すべき人の新思想を汝親族編の田地に播種して之を成長繁茂せしめんことを祈るものなり。

(第5 分派相続) …兄弟に相続の権利を与ふると共に、姉妹にも之を与ふるものと為すことを吾輩は切望せずんばあらず、是れ実に相続の本意に称ふものなればなり、是れ実に社会の真益と為るものなればなり。

- 20 井ヶ田良治「明治民法と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性史』4 近代 東京大学出版会 1982年 p50-51
- 21 同上 p51-2
- 22 同上 p52-3
- 23 小柳春一郎「民法典の誕生」(広中俊雄、星野英一『民法典の百年1』有斐閣 1998年) p9
- 24 湯沢雍彦『明治の結婚 明治の離婚 家庭内ジェンダーの原点』2005 角川選書 p136-7

- 25 穂積陳重『法窓夜話』(序文大正4年、底本は著者生前最後の改訂版大正15年を使用とあり) 1890年 岩波文庫
- 26 同上 pp332 「97 法典実施延期戦」 4 「延期戦の起因」
- 27 同上 pp334 「97 法典実施延期戦」 5 「商法延期戦」
- 28 同上 pp336 「97 法典実施延期戦」 6 「民法延期戦」
- 29 井ヶ田良治「明治民法と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性史』4 近代 東京大学出版会 1982年 p54-7
- 30 『第3回帝国議会 貴族院議事速記録』 明治25年 p83 明治25年5月26日より 民法商法施行延期法律案(明治25年5月16日 発議者村田保 賛成者公爵二条基弘外114名) についての議論
- 1 倫常を紊ること、…民法財産取得編第36条に「前条に基きたる削除の訴権は売渡又は認許なき代物弁済を為したる配偶者其の相続人又は承継人に属す」とございます。此趣意は民法に於きましては夫婦の間では互に物を売買することはならぬ、又金を借りたるときは品物で勝手に返すことはならぬと云ふことがあります、然るに夫婦で物を売買したるとか又品物で返済したと云う場合には或は妻より夫に対し或は夫より妻に対して取消を訴へる権のあることで、又は相続した子より己れの父とか母とかに対して取消を訴ふる権のあることであります。子より親に対して訴を起し妻より夫に訴を起せよと法律が教へる様なものである。…
  - 2 慣習に悖ること、… 今我が民法には賃借権を物権としてござります。是れは仏蘭西でも人権にあります。物権といたしました故に賃借人は其賃借権を他人に売り又抵当にすることが出来る、故に茲に家屋を借りましたものが其借家の権を他人に売り、他人は又他人に売ると云ふ様に、段々売ることが出来る、さう致しまして始めに借りましたものが一時に屋賃を取りまして逃げて仕舞ひますれば貸屋人と云ふものは、始めの借りたものに向かって訴訟を出来ませぬからして夫れ故其期間間は如何ともすることは出来ない。又損料、貸屋は損料をば質に入れて融通されても如何ともすることは出来ない、是れは物権でござります故ですから。又他人の土地を一箇年間幾らと定めて家を造ると其家が壊れるまでは其土地を取上げることは出来ない。サーさうして見ますると石造とか煉瓦造とかしましたならば夫れは末代まで所有権を他人に取られて仕舞ふ様なものであります。素より地代は取りますが、もう取除けることは出来ませぬ。又百姓が田畑を売る約束をしますると今まで使っ

て居りました鋤鍬牛馬等も付いて行くということになる。故に土地を売れば其付属物に皆付いて行くと云ふことになる。故に地面を売ると云ふ約束を致しますれば庭にありまする石灯籠も水鉢も皆黙って人に付けてやらなければなりません。是れは甚だ今日の慣習に悖って居ることと存じます。…

3 法律の体裁を失すること 法律の体裁を失すると申しますことは民法の財産編第1条を見ても明であらうと思ひます。「第1条財産は各人又は公私の法人の資産を組成する権利なり」と云ってござります。すなわち財産と云ふものは権利なりと注釈を与えた、仏蘭西の或る学者間に財産は権利なりと注釈を与へたものもござりますが、併ながら人々の考で財産は或は幸福なりと注釈を与へるものがあるかも知れませぬ。解釈と云ふものは是れは素より学者の説に放任すべきものでありまして法律を以て解釈を付するには及ばぬと存じます。財産は財産で誰も知って居ります。財産を権利と致す故に却って分らなくなる様なものでござります。斯の如きことを民法に掲げまする故に是れは注釈民法と云う誹を受ける所以であります。…

4 法理の貫徹せざること 法理の貫徹せざることと云うは是れは一例を挙げて申しますれば、日本に於きましては、相続の法は家督相続即ち家名相続でござります。然るにボアソナード氏の編纂に係りまする民法の中には仏国の如く財産相続でござりまして、家名相続の趣意ではござりませぬ。…

5 他の法律と矛盾すること … 又茲に日本の如き血統を重んずるに国に於きましては一家の紊乱を来すことがござります。其事は諸君の最も御注意あって御聞取を願ひたいと存じます。民法に於きましては妻を娶りまして6ヶ月後に子が生まれると其子を己れの子としなければなりません。然るに10月目に生まれた子と6ヶ月や7ヶ月に生れた子と菽麦を辨せざる（しゆくばく。豆と麦との区別ができないことから、おろかで、卑近な物事の区別をも知らないことのたとえ）物は兎もあれ普通の感覚を懐いて居る者なら直き分らうと存じます。然るに今日は10月のものが1月足らんで生まれましても実際甚だ怪んで多くは是れが離縁の原因となります。此民法が実行になりますと離婚と云ふことは容易なことでは出来ませぬ。其子はいやでも己れの子としなければならぬこととなります。仏国の如き財産相続の国柄でありますれば差間ありますまい。併し日本の如き家名を貴び血統を重んずる国に於きましては非常なる差間が生ずると存じます。日本にては長子相続でありますれば長子一人に限って居ります。仏国に於ては財産相続でござりますから、相続人が

数人あります。一人には限らぬ沢山あります。此故に民法に於て長子を廃することは失踪か気違か片輪か処刑の外は長子を廃して次男に相続せざることは出来ぬことになって居ります。然るに何人の種か分らぬ子に余儀なく家督を譲らねばならぬと云ふことになりませうか。是れは一家の紛乱を来し、一家の秩序を紊すことであらうと存じます。加之遂には日本の社会の美風は是れがために地に墜るであらうと存じます。故に此事は日本の如き血統を貴ぶ国に於きましては最も大切なことと存じます。斯の如き不都合なることを知りつつ強ひて断行せよと云ふことは甚だ良心に反することと存じます。故に本員は速に修正をなして然る後実行あらぬことを希望致し、即ち此修正延期の法律案を提出致します所以でございますから満場の諸君に偏に御賛成を願ひます。

- 31 我妻栄「家族制度法律論の変遷」『家の制度—その倫理と法理』酣燈社 1948年 p170-179
- 32 熊谷開作「民法典論争とその意義」中川善之助等編『家族問題と家族法1 家族』酒井書店 1957年 p346
- 33 湯沢前掲書 p139
- 34 穂積陳重前掲書 p349
- 35 1896(明治29)年『第9回帝国議会、貴族院議事速記録』p472 村田保「本員は一体此既成法典には最も反対を致しました一人でございますが、既に第3議会に於きまして此大体不都合なる点を余程沢山揚げて其時分に述べました。其本員の兼々不都合と見まする点は多くは今日大概此旅の修正では取除けて居る。本員は此不都合の点を今日段々延べたうございませうが、... ごく簡略に1、2の例を延べます。此既成の法典と云ふものは既に其体裁と云ふものは教科書とか或は注釈と云ふやうな体裁でございます、さう云ふことは今日の民法では御覧になると分りますが皆取除けて居ります。又日本の慣習に背く所の或は用益権とか使用权とか住居権とか云ふものは日本人の夢にだも知らぬ事が有りましたが、是も取れて居ります。又賃借権が物権に為って居る、是も日本では無い事でごあいます、是等も今度は物権から除いてあります。或は自然義務と云ふやうなものもございまして、しても宜い、しないで宜い又人に催促も出来なければ裁判所へ訴へることも出来ないと言ふやうな事が、くどくどしく書いてございました。それ故に従来の民法でございますと1300条から余になって居りましたが今日のは殆ど其半分で700余条で事が澄むと云ふやうに簡略になつ

て居ります。で本員の最も反対を致しました1つの原因と申しますものは既成の民法と云ふものは実に外国人の手に成って居ります、外国人の手に成りましたものを殆ど其儘出したというものを殆ど其儘... 多少の修正はごあいますけれどもまあ其儘出したと云っても宜いやうなものでありました、それが本員は甚だ遺憾と思ふ、なぜかと言へば日本の民法をば日本人が作らぬで外国人の手で作ったものを出したら実に世界各国に対して一大恥辱だらうと云ふのが本員の最も遺憾に思つて居る所でございます。然る所が此度の修正案は全く日本人の手に成つたもので決して外国人の手にを借て出来たものでない。此一点に就いても此度の民法の修正と申しますものは既成の民法とは一大面目を改めて居ります。本員杯は既成民法と此修正になつたのと比較致しますると今日の修正になりました方が数層優つて居るものと信じて居ります。」

36 同上 福島正夫解説 p400-404

37 小柳春一郎「民法典の誕生」(広中俊雄、星野英一『民法典の百年1』有斐閣1998年) p27-9

38 『日本近代立法資料叢書』13巻 p99 西園寺「夫れなれば私は逆も賛成は有るまいと思ひますが隠居と云ふものは民法から削除すると云ふ動議を提出致します。元來隠居ばかりではない、戸主と云ふものも不用なもので實に是等は封建時代の余習である。今日我国に於て封建の制度が既に破れて仕舞つた以上は是等も亦た自ら封建と共に消滅すべきものであらうと思ひます」。

39 我妻栄「家族制度法律論の変遷」『家の制度—その倫理と法理』酣燈社 1948年

40 井ヶ田良治「明治民法と女性の権利」女性史総合研究会編『日本女性史』4 近代 東京大学出版会 1982年 p58-9

41 同上 p60-63

42 『第12回帝国議会 衆議院議事速記録』p181鳩山和夫「私は外国即ち欧羅巴諸国が個人主義であると云ふことに付いては異議がない、併ながら日本の制度と云ふものが、全く家族制度であると云ふことについては、大いに疑がございます。日本が日本を組立って居る「ユニテー」即ち単位が家であると云ふことが、余程認められて居ると云ふことを私は言はなければならぬ。全くの家族制にありましては、家と云ふものが1つ、又其家以外には法律若くは政府は単位を認めないのでござりますから、家から犯罪人のあつたときには、其家長即ち戸主が其責に任ずると云ふ制度でなければならぬ。併ながら、刑法を見ましても、

矢張家族の中に犯罪人があつた場合に其所の家長が、其責に任ずると云ふことは、刑法では之を認めてない。それから徴兵令を見ましても、1軒から1人兵隊を出せば、それで宜いと云ふことを認めてない。丁年の男子がありますれば、何人でも其人々に付いて、義務を負ふて居るのである。刑法の上から云ひましても、徴兵令の上から見ましても、其外の法律から云つても、日本が家より外には一日本の法律若くは政府が家より外に単位を認めないと云ふことは、私は同意が出来ない。… 即ち長子相続を全廃して、全体の権利義務は尽く平等に男女の区別なく、子に分配する如き、重米利加に行れる如き法律を持って来たならば、是は社会に激変を生ずると云ふて、大いに心配をしなければならないが、此原案はそんな激変でない。黙って置けば、従来の慣行通長子相続、併ながら遺言に依つて意思の発表—正確なる意思の発表に依つては、之を偏向することが出来る、併し変更しても長子の権利を全く奪つて仕舞ふことは出来ない、そこで半額だけは長子に遣れと云ふことになって居る。

是だけ法の要点を御話し申したれば、此法典が急進主義に出来て居る法典でないといふことは直ちに分ることである。私杯此法典に多少不平がありまするが、其不平は寧ろ保守主義に過ぎて居ると云ふ不平である、もう少し進んで貰ひたいと云ふ不平で、是が従来の家の中に破裂爆弾を抛り込むと云ふやうな激なものとは認めない。」

43 同上 p63-

44 第14条 妻が左に掲けたる行為を為すには夫の許可を受くることを要す

第12条第1項第1号乃至第6号に掲けたる行為を為すこと

元本を領収に又は之を利用すること

借財又は保証を為すこと

不動産又は重要なる動産に関する権利の得喪を目的とする行為を為すこと

訴訟行為を為すこと

贈与、和解又は仲裁契約を為すこと

相続を承認し又は之を抛棄すること

贈与若くは遺贈を受諾し又は之を拒絶すること

身体に過半を受くべき契約を為すこと

前項の規定に反する行為は之を取消すことを得

第15条 一種又は数種の営業を許されたる妻は其営業に関しては独立人と同

一の能力を有す

第16条 夫は其与えたる許可を取消し又は之を制限することを得、但其取消

又は制限は之を以て善意の第3者に対抗することを得ず

第17条 左の場合に於ては妻は夫の許可を受くることを要せず

夫の生死分明ならさるとき

夫か妻を遺棄したるとき

夫が禁治産者又は準禁治産者なるとき

夫は瘋癲の為め病院又は私宅に監置せらるるとき

夫が禁錮1年以上の刑に処せられ其刑の執行中に在るとき

夫婦の利益相反するとき

第18条 夫が未成年なるときは第4条の規定に依るに非されは妻の行為を許可することを得ず

- 45 同上 p186 波多野伝三郎「修正すべき点。2つ。第4編第2章第3節戸主権の喪失という箇条を削除したい。隠居制度は必要を見ない。第4編第4章第1節の第2款の庶子を認知するというものを除く。是は隠居の制度よりはもう一層社会の上に害があると存じます。而して存して置いて何の益もない。然らば我国の今日までの法律制度の変遷は如何であるかと申しますと云ふと、維新以前は先ほど山田喜之助君も其一部を言はれたる如くに、或は佛教に感化され、或は儒道の感化を受けたと云ふためでございます。天子は幾人、諸侯は幾人、大夫は幾人、士庶人は幾人と云ふやうな妾を置くと云ふことは、殆ど普通のことと心得たこと、今一つには、不孝の罪3つ、後なきを大なりとすと云ふやうなことを教へられ、唯後嗣を思ふと云ふ、それがために、遂には妾を蓄へると云ふことまでが、我封建の時代に行れ、又封建時代に家名を尊び、家名に依つて家禄を世襲すると云ふ時代には、或は是も已むを得ざることであつたかも存じませぬ。今日然らば如何と云ふと、今日に於ては何の必要もない。然れども今日までの法律制度の変遷を見ましても、明治3年の12月に新律綱領を發布せられたる当時、同じく6年6月い改定律令を發布せられたる当時までの6親等の図を見ますると云ふと、父母に列べて一等親の次に位したる2等親の妾と云ふものが存してあつたが、流石に欧米と交際をし、文明の光に照され、開化の風の吹来つたときになつては、法律の上に妾と云ふものを認めて置くと云ふことは忍びぬものと相成りましたものと見えまして、13年7月に發布せられたる刑法以来は、初て此2等親と云ふことはなくなりました。此度の民法にも成る程妾と云ふ文字は使つてはございませぬ。併ながら父の認めらる子は、庶

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

子とすると云ふことは、謂ふ所下世話の頭隠して尻隠さずと云ふ仕方と申さねばなりません。然らば此庶子と云ふものを法律の上で認知し置かなくてはならぬと云ふ今日必要があるや否と云ふと、何も必要がない。而して之を認知し置けば、其結果は如何であると云ふと、成る程妾と云ふ文字は現れて居らぬが、庶子の親即ち妾を蓄へると云ふことは、隠然社会に行はるることになる。此事の行はるる結果は、一家の不和は無論のこと、それがために社会にも随分忌はしきことを此に演出すると云ふことを免れない。…」

- 46 早川紀代、『近代天皇制と国民国家 両性関係を軸として』青木書店 2005年 p34-5、p331
- 47 同上 p132-3
- 48 同上 p153
- 49 同上 p151
- 50 田中彰『近代日本の歩んだ道 「大国主義」から「小国主義」へ』2005年 人文書館 p230-234
- 51 「田口卯吉の租税減少による富国論（明治17年1月）」『経済構想』日本近代思想体系8 1988年 岩波書店 p262 然るに1882（明治15）年に至りて更に来れ（歳出）をして巨額ならしむるの変発せり。此都市朝鮮京城の変（壬午軍乱）あり。我政府数艘の艦船を遣はし花房公使を護して其京城に乗込ませられたり。其行くに当て上下皆以為らく、雞林山上の大將は独日本なりと。然るに我公使の其国に望むに及んでや、兼て困循姑息なりとして蔑如したる支那帝国が巍然たる戦艦を港上に浮べて我に先ちて其京城に入り、殊に首魁大院君を擒にして本国に帰れり。其挙動、人をして大に驚かしむる者あり。是に於てか、軍備拡張の論始て廟堂の内に発し、爾来海陸軍両省の定額を増加し、其兵員を増募し、其船艦を倍蓰し、続いて共同運輸会社を保護するの举措あるに至れり。斯く歳出年ごとに増加せり、租税如何ぞ増加せざらんや。則ち酒造税、煙草税、米商会所、株式取引所仲買人の租税の増徴を見るは、凡其結果ならざるべからざるなり。去れば現時我政略を拝視するに、我日本帝国をして東洋の一大強国たらしめ、亜細亜の東方に表立して武威を欧州強国の中に齒せしめんとの勢あり。是れ実に余輩の希望する所なりと雖も、兵は凶器、戦は危事、敵国外患の懼なきに当りて巨額の貨財を之に消費するは貧国のために策の得たるものにあらず。況はんや人民の方に経済上の困難を蒙るに於てをや。先ず国を富まし財を蓄へ東洋の一大商業国となりて、而して後兵備を厳にし敵国に備ふるの安

全なるに如かず。

- 52 幸徳秋水『帝国主義』(1901年刊) 岩波文庫 2004年 p102
- 53 レーニン『帝国主義』(1916年) p102 20世紀のしきいぎわになると、われわれは、他の種類の独占の形成をみる。すなわち、第1には、資本主義の発達したすべての国における資本家たちの独占団体の形成であり、第2には、資本の蓄積が巨大な規模に達した少数のもっとも富んだ国々の独占的地位の形成である、先進諸国では、膨大な「資本の過剰」が生じたのである。
- p162 帝国主義とは、ある少数の国々におえる、有価証券で100億-1,500億フランにも達する貨幣資本の膨大な累積である、その結果、金利生活者、すなわち「利札きり」で生活している人々、どのような企業にもまったく参加していない人々、遊惰をもってその職業としている人々の階級が、もっと正確に言えば、こういう人々の階層が異常に増加するようになる。
- p194 国際帝国主義、あるいは超帝国主義的同盟は、資本主義的現実のなかでは、不可避免的に戦争と戦争とのあいだの息抜きにすぎないのである。平和的同盟は戦争を準備するが、それはまた戦争からうまれるのであって、この両者は、相互に制約しあいながら、世界経済と世界政治との帝国主義的関連および相互関連という同一の地盤から、平和的闘争と非平和的闘争との形態の交代をうみだす。
- 54 三瓶孝子編『日本の女性』毎日新聞社(毎日ライブラリー) 1957年
- 55 三瓶孝子『ある女の半生』三一書房 1958年 p9-12
- 56 石井寛治『日本蚕糸業史分析』東京大学出版会 1972年 p19
- 57 三瓶孝子『日本綿業発達史』慶応書房 1941年
- 58 同上 p69
- 59 同上 p71
- 60 同上 p74
- 61 同上 p76
- 62 同上 p78
- 63 同上 p91
- 64 三瓶孝子「第2章 日本における婦人労働の歴史 婦人労働運動史」大河内一男、磯田進編『婦人労働』講座労働問題と労働法 第6巻 弘文堂 1956年
- 65 同上 p32
- 66 同上 p30

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

67 同上 p34

68 同上 p35

69 前掲『日本綿業発達史』p389 某紡績会社の応募工女心得

1、工女は年齢12歳から30歳まで、身体の壮健なる者に限る

1、年期は3年とし、入社のといに契約書を入れて年期中はつとめねばならぬが、不止得ず事情あるものは5週間までに休暇をもらうことが出来る。此場合には応募実費を一時返納させ戻って来た折は又下渡すものなり。

1、無事つとめて満期の上は尚引続き何年でも勤むることが出来る。

1、仕事は糸紡でこれは大きな器械をつかふ故、あまりほねが折れず、毎日12時間の仕事の中で一時間づつ休みがあり、一週間づつ昼と夜と交代り、日曜、祭日、一月、盂蘭盆會など休日は沢山ある。

1、入社者の旅費は会社から出して大阪へ着いた上は寄宿舍に住ませ、寝具食器までも無料貸し、食物は炊事係にて煮炊して食べさせ、その賄料は1人1日8銭からもかかるが、見習中は無料にて日給11銭以上の所得者から1日6銭づつ取る。

1、寄宿所には入浴室があつて、これも無料で朝夕勝手に入浴することが出来る。

1、寄宿所には毎月説教がある。又教場があつて毎日仕事の暇に読書、算盤、裁縫までも教へてもらふことが出来る。

1、寄宿所には病室があつて病気の者はいつでも診察してもらふことができ薬代は会社から出す。

1、子供は見習中は賄料を取らぬ上に、1ヶ月50銭以上1円以下の手当を与え、追々仕事が上達にしたがつて1日11銭以上33銭以下とれる。又大人は仕事場により最初より日給11銭から12銭を与へ、受負仕事をすれば1ヶ月5、6円から10円以上もとれる。

1、仕事も出来、身持よきものは寄宿舍の室長として賃金の外に手当を与える。

1、積金は保証積金と貯金積金とあつて、保証積金は日給12銭以上の者より賄料を引出した残り1割5分づつ積立てて、満期時より払渡さず、貯蓄積金も1割5分で、これは親許への送金或は衣服などの調への時にあらねば渡さぬ、其残7割は毎月本人に渡す。

1、契約年限間誠実につとめた者は慰勞として1年に3円づつの割に給金やら賞与の外に金を支へる。尚引続き勤めた者は1年5円を与へる。

70 同上 p37

71 紡績会社と職工との雇用契約について、『職工事情 上』犬丸義一校訂 岩波文庫 1998年 p103

紡績職工が会社に対してなす処の契約奈何ん。そもそも工業主と職工との雇傭関係は単に雇傭契約によって定むるものにあらず。雇用契約とともに工場規則を参考せざるべからずといえども、ここにはただ雇傭契約のみを述ぶべし。雇傭契約は固より工場によって条項に繁簡の別あり、書式に多少の差あるを免れずといえども普通左の如し。

- 1 3年ないし5年を以て雇傭期間を定むること。
- 1 現今他工場と雇傭関係なきを証明すること。
- 1 雇傭中は該工場の技術上の秘密を漏らさざること。
- 1 工場主監督者の命令および工場規則は現在のものも将来のものも、ともにこれを遵奉すること。
- 1 職工は期間中にはやむをえず事故のほか解雇を請わざること。
- 1 会社は自己の都合により何時にでも解雇をなすを得ること。
- 1 賃金は会社の都合により適宜給与すること。
- 1 会社は職工が工場規則に違反せるため、あるいは契約に違反せるために減給をなし、または未払賃金保信金の没収をなすを得ること。

この契約の条項を見るときは、工業主と職工との間に対等の関係を存するものにあらざること固より疑いを容れず。即ち契約期間中、工業主はいかなることをも職工に命令処分し、職工は条件の如何にかかわらず労働に従事せざるべからず。しからざれば契約違反の制裁を受くるなり。しかるに多数の職工は契約条件の何たると知らず、事務員の命のままに印刷物に署名捺印し、初めより契約を守るの意思なく、またこれに羈束（つなぎしぼること）せらるるを甘諾せるものにあらず。この故に實際上毫も職工を羈束するの効なく、工場主および職工いずれも皆この契約を眼中に置かざるの実況なり。もつとも近来稀に解雇職工より保信金取戻の訴を起こしたるの実例ありといえ、将来契約書に重きを置くと同時にその公平を期するの時機あるべし。

この雇傭契約について職工は保証人を立つることを要す。この保証人は規則上、父兄、後見人あるいはその他の親族を以てすることとなせども、実際は紹介人なる場合多し。故に職工の父兄はその子女のいずれの工場にあるやを知らざるもの少なからず、あるいは工場によってはその所在地に特に保証

人を定め、すべて該会社に傭い入るる処の職工の身分を保証せしむるの方法を採れる処あり、某工場の如きはかつて所在村長某を以てこれに充てたりき。この場合において職工は保証人に対して毎月若干の保証料を与うるものとす。而してこの保証料は工場主が月々職工に与うべき賃金の中より控除してこれを保証人に給するなり。

72 同上 p37

73 同上 p39

74 同上 p39

75 同上 p40

76 同上 p41

77 同上 p42

78 東條由紀彦『製糸同盟の女工登録制度』「個々人」とは一人の人間であり、「個人」とは第1義的には「最後の共同体」としての家族のことである。

79 榎一江は、第1次対戦以後の郡是製糸の雇用制度の再編成過程を分析し、農家の嫁としての人格形成を念頭においていることを明らかにし、それが家父長的家族の家長の権限にもとづくものとは相当異なっているが、近代的人格の相互尊重に基づくものとも異なっていると述べている。榎一江『近代製糸業の雇傭と経営』吉川弘文館 2008年 p318

80 末弘源太郎『民法講話』岩波書店 1927年 下巻 第12章 労働の法律 p161  
賃金は土工の親方、内職の仲介者等職業の仲介者によって搾取される例が多い。尚年少工の賃金は親権者により、妻の賃金は又夫によって奪いさられる例が甚だ多い。しかし、仲介者の搾取にたいしては無料職業紹介制度の普及、労働者募集取締規則の励行等のほか現行法上直接にこれを防止すべき何等の手段も講じられていない。親権者の搾取にたいしても、親権者が法定代理人として賃金の支払を求める以上、雇主は法律上これを拒絶し得ないから、直接にこれを防止する手段がなり(第884条)。ただ、親権者の搾取甚だしくこれを自己の享樂にのみ濫費するようなことがあれば、親権剥奪の方法(第896条以下)でこれを防ぎ得るにすぎない。尚妻の賃金は法律上あくまでも妻の所有物である(第807条)。夫は妻の代理人ではないから夫が代わって賃金をとって仕舞うことは法律上不可能である。ただ妻は「元本を領収」するについて夫の許可を必要とするから(第14条)、妻が賃金を受け取るについて一々夫の許可を要するようだが、苟も妻が一旦労働に従事することを許された以上、その仕事に関する限

り、まったく「独立人と同一の能力を有す」るものと認むべきであって（第15条）、賃金受け取りについてまで一々許可を受ける必要はないのである。

- 81 山田盛太郎『日本資本主義分析』半隷農的小作料とインド以下的な低い反隷奴的労働賃金との相互規定。賃金の補充によって高き小作料が可能にされまた逆に補充の意味で賃金が低められるような関係の成立、すなわち、半隷農的小作料支払後の僅少な残余部分と低い賃金との合計でミゼラブルな一家を支えるような関係の成立
- 82 中塚明『司馬遼太郎の歴史観—その「朝鮮観」と「明治栄光論」を問う』高文研 2009年 p124,213
- 83 笠原十九司「日本軍による性暴力の構造」西野瑠美子、林博史編『「慰安婦」戦時性暴力の実態Ⅱ』2000年 緑風出版 pp189
- 84 日韓「女性」共同歴史教材編纂委員会編『ジェンダーの視点からみる日韓近現代史』梨の木舎 2005年 p71は、金子文子をそうした希有な女性として紹介している。
- 85 宋連玉「公娼制度から「慰安婦」制度への歴史的展開」金富子、宋連玉編『「慰安婦」戦時性暴力の実態Ⅰ』2000年 緑風出版 p27
- 86 加藤陽子『それでも、日本人は「戦争」を選んだ』朝日出版社 2009年 p119
- 87 佐谷真木人『日清戦争 「国民」の誕生』講談社現代新書 2009年 p144.160, 168.170.
- 88 同上 p172
- 89 内村鑑三『非戦論』内村鑑三選集2 岩波書店 1990年 p32-34 「猛省」(1897年)

p32-33 まず指導者たち、ついで軍人、そしてついには全国民が、最初の誓いを捨ててしまった。彼らはいまやまったく新しい道—卑劣不正な征服の道に入った。「シナ4百余州を双肩に担う」、「わが金融組織を確立するに足る金を吸収する」、「手負いの兎はしっかり捕えるまで放さない」といったような声が、わが喇叭吹き新聞から聞こえ始めた。陽光輝く澎湖諸島に新しい遠征隊が送られ、自然の警告を無視し、恐ろしい悪疫をおかして征服を敢行した。威海衛は陸海からのわずかな攻撃だけで陥落し、丁汝昌の北洋艦隊の殲滅は、死んで行った者には不幸であってもわれわれの幸福には何の関係もないこととして、歓呼された。そして陸軍が遼東半島の背面に入ったとき、「誤てる兄

弟を膺懲する」よりは「弁髪狩りをする」ために戦争が遂行された。牛荘を奪うのは何ら面倒なことではなかった。北京や奉天にむかい、われわれは「2世紀にわたって蓄積された馬蹄銀」を目当てに急いだ。

平壤を占領した時には、正義がわれわれの目的だった。凍結した遼河を渡り、山海関にむかった時には、その同じものがわれわれの口実に過ぎなかった。国家の進路が本来の高貴な道からこのように逸脱した—これは目撃するに最も悲しい逸脱だった。

敵と講和を結ぶことになったとき、われわれは朝鮮の幸福と独立を最大の関心事となすべきだった。講和条約のその後の条約は、すべてこの唯一本来の目的に従属せしめらるべきだった。このことに失敗して、われわれは戦争全体に失敗した。そして事実はどうなったか？

下関条約は平和の条約ではなかった。正確に理解すれば、それは将来長年にわたって極東を荒廃させる幾多の続けざまの戦争の条約であった。すでにそれはきわめて不可解なやり方で朝鮮の王妃を処分した。すでにそれは西洋の一強国による中国の一港湾の最も無法な占領を招いた。そしてあの恥ずべき条約の当然の結果として、まだこれから起こるべき幾多の破滅的な事件を予想するに、予言者の目は必要としない。

なぜこうなったのか？日本があゝの条約において偽善的にふるまったからである。義戦が不義のうちに終結されたからである。台湾をもぎ取ることと、戦争の本来の目的である朝鮮の独立と何の関係があるか。シナの暴徒の手にかかって殺された2人のカトリック宣教師の生命の代償の一部として、山東地方の鉱業独占権を要求するドイツの態度も、これよりわずかにもう少し不合理の度合が大きいにすぎない。下関条約で、日本は戦争の本来の目的である朝鮮の独立のために、何ら特別な保証を求めなかった。2億両、遼東半島、揚子江流域の新条約港の開設、および台湾と澎湖諸島の割譲は、戦争の本来の目的である朝鮮の独立と、きわめてかけ離れた関係をもっているにすぎない。われわれはここに告白しよう、かつで「日清戦争の義」(1894年)を書いたことをみずから極度に恥じていると。下関条約はあゝの戦争を不義なるものとした。あれは義戦として始まったが、欲戦として終わったのだ。

p34 まったく当然のことながら、あの恥ずべき条約の締結以後、恥辱と厄災がわれわれの運命となった。3年もたたぬうちに、朝鮮は完全に戦前の隷属状態に逆戻りしてしまった。ただ服従せねばならぬ主人を変えただけである。

日本がシナとの戦争によって朝鮮の隷属性を確認したのだ。あわれな朝鮮よ！おせっかいな隣人の騎士的行為により、その（ロシアへの）隷属はいまや確実になった。そして近い将来におけるその独立を—もしそのようなことがあるとして—夢みる者は、阿片吸飲者ぐらいたらう。台湾における薩摩の失政については、語るのも苦痛すぎる。君子国は新しく獲得した領土にその「君子政治」を拡張して、その地をゆすり強盗の巣に変じさせた。東洋平和の保証として得られた台湾は、いまやそれを得た国民にとって「肉体の刺」となり、それを取られた帝国にとって崩壊の恐れの種類となっている。遼東半島は不面目にも返還され、われわれがシナに強いて世界に開かせた諸港から、われわれは何の利益も得ていない。そして最も悪いことに、2億両はわれわれにとって大きな落とし穴だということがわかった。われわれが「弱小隣国の救援」のために流した血の代価として取り立てた金は—さよう、一銭たりとも—わが無力な隣国の向上や強化に使われることなく、すべてわれわれ自身の軍備増強に使われ、軍人階級に対する不当な権力の賦与と、人民に対する絶えざる課税の増加をもたらした。これほど栄光にみちて始まり、これほど恥辱にみちて終わった戦争が、かつてあったらうか？

90 内村鑑三「戦争廃止論」1903（明治36）年 同上 p50

91 幸徳秋水『帝国主義』（1901年刊）岩波文庫 2004年 p20 けだし孩児の井に墜ちんとするを見ば、何人も走ってこれを救うに躊躇せざるべきは、子輿氏我を欺かず。人の孩児の急を救うに方って、その我が子たると他の子たるを問わざるが如し。

92 同上 p42 日本人の愛国心は、征清の役に至りてその発越紛塗湧を極むる振古かつてあらざりき。彼らが清人を侮蔑し嫉視し憎悪する、言の形容すべきなし。白髪翁媪より三尺の嬰孩に至るまで、殆ど清国4億の生霊を殺し殲して後甘心せんとするの慨ありき。虚心にして想い見よ、むしろ狂に類せずや、むしろ餓虎の心に似たらずや、然り野獣に類せずや。

彼ら果して日本の国家及び国民全体の利益幸福を希うという、真個同情相憐の念あって然りしか。否なただ敵人を殺すの多きを快とせしのみ、敵の財を奪い敵の地を割くの多きを快とせしのみ、我獸力の卓越せるを世界に誇らんと欲せしのみ。

93 同上 p45 父母兄弟の困厄を救わんがために、あるいは盗を為す者あり、あるいは娼婦となる者あり、身を危し名を汚し、延てその父母兄弟家門を累する

に至る、中古以前においてはこれを賛美せり、文明の道徳は、ただその心事を悲しみその愚を憫れむも、決してその非行を恕せざるなり。忠義の心や善し、皇上のためや善し、しかも正義と人道は我知るところにあらずと言わば、これ野蛮的愛国心なり、迷信的忠義なり、何ぞ彼孝子の娼婦盜賊と異ならん。我は哀しむ、我軍人の忠義の情と愛国の心が、未だ甚だ文明高尚の理想と合せざるあるを。

- 94 同上 p47 国民の膏血を絞りにて軍備を拡張し、生産的資本を散じて不生産的に消費せしめ、物価の騰昂を激成して輸入の超果を来さしむ、曰く国家のためなりと、愛国心発揚の結果は頼母しきかな。多く敵人の生命を絶ち、多く敵費との地と財を利して、而して政府の歳計はかえってこれがために2倍し3倍す、曰く国家のためなりと、愛国心発揚の結果は頼母しきかな。
- 95 同上 p67 軍人的教育の功果としては、社会全般に向かって何の利益をも与ふることなし。統一を習うと言うことなかれ、人を殺すの統一は何の尊ぶべきか、規律に服すと言うことなかれ、財を糜するの規律は何の敬すべきか、勇気を生ずと言うことなかれ、文明を破壊するの勇氣は何の希うべきか。否なこの規律、統一、勇氣すらも、彼ら兵營を一步でれば、茫としてその痕を止めざるなり。贏すところは、ただ強者に盲従して弱者を陵虐するの悪風のみ。
- 96 同上 p81 軍備を誇揚することを休めよ、徴兵の制を崇拜することを止めよ。我は兵營が多数無頼の遊民を産出することを見たり、多くの生産力を省糜することを見たり、多くの有為の青年を蹉跎せしむることを見たり、兵營所在の地方の風俗が多く壊乱せらるることを見たり、行軍沿道の良民が常に彼らに苦しめらるるを見たり。未だ軍備と徴兵が国民のために一粒の米、一片の金をだも産するを見ざるなり、いわんや科学をや、文芸をや、宗教道徳の高遠なる理想をや、否なただこれを得ざるのみならず、かえってこれを破壊し尽さんとすにあらざや。
- 97 糸屋寿雄『菅野すが—平民社の婦人革命家像』岩波新書 1970年 p34
- 98 同上 p35 『平民新聞』1904.11.17 幸徳秋水「吾人は飽まで戦争を非認す」  
「吾人は飽まで戦争を非認す、之を道徳に見て恐るべき罪惡也、之を政治に見て恐るべきの害毒也、之を經濟に見て恐るべきの損失也。社会の正義は之が為に破壊され、万民の利福は之が為めに蹂躪せらる。嗚呼我愛する同胞、今に於て基本に反れ、其熱狂より醒めよ、而して汝が刻々歩々に墮せんとする罪惡、害毒、損失より免れよ。天の為せる禍ひは猶ほ避く可し、自ら為せる禍ひは避く

可からず。戦争一度破裂する其の結果の勝と敗に拘はらず、次で来る者は必ず無限の苦痛と悔恨ならん。真理の為に、正義の為に、天下万生の利福の為に、半夜汝の良心に問へ」

- 99 同上 p38 幸徳秋水「嗚呼増税！」『平民新聞』1904.3.27
- 100 同上 p39 1904.4.13 幸徳秋水「露国社会党に与ふるの書」「社会主義者の眼中には人種の別なく、地域の別なく、国籍の別なし。諸君と吾等とは同志也。兄弟也。姉妹なり。断じて闘うべき理のあるなし。」社会主義者の闘争手段は、あくまで武力を排し、平和の手段でたたかわねばならない。道理と言論のたたくいでなければならぬことを強調している。
- 101 同上 p47 「平民新聞」は新聞紙条例違反で、発行禁止の措置。1905年1月29日第64号を終刊号。幸徳秋水は2月28日入獄、7月出獄。10月9日平民社解散宣言、11月アメリカに亡命。
- 102 有地亨『近代日本の家族観 明治篇』弘文堂 1977年 p94 日清戦争で戦士した一兵士の書簡 1894（明治27）年11月8日『東京朝日新聞』桑名貫一は平壤攻撃で戦死した。三重県の士族の長男、中学校卒業後志願兵となって入営、二等軍曹だった。「出立の節、愈兵藉に入る上は今日有之候は覚悟之事に御座候間、自分も武士の後裔、出職の命を蒙り候ば、実に名誉の事為、国家忠節を尽し、皇恩の万一に奉報時節到来致し候事と実に欣喜に不堪候、御芳書の主趣と今日の形勢は不肖の眼中国家の外何物をも現出致し不申候、出戦の上は見事戦場に屍をさらし名を後世に残し候へば、国家に忠義御両親様並びに祖先へ対し孝行、兄弟には友愛の道を致すと同様に御座候... 格言に忠は孝、孝は忠、忠孝の道に2つなし、名を挙げ父母を顕す、是れ孝の始と能々御思慮可然候。
- 103 同上 p95-97
- 104 同上 p119-121、131、134
- 105 鹿野政直『戦前・「家」の思想』創文社 1983（昭和58）年 pp61-
- 106 石田雄『明治政治思想史研究』1954年、未来社 p108
- 107 間宏『日本労務管理史研究』1964年、ダイヤモンド社。
- 108 「倫理と教育」（明治41年）は、「何分家族には家長があつて、そこには服従の徳が教えられなければならぬ。即ち家族に属する者は、悉く家長の命に服従しなければならぬという必要がある。そういう徳が無ければ、斯の如き家族の組織が成立つことが出来ない。そこで「孝」なる首徳が教えられた。ところが此の家長に孝を尽くす精神は、矢張り君主に対して忠を尽くすのと同じ精神で

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

あります。... 何故ならば、家族はただただ1個1個の家族のみではなく、1個1個の家族が悉く集って、此の日本全国の民族的団体を組織して居る次第であります。日本の国家というものは亦1の大なる家族。此大なる家族が矢張り家長を有うて居り、そこは外ではない、国家の元首たる天皇。そこで1家族内に於いて家長に孝を尽くす精神を、1国内に推拈めると言う、それが矢張り天皇に対する忠となる。併し此忠というものは、亦孝ともいえる訳。なぜなら、天皇は日本民族の家長の地位に立って居られますから、1家族における家長に対する本務と同じ様に天皇に対して忠を尽くす次第であり、此忠は即ち孝と同じ物であります。そこで忠孝1本という民族的道德の教が、古来伝わって来て居る次第であります。忠孝1本というような民族的道德は、斯の如き社会組織があるのでなければ、起って来る者ではありませぬ。斯る社会組織の中に必然に発達して来る首徳であります。斯の如き首徳があるのでなければ斯る社会組織は存続することの出来ないものであります」。

109 末松謙澄『小学修身訓』(1892年) 鹿野前掲書 p67

110 色川大吉『明治の文化』1970年 岩波書店 p314もともと「通俗道德」は天明・天保の飢饉以降に、荒村を復興し、没落に瀕した一家を再興するために、きびしい自己規律をへて成立したもの。明治も半ばになると通俗道德の実践自体が目的化し、その人生観的意義(目標)があいまいになってきた。いったいなんのための勤儉、推譲か。なんのための自己規律か。そこに天皇制イデオロギーが浸透する余地がうまれた。つまり、「国家」が通俗道德を再解釈し、それに「家族」道德としての新しい意味づけをし、忠君愛国の超目標をあたえる。それは「教育勅語」という形にまず結晶され、ついで明示的な立身出世の保障として意義づけられた。そのことによって、一方では通俗道德的な思考方法を天皇制のなかに吸収して、他方では通俗道德に欠けていた世界観的な意味を付与しようとする。この働きかけが社会教育と学校教育との両面から、執拗につづけられた。

第1表 民法修正過程年表（法典調査会）

年次	法典調査会	事項	日本立法資料叢書
1892. 5. 27	明治25年	第3回議院貴族院、村田保議員提出の民法・商法施行延期案を審議。	
1892. 5. 28		修正議決	
1892. 6. 10		衆議院議決	
1892. 8. 8		第2次伊藤内閣成立	
1892. 10. 7		民法・商法施行取調委員を任命（委員長西園寺公望をはじめ富井政章、穂積八束、梅謙次郎ら12人）	
1892. 11. 24		民法および商法施行延期法公布（両法と法例を修正のため1896（明治29）12. 31まで延期）	
1892. 11. 25		第4通常議会議集	
1893. 3. 21	明治26年	伊藤総理、西園寺公望、村田保、菊池武雄、鳩山和夫、元田肇、穂積陳重、富井政章、梅謙次郎、本尾敬三郎、長谷川喬、高木豊三、熊野敏三、田部芳を官邸に招き、法典修正の方法・手続きなどを諮問。	
1893. 3. 25		法典調査会規則公布（勅）（民法・商法および附属法規を調査審議）	
1893. 3. 31		穂積陳重、富井政章、梅謙次郎、伊藤総理の命を受けて協議起草した法典調査規定、法典調査規定理由書の上申書、総理に提出	
1893. 4. 13		法典調査会総裁に伊藤博文首相、副総裁西園寺公望、主査委員に箕作麟祥ら18人任命	
1893. 4. 17		主査委員が枢密院官舎に会合、法典調査規定・議事規則について討論し、伊藤総理は、起草委員選任に付き各員の意思を問いたるも別段の異議なきを以て、愈3博士に任命することに内定	
1893. 4. 20		主査委員の修正した成案について可否を決する査定委員21名任命	
1893. 4. 27		内閣送第3号をもって法典調査規定が定められる。	
1893. 4. 28	総会	第1回	総会議事録12巻
1893. 5. 2	総会	第2回	総会議事録12巻
1893. 5. 12	主査会	第1回	主査会議事録13巻
1893. 5. 19	主査会	第2回	主査会議事録13巻
1893. 5. 26	主査会	第3回	主査会議事録13巻
1893. 6. 2	主査会	第4回	主査会議事録13巻
1893. 6. 9	主査会	第5回	主査会議事録13巻
1893. 6. 16	主査会	第6回	主査会議事録13巻

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

年次	法典調査会	事 項	日本立法資料叢書
1893. 6. 23	主査会	第7回	主査会議事録13巻
1893. 6. 30	主査会	第8回	主査会議事録13巻
1893. 7. 4	総会	第3回	総会議事録12巻
1893. 9. 29	主査会	第9回	主査会議事録13巻
1893. 10. 3	主査会	第10回	主査会議事録13巻
1893. 10. 6	主査会	第11回	主査会議事録13巻
1893. 10. 10	主査会	第12回	主査会議事録13巻
1893. 10. 13	主査会	第13回	主査会議事録13巻
1893. 10. 20	主査会	第14回	主査会議事録13巻
1893. 10. 27	総会	第4回	総会議事録12巻
1893. 10. 31	総会	第5回	総会議事録12巻
1893. 11. 7	総会	第6回	総会議事録12巻
1893. 11. 10	総会	第7回	総会議事録12巻
1893. 11. 25		第5通常議会招集	
1893. 11. 28	主査会	第15回	主査会議事録13巻
1893. 12. 8	主査会	第16回	主査会議事録13巻
1893. 12. 15	主査会	第17回	主査会議事録13巻
1893. 12. 30		衆議院解散	
1894. 1. 12	主査会	第18回	主査会議事録13巻
1894. 1. 19	主査会	第19回	主査会議事録13巻
1894. 1. 26	総会	第8回	総会議事録12巻
1894. 2. 2	総会	第9回	総会議事録12巻
1894. 2. 9	総会	第10回	総会議事録12巻
1894. 2. 13	総会	第11回	総会議事録12巻
1894. 2. 16	総会	第12回	総会議事録12巻
1894. 2. 23	主査会	第20回	主査会議事録13巻
1894. 3. 1	明治27年	第3回臨時総選挙	
1894. 3. 2	主査会	第21回	主査会議事録13巻
1894. 3. 16	総会	第13回	総会議事録12巻
1894. 3. 23	総会	第14回	総会議事録12巻

行政社会論集 第22巻 第2号

年次	法典調査会	事 項	日本立法資料叢書
1894. 3. 29		勅令30号で法典調査会規則改正	
1894. 4. 6		官報で法典調査委員会委員の任命	
1894. 4. 6	法典調査会委員会		甲第7号議案配布 13巻
1894. 4. 17	法典調査会委員会		8号議案配布 13巻
1894. 4. 24	法典調査会委員会		9号議案配布 13巻
1894. 5. 1	法典調査会委員会		10号議案配布 13巻
1894. 5. 12	明治27年	第6 特別議会招集	
1894. 5. 17	法典調査会委員会		11号議案配布 13巻
1894. 6. 2		閣議、清国の出兵に対抗して、混成1個旅団の朝鮮派遣決定	
1894. 6. 2		衆議院解散	
1894. 6. 5	法典調査会委員会		12号議案配布 13巻
1894. 7. 16		日英通商航海条約・付属議定書・付属税目調印(領事裁判権廃止・関税率引上げ実現、8.17公布(勅)。99.7.17施行)	
1894. 8. 1		清国に宣戦布告(詔)、日清戦争	
1894. 9. 1		第4回臨時総選挙	
1894. 9. 7	法典調査会委員会		13号議案配布 13巻
1894. 9. 24	法典調査会委員会		14号議案配布 13巻
1894. 10. 2	法典調査会委員会		15号議案配布 13巻
1894. 10. 9	法典調査会委員会		16号議案配布 13巻
1894. 10. 15	明治27年	第7 臨時議会広島召集(10.18開会、10.21閉会)	
1894. 10. 18	法典調査会委員会		17号議案配布 13巻
1894. 11. 6	法典調査会委員会		18号議案配布 13巻
1894. 11. 24	法典調査会委員会		19号議案配布 13巻
1894. 12. 22		第8 通常議会招集	
1894. 12. 18	整理会	第1回	議事録14巻
1894. 12. 21	整理会	第2回	議事録14巻
1894. 12. 25	整理会	第3回	議事録14巻
1895. 1. 8	法典調査会委員会		20号議案配布 13巻
1895. 1. 24	法典調査会委員会		21号議案配布 13巻
1895. 2. 13	法典調査会委員会		23号議案配布 13巻

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

年次	法典調査会	事 項	日本立法資料叢書
1895. 2. 20	法典調査会委員会		24号議案配布 13巻
1895. 3. 2	法典調査会委員会		22号議案配布 13巻
1895. 3. 19	法典調査会委員会		22号追加議案配布 13巻
1895. 3. 23	法典調査会委員会		25号議案配布 13巻
1895. 3. 27	法典調査会委員会		26号議案配布 13巻
1895. 3. 29	法典調査会委員会		27号議案配布 13巻
1895. 4. 2	法典調査会委員会		28号議案配布 13巻
1895. 4. 6	法典調査会委員会		29号議案配布 13巻
1895. 4. 10	法典調査会委員会		30号議案配布 13巻
1895. 4. 17	明治28年	日清講和条約調印	
1895. 4. 19	法典調査会委員会		31号議案配布 13巻
1895. 4. 23		三国干渉	
1895. 4. 23	法典調査会委員会		32号議案配布 13巻
1895. 4. 27	法典調査会委員会		33号議案配布 13巻
1895. 4. 30	法典調査会委員会		34号議案配布 13巻
1895. 5. 4	法典調査会委員会		35号議案配布 13巻
1895. 5. 21	法典調査会委員会		36号議案配布 13巻
1895. 6. 11	法典調査会委員会		37号議案配布 13巻
1895. 6. 22	法典調査会委員会		38号議案配布 13巻
1895. 7. 2	法典調査会委員会		39号議案配布 13巻
1895. 7. 8	法典調査会委員会		40号議案配布 13巻
1895. 7. 16	法典調査会委員会		41号議案配布 13巻
1895. 7. 20	法典調査会委員会		42号議案配布 13巻
1895. 9. 2	法典調査会委員会		43号議案配布 13巻
1895. 9. 7	法典調査会委員会		44号議案配布 13巻
1895. 9. 10	法典調査会委員会		45号議案配布 13巻
1895. 9. 11	法典調査会委員会		46号議案配布 13巻
1895. 9. 18	法典調査会委員会		47号議案配布 13巻
1895. 10. 8	法典調査会委員会		48号議案配布 13巻
1895. 10. 22	法典調査会委員会		49号議案配布 13巻
1895. 11. 13	法典調査会委員会		50号議案配布 13巻

行政社会論集 第22巻 第2号

年次	法典調査会	事 項	日本立法資料叢書
1895. 12. 4	法典調査会委員会		51号議案配布 13巻
1895. 12. 6	法典調査会委員会		52号議案配布 13巻
1895. 12. 16	整理会	第4回	議事録14巻
1895. 12. 18	整理会	第5回	議事録14巻
1895. 12. 20	整理会	第6回	議事録14巻
1895. 12. 23	整理会	第7回	議事録14巻
1895. 12. 24	整理会	第8回	議事録14巻
1895. 12. 25		第9通常議会招集（1.28開会、96.3.28閉会）	
1895. 12. 26	整理会	第9回	議事録14巻
1895. 12. 27	整理会	第10回	議事録14巻
1895. 12. 28	整理会	第11回	議事録14巻
1895. 12. 30	整理会	第12回	議事録14巻
1896. 1. 7	法典調査会委員会		53号議案配布 13巻
1896. 1. 11	法典調査会委員会		54号議案配布 13巻
1896. 1. 18	法典調査会委員会		55号議案配布 13巻
1896. 1. 24	法典調査会委員会		56号議案配布 13巻
1896. 1. 29	明治29年	民法修正案第9回帝国議会に提出される	
1896. 3. 16		衆議院修正案、1ヶ条の追加と多少の修正	
1896. 3. 23		第9回議会 3月18日 貴族院 民法中修正案 3月23日	
1896. 4. 13	法典調査会委員会		57号議案配布 13巻
1896. 4. 20	法典調査会委員会		58号議案配布 13巻
1896. 4. 27		民法中改正案総則編、物権編、債権編、法律第 89号として公布	
1896. 4. 29	法典調査会委員会		59号議案配布 13巻
1896. 5. 9	法典調査会委員会		60号議案配布 13巻
1896. 5. 16	法典調査会委員会		61号議案配布 13巻
1896. 5. 20	法典調査会委員会		62号議案配布 13巻
1896. 6. 26	法典調査会委員会		63号議案配布 13巻
1896. 7. 24	法典調査会委員会		64号議案配布 13巻
1896. 8. 28		伊藤首相辞表提出	
1896. 9. 9	法典調査会委員会		65号議案配布 13巻

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

年次	法典調査会	事 項	日本立法資料叢書
1896. 9. 12	法典調査会委員会		66号議案配布 13巻
1896. 9. 18		第2次松方内閣成立	
1896. 9. 21	法典調査会委員会		67号議案配布 13巻
1896. 9. 28	法典調査会委員会		68号議案配布 13巻
1896. 10. 3	法典調査会委員会		69号議案配布 13巻
1896. 10. 12	法典調査会委員会		70号議案配布 13巻
1896. 10. 19	法典調査会委員会		71号議案配布 13巻
1896. 11. 9	法典調査会委員会		72号議案配布 13巻
1896. 11. 21	法典調査会委員会		73号議案配布 13巻
1896. 12. 4	法典調査会委員会		74号議案配布 13巻
1896. 12. 12	法典調査会委員会		75号議案配布 13巻
1896. 12. 22		第10通常議会招集 (12. 25開会、97. 3. 24閉会)	
1896. 12. 29		法典の施行延期に関する法律公布。1890年公布の商法の大部分、法例、民法財産取得編・人事編は98. 6. 30まで施行せず)	
1897. 6. 7	整理会	第13回	議事録14巻
1897. 6. 14	整理会	第14回	議事録14巻
1897. 6. 18	整理会	第15回	議事録14巻
1897. 7. 9	整理会	第16回	議事録14巻
1897. 7. 14	整理会	第17回	議事録14巻
1897. 7. 19	整理会	第18回	議事録14巻
1897. 7. 23	整理会	第19回	議事録14巻
1897. 9. 8	整理会	第20回	議事録14巻
1897. 9. 10	整理会	第21回	議事録14巻
1897. 9. 29	整理会	第22回	議事録14巻
1897. 10. 27	整理会	第23回	議事録14巻
1897. 12. 17	整理会	第24回	議事録14巻
1897. 12. 21	明治30年	第11通常議会招集 (12. 24開会、12. 25解散)	
1897. 12. 25		衆議院解散	
1898. 1. 12	明治31年	第3次伊藤内閣成立	
1898. 3. 15		第5回臨時総選挙	
1898. 4. 15	整理会	第25回	議事録14巻

行政社会論集 第22巻 第2号

年次	法典調査会	事 項	日本立法資料叢書
1898. 5. 14		第12特別議会召集（5.19開会、6.10解散）	
1898. 6. 10		親族編、相続編、第12回帝国議会で可決	
1898. 6. 10		衆議院解散	
1898. 6. 21		民法第4.5編法律第9号として公布（90.10.7公布、未施行の民法は廃止）。7.16施行	
1898. 6. 21		改正法例、戸籍法、人事訴訟手続法、非訴訟手続法、競売法各公布	
1898. 6. 24		伊藤首相辞表提出	
1898. 6. 30		大隈内閣成立	
1898. 7. 16		民法全編施行される。勅令第123号	
1898. 8. 10		第6回臨時総選挙	
1898. 10. 31		大隈内閣崩壊	
1898. 11. 7		第13通常議会招集（12.3開会、99.3.3閉会）	
1898. 11. 8		第2次山県内閣成立	

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

第2表 法典調査会出席委員

委員名	総会	主査会	小計	整理会	合計	世代 誕生-死亡	出自		留学経験	
							士族等	士族か不明、 農工商	あり	不明
全 体	14	21	35	25	60					
梅謙 次郎	14	21	35	25	60	1860 -1910	松江藩医2男		フランス留学、明治19年リヨン大学入学、博士号1位取得。明治22年ベルリン大学に入学	
穂積 陳重	14	21	35	25	60	1855 -1926	宇和島藩士二男		明治9年より英独に留学、ミドル・テンブルでパリスター、ベルリン大にも学び、14年帰国。	
田部 芳	12	19	31	22	53	1860 -1936		滋賀県	明治19年法学修業並裁判実務研究のため欧州へ派遣、明治23年帰朝	
長谷川 喬	11	21	32	20	52	1852 -1912		越前		当初大阪裁判所の英語通訳、のち司法官
富井 政章	14	21	35	12	47	1858 -1935	聖護院宮侍長男		明治10年私費フランス留学、リヨン大学法学部入学、明治16年法学博士号取得	
箕作 麟祥	13	20	33	12	45	1846 -1897	医師長男		慶応2(1866)年渡仏の機会を得てこの前後からフランス学を学ぶ	
土方 寧	11	13	24	19	43	1859 -1939	高知県士族の長男		明治20年英国留学、明治23年1ミドル・テンブル卒、パリストルの学位取得	
高木 豊三	12	18	30	11	41	1852 -1918		江戸出身	明治19年裁判事務取調のため欧州出張。	
横田 國臣	10	17	27	14	41	1850 -1923	島原藩士長男		19年欧州に出張し24年5月帰国	
穂積 八束	12		12	16	38	1860 -1912	宇和島藩士五男		井上毅に嘱望され、17~22年ドイツ留学、ラーバントの影響を受けた	
本野 一郎	13	11	24	6	30	1862 -1918	佐賀藩蘭学者の長子		明治6年から9年7月までパリで修業。17年リヨン法科大、22年7月法律博士	
村田 保	7	13	20	10	30	1843 -1925			明治4年にはイギリスへ、明治13年にはドイツへ刑律取調等のため出張。	
西園寺公望	9	18	27	2	29	1849 -1940	右大臣二男、養嗣子		明治3年渡仏パリ大学、15年憲法調査渡欧。18年オーストリア、ドイツ、ベルギー公使	
菊池 武夫	7	14	21	7	28	1854 -1912	南部藩用人の長男		明治8年アメリカ留学、明治10年6月ボストン大学法学部卒(バachelor of Law)	
三浦 安	9		9	17	26	1829 -1910	紀州藩士			元老院議員、貴族院議員、東京府知事、宮中顧問官
中村 元嘉	13		13	12	25	1838 -	高槻藩の貢士			名古屋控訴院長をへて大審院部長

行政社会論集 第22巻 第2号

委員名	総会	主査会	小計	整理会	合計	世代	出自	留学経験
南部 甕男	6		6	19	25	1845 -1923	土佐藩士長男。	裁判所長を歴任、29年大審院長。
尾崎 三良	6		6	17	23	1842 -1918	三条家家臣の養孫	慶応4(1868)年英国へ渡り法律を中心に勉学
清浦 奎吾	7		7	16	23	1851 -1907	僧侶の五男	内務官僚、山県有朋に信任された
末松 謙澄	9	14	23		23	1855 -1920	小倉藩大庄屋の4男	明治11年英国公使館付、15年ケンブリッジ大学入学、明治19年帰朝
井上 正一	4		4	17	21	1850 -1936	長門出身	ボワソナードにまなび、明治9年司法省法学校卒業後フランス留学
岡野敬次郎				20	20	1865 -1925	旧幕臣二男	24~28年ドイツなどに留学し、ギールケの指導を受ける
磯部 四郎	11		11	8	19	1851 -1923	旧富山藩老の第4子	明治5年司法省明法寮。後フランス留学、パリ大学、リサンシェ・アン・ドロア
伊藤 博文	10	9	19		19	1841 -1909	父農家、足軽の養子、長男	文久3年英国渡航、4-6年岩倉遣外使節団副使。15、16年、独、墺、英等憲法調査。
木下 広次	2	15	17	1	18	1851 -1910	熊本藩儒の二男	明治8年フランス留学、パリ大学入学、明治12年法律学士
都筑 馨六	8		8	10	18	1861 -1923	西条藩士の養子	明治15-19年ドイツ留学、ベルリン大学。21-23年フランス。
本尾敬三郎	8	10	18		18	1848 -1924	旧幕臣の三男	明治3年ドイツ留学、ベルリン大学に入り法制経済を修め、明治14年帰国
奥田 義人	9		9	8	17	1860 -1917	因幡出身	英吉利法律学校の創設にかかわり、後身の中央大学長
三崎亀之助	2	13	15	1	16	1858 -1906	丸亀藩士の子。	明治17年9月米公使館付
元田 肇	2	9	11	5	16	1858 -1938	杵築藩儒者の養子	明治13年弁護士
岸本 辰雄	8		8	6	14	1851 -1912	旧鳥取藩士	明治9年フランス留学、パリ大学、13年リサンシェ・アン・ドロア
鳩山 和夫	3	10	13		13	1856 -1911	美作勝山藩士第4子	明治8年米留学、10年コロンビア大学B・L、13年エール大学D・C・Lの学位取得。
阿部 泰蔵	6		6	6	12	1849 -1924	三河国吉田	明治9~10年渡米
重岡薫五郎				12	12	1862 -1906	伊予国	司法省法学校卒業後仏国法科大学に学び、博士号を得て帰朝。
富谷銚太郎				12	12	1856 -1936	下野出身	明治19年2月~23年2月法学修業並裁判事務研究のため欧州に派遣

ジェンダーの日本近現代史(3) (栗原 るみ)

委員名	総会	主査会	小計	整理会	合計	世代	出自	留学経験
河村讓三郎				11	11	1859 -1930	寺士の養子	明治19年2月～23年10月法学修業並裁判事務研究のため3年間欧州留学
末延 道成	11		11		11	1855 -1932	土佐出身	三菱汽船の支配人、日本郵船支配人、東京海上保険(株)
金子堅太郎	4		4	6	10	1853 -1942	父は福岡藩士	4年旧藩主に随行、岩倉遣外使節団。1878年ハーバード大学で法律学
熊野 敏三	1	7	8		8	1855 -1899	旧荻藩士	明治8年フランス留学、パリ大学、3年後にリサンシエ・アン・ドロア、その後研究生
山田喜之助	8		8		8	1859 -1913	菜種砂糖商の長男	英吉利法律学校創立につくす。司法省。弁護士。
大岡 育造	7		7		7	1856 -1928	山口県出身	明治14年自由党入党、15年神田共立学校長、22年東京組合代言人会長。
西 源四郎				7	7	1862 -1928	長門国	明治18年11月ベルギー留学、同国の大学に学ぶ。
星 亨	6		6	1	7	1850 -1901	左官職棟梁長男、医師養子	イギリスに留学、同国の法廷弁護士の資格をとる。
山田 東次	7		7		7	1858 -1899	神奈川県出身。	明治18年東京法学校卒業後、法律雑誌発行
小笠原貞信	6		6		6	1853 -1903	福島県出身	検事補、検事、仙台始審裁判所判事、のち代言人。
関 直彦	6		6		6	1857 -1934	江戸出身	英吉利法律学校講師、東京日日新聞記者、日報社社長、のち弁護士
高田 早苗	6		6		6	1860 -1938	江戸出身	明治17年8月～18年3月東京専門学校監督。
岡村 輝彦	5		5		5	1855 -1916	京都出身	横浜地方裁判所所長(明治18年8月7日～明治24年2月7日)
木下 周一	4		4	1	5	1851 -1907	佐賀士族	明治4年イギリス留学、明治5年頃文部陸軍両省留学生としてドイツ留学
千家 尊福	5		5		5	1845 -1918	出雲大社大宮司長男	明治17年9月大社教管長、明治21年6月元老院議員
斯波淳六郎	4		4		4	1861 -1931	前田家重臣の三男	明治17年4月ドイツ留学、ベルリン大学で国法・行政法・国際法を学ぶ。
伊東巳代治			3		3	1857 -1934	肥前長崎出身	明治15年伊藤博文にしたがい渡欧。憲法や諸法典の起草・制定に参画した。

行政社会論集 第22巻 第2号

委員名	総会	主査会	小計	整理会	合計	世代	出自	留学経験
河島 醇	3		3		3	1847 -1911	鹿児島藩士の長男	明治3-7年ドイツ留学、伊藤博文に随行、かつて学んだウィーン大学シュタインを紹介。
澁澤 栄一	3		3		3	1840 -1931	豪農長男、幕臣	慶応3年-明治元年パリ万国博覧会に随行、欧州の産業、制度を見聞
寺尾 亨				3	3	1859 -1925	福岡藩士二男	25~28年パリ大学留学、国際法を学ぶ。
小中村清矩	2		2		2	1822 -1895	商業の子、江戸	明治12年以後『古事類苑』の編纂に従事
細川潤次郎	2		2		2	1834 -1923	土佐藩士	明治4年米国出張、左院の諸役を勤め法制整備に広く関与。
江木 衷	1		1		1	1858 -1925	岩国藩士2男	18年英吉利法律学校設立に参加。民法典論争には英法派・延期派
曾禰 荒助				1	1	1849 -1910	山口藩家老の子	明治5年-10年フランス留学。明治26年5月特命全権公使・パリ駐箚公使、条約改正折衝
鶴原 定吉				1	1	1856 -1914	黒田藩士長男	明治18年外務書記生・ロンドン領事館、20年12月領事・天津